

令和 5 年

第 3 回美浜町議会定例会会議録

令和 5 年 9 月 5 日 開会

令和 5 年 9 月 20 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和5年第3回美浜町議会定例会会議録目次

9月5日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
報告第5号から認定第7号まで15件一括提案説明	4
散会	10

9月7日（木曜日）第2号

議事日程	11
会議に付した事件	11
会議に出欠席した議員	11
説明のため出席した者の職、氏名	11
職務のため出席した者の職、氏名	11
開議の宣告	11
町政に対する一般質問	12
○10番 荒井勝彦議員	12
1 日本福祉大学との今後の関係性について	
(1) 本町が知ったのはいつ頃でしたか。	
(2) 本町への影響は。	
(3) 存置学部に対する措置は。	
(4) 運動公園に対する影響は。	
(5) 小中一貫校に対する影響は。	
(6) 包括協定書について説明を。	
2 登下校時における小中学生の持ち物について	
(1) 持ち物の重さを量ったことは。	
(2) 携行品に係る配慮はどうですか。	
(3) デジタル教科書への対応は。	
(4) 置き勉強についての反応は。	
(5) 小中一貫校での対応は。	
○1番 都筑新悟議員	21
1 ごみ減量化に伴う住民負担の軽減策について	

- (1) 他市町とのごみの排出量の比較は。
- (2) エコステーションを増設する考えは。
- (3) 住民負担を軽減する施策は。
- 2 美浜町巡回ミニバスの充実について
 - (1) 現在の巡回ミニバスの所有台数と乗車人数は。
 - (2) 手押し車等を持つての乗車は。
 - (3) 福祉車両の利用について
 - (4) 巡回ミニバスのコース増設の考えは。
 - (5) 広告収入を得る考えは。
- 3 名鉄ダイヤ改正に伴う対策について
 - (1) 利用者の声の把握は。
 - (2) 町としての対応策は。
- 6 番 野田謙弥議員 3 2
 - 1 総合公園拡張事業について
 - (1) 拡張事業の予定変更は検討していますか。
 - (2) 予算を抑える方策は。
 - 2 町政70周年記念事業について
 - 3 ふるさと納税について
 - (1) ふるさと納税の収支状況は。
 - (2) 返礼品開発の計画は。
 - (3) 今後のPRは。
 - 4 生涯学習について
 - (1) 河和城整備の現状は。
 - (2) 「美浜町歴史かるた」の活用は。
- 9 番 廣澤 毅議員 3 6
 - 1 町内の活性化及び交流人口を増やすための施策について
 - (1) 今回のイベントの成果は。
 - (2) 町内の活性化を図るための計画は。
 - (3) 名鉄知多新線の利用客を増やす施策の実施は。
 - 2 災害時の避難所整備について
 - (1) 非構造物の耐震化は。
 - (2) 受水槽の修繕は。
- 5 番 橋場友昭議員 4 6
 - 1 中学校の部活動について
 - (1) 両中学校の部活動についてスポーツ部・文化部の現状は。
 - (2) 部活動の移行に向けての問題点は。
 - (3) スポーツ部の指導者の確保に向けての取組は。
 - (4) 文化部の指導者の確保に向けての取組は。

(5) 今後地域との連携が必要になると考えますが、移行に向けては。

2 ICTを活用した学習について

(1) 本町のGIGAスクールとICT活用の現状は。

(2) GIGAスクールとICTの問題点は。

○11番 大岩 靖議員 5 2

1 美浜町の今後の財政シミュレーションについて

(1) 運動公園整備事業及び総合公園拡張事業における起債償還計画は。

(2) 小中一貫校建設における起債償還計画は。

(3) その他、町が抱える起債償還計画は。

2 運動公園陸上競技場の運営等に関する日本福祉大学との協議は。

散 会 5 9

9月8日（金曜日）第3号

議事日程 6 1

会議に付した事件 6 1

会議に出欠席した議員 6 1

説明のため出席した者の職、氏名 6 1

職務のため出席した者の職、氏名 6 1

開議の宣告 6 1

町政に対する一般質問 6 2

○8番 森川元晴議員 6 2

1 美浜町運動公園整備事業費の概要について

(1) 計画された工事完了である令和9年度までの建設費について

(2) 建設費が増額した場合の財源捻出について

(3) 借入金の返済計画について

(4) 維持管理費等について

(5) 経済効果の試算は。

(6) 周辺整備の必要性と財源について

2 道路管理について

○2番 茶谷佳宏議員 7 1

1 第9期介護保険事業計画策定について

(1) 令和4年度末の介護給付費準備基金の残高は。

(2) 第9期介護保険事業計画策定に向けて制度改正等は。

(3) 第9期介護保険事業計画に基金を取崩して保険料を引き下げる考えは。

2 子ども医療費の拡充について

(1) 知多管内で来年度拡充を検討している自治体は。

(2) 本町も18歳までの通院医療費の助成を。

○12番 野田増男議員 7 8

- 1 小中学校再編について
 - (1) 日本福祉大学との連携は。
 - (2) 小中一貫校の運動公園活用は。
 - (3) 小中一貫校建設場所の検討状況は。
- 2 アサリの漁獲量の激減等について

散 会 8 7

9月12日（火曜日）第4号

議事日程	8 9
会議に付した事件	8 9
会議に出欠席した議員	8 9
説明のため出席した者の職、氏名	8 9
職務のため出席した者の職、氏名	9 0
開議の宣告	9 0
同意第3号（質疑・討論・採決）	9 1
承認第4号（質疑・討論・採決）	9 1
議案第34号（質疑・委員会付託）	9 2
議案第35号（質疑・委員会付託）	9 3
議案第36号（質疑・委員会付託）	9 9
議案第37号（質疑・委員会付託）	1 0 0
認定第1号から認定第7号まで7件一括（質疑・委員会付託）	1 0 0
発議第6号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 0 5
散 会	1 0 6

9月20日（水曜日）第5号

議事日程	1 0 7
会議に付した事件	1 0 7
会議に出欠席した議員	1 0 7
説明のため出席した者の職、氏名	1 0 7
職務のため出席した者の職、氏名	1 0 8
開議の宣告	1 0 8
議案第34号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 9
議案第35号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 0
議案第36号から議案第37号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 2
認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
認定第2号から認定第4号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 7
認定第5号から認定第7号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 9
議案第38号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 2 1

議員派遣の件について	1 2 3
議会閉会中の継続調査事件について	1 2 3
閉 会	1 2 4

令和5年9月5日（火曜日）

第3回美浜町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月5日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第5号 専決処分事項の報告について

報告第6号 専決処分事項の報告について

同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について

承認第4号 専決処分事項の報告承認について

議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番 都 筑 新 悟 君

2番 茶 谷 佳 宏 君

3番 大 崎 暁 美 君

4番 丸 田 博 雅 君

5番 橋 場 友 昭 君

6番 野 田 謙 弥 君

7番 中須賀 敬 君

8番 森 川 元 晴 君

9番 廣 澤 毅 君

10番 荒 井 勝 彦 君

11番 大 岩 靖 君

12番 野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（21名）

町 長 八 谷 充 則 君

副 町 長 杉 本 康 寿 君

総 務 部 長 中 村 裕 之 君

厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君

産 業 建 設 部 長 宮 原 佳 伸 君

総 務 課 長 百 合 草 俊 晴 君

秘 書 課 長 大 松 知 彰 君

企 画 課 長 戸 田 典 博 君

防災課長	富谷佳成君	税務課長	小島康資君
住民課長	藪井幹久君	福祉課長	三枝美代子君
健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	谷川雅啓君
産業課長	三枝利博君	建設課長	茶谷昇司君
都市整備課長	平野和紀君	水道課長	竹内健治君
会計管理者	宮崎典人君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	山本圭介君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	議会係主査	江本真実君
--------	-------	-------	-------

[午前9時00分 開会]

○議長（大嵯暁美君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第3回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたことから、マスクの着用は個人の判断としておりますので、冒頭お伝えさせていただきます。

さて、本定例会は、令和4年度の決算認定を審査いたします。決算認定の意義は、昨年度1年間の予算執行が当初の目的とする効果を上げているかどうかを客観的に判断し、改善点や反省事項を把握し、今後の予算編成や行政運営の改善に役立てるといことです。議員は決算内容をしっかりと把握、分析し将来に生かす、そしてまた、財政状況を町民に正しく伝えられるよう決算審査をお願いいたします。

では、会議に先立ち、お願いいたします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しております。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御協力、御理解をお願いいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう、併せてお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第3回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におきましては全員御出席いただき、まずもってお礼を申し上げます。

6月議会終了後開いた、小中一貫校の説明会、そして7月に開いた町政報告会、非常に多くの皆様に御参集いただきました。議員の皆様方にも御出席いただきまして、本当にありがとうございます。本当に非常に、小中一貫校に対する住民の皆さんの関心の高さということを改めて実感するとともに、期待の大きさ、あるいは関心の高さということを認識し、今、非常に厳しい財政状況とっておりますけれども、厳しい厳しいというものの、実はそれほど厳しいとは思っていないのですが、これを小中一貫校をやっっていこうとすると、やはり厳しいということですね。それをどうやってやっっていくかということを、今、一生懸命担当と話ししておりますので、その

辺のことについても今回一般質問で質問が出ているようです。お答えできる範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

また、運動公園、総合公園の事業についても、やはり皆様方の関心が高く、事業費がどのくらい増えるのかといった御質問が出ておりました。こうしたことも含めて、今、検討している状況について、この議会において説明をしていきたいと、このように考えております。

水道料金についても、皆様方に御負担をいただくわけですが、こうしたことも今回の議題に上程をさせていただいております。しっかりと説明をまいりますので、御審議のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、今回の一般会計の補正予算には、令和3年度に実施しました臨時特例給付金の誤支給に係る予算を計上させていただいております。本当に厳しい財政の中、申し訳ないと思っております。担当には注意をしまして、今後仕事で取り返すようにという指導もしましたが、こうしたことが起こらないように、よりチェック体制をきっちりとして、要綱の隅々まで読むようにということを徹底してまいりたいと思っております。

なお、今回の議会では、先ほど議長さんから御説明もありましたとおり、決算の認定に係る審議もお願いしております。まさに決算というのは、前年度の当初、皆様方に説明した事業が正しく執行されているのか、その事業目的に対して成果はどうであったのか、果たしてこれを今後も続けていく必要があるのか、そういった観点等で皆様方には厳しく審査をしていただきたい、このように思っております。そしてそれを、今後の町政に共に生かしていきたい、このように考えております。

議員の皆様方におかれましては、町行政に対して、そうした意味も含めて一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

教育長並びに教育部長より、体調不良により本日の会議を欠席する旨連絡がありましたので、報告いたします。

次に、監査委員より、令和5年5月分、6月分及び7月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたので、御確認をお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大寄暁美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番 丸田博雅議員、10番 荒井勝彦議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大寄暁美君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間と決定しました。

日程第3 報告第5号 専決処分事項の報告についてから

認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで15件一括提案説明

○議長（大寄暁美君）

日程第3、報告第5号 専決処分事項の報告についてから認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上15件を一括議題といたします。

以上15件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日御提案申し上げますのは、報告第5号 専決処分事項の報告についてをはじめとして15件でございます。早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第5号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る令和4年6月10日午後7時頃、美浜町大字河和字六反田171番地1地先、町道4219号線を散歩中、側溝の破損部に足がはまり、負傷する事故が発生いたしました。この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、賠償金額2万1,534円で協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、賠償の額及び和解について、令和5年6月23日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償保障保険から支払われることとなっております。

次に、報告第6号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る令和5年5月1日午前10時30分、美浜町総合公園内の植栽帯において、町会計年度任用職員が草刈り作業をしていたところ、草刈機によって跳ねた石が、県道小鈴谷河和線を走行中の自動車のフロントガラスに当たり、フロントガラスが破損する事故が発生いたしました。この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、賠償金額22万2,859円で協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、賠償の額及び和解について、令和5年6月26日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償保障保険から支払われることとなっております。

次に、同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、美浜町教育委員会委員の石垣由貴子氏及び大岩絵里子氏が、来る9月30日をもって任期満了となります。両氏とも地元の人望も厚く、教育現場にも熟知され、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございますので、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は、令和5年10月1日より令和9年9月30日までの4年間でございます。

次に、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、令和5年度美浜町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。去る6月2日、台風2号の影響により活発化した梅雨前線による大雨により、河和漁港及び西海岸に大量の流木等が漂着するなどの被害が発生し、復旧のため早期に予算編成する必要が生じました。

第1条において、歳入歳出それぞれ1,449万9,000円を追加し、補正後の予算額を82億9,622万7,000円とするものでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、6月23日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとでございます。

次に、議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、水道料金等の改定に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ5億7,466万4,000円を追加し、補正後の予算額を88億7,089万1,000円とするものでございます。

第2条は継続費の補正、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございます。

次に、議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ332万2,000円を追加し、補正後の予算総額を22億8,608万1,000円とするものでございます。

次に、議案第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ9,311万6,000円を追加し、補正後の予算総額を19億3,868万7,000円とするものでございます。

次に、認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、一般会計の決算額は、歳入総額98億7,011万5,000円、歳出総額94億9,071万4,000円、歳入歳出差引額は3億7,940万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額1,391万8,000円を差し引いた3億6,548万3,000円が実質収支額となりました。

次に、認定第2号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額22億3,438万9,000円、歳出総額22億559万2,000円で、歳入歳出差引額2,879万7,000円の黒字となりました。

次に、認定第3号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額3億6,316万8,000円、歳出総額3億6,046万1,000円で、歳入歳出差引額270万7,000円の黒字となりました。

次に、認定第4号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額18億5,543万1,000円、歳出総額17億6,466万2,000円で、歳入歳出差引額9,076万9,000円の黒字となりました。

次に、認定第5号 令和4年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに3,000円となりました。

次に、認定第6号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出ともに3,115万6,000円となりました。

次に、認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、初めに、剰余金の処分については、未処理利益剰余金1,343万6,000円を資本金に組み入れることとし、地方公営企

業法第32条第2項の規定に基づき、議会に議決をお願いするものでございます。

次に、決算の認定についてでございますが、収益的収支の収入は5億642万7,000円、支出は4億7,456万3,000円となり、消費税精算後の当年度純利益は1,343万6,000円となりました。

次に、資本的収支の収入は1億1,168万7,000円、支出は2億7,705万3,000円となり、収支の不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、承認第4号から議案第37号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

[降壇]

○総務課長（百合草俊晴君）

次に、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、3目港湾施設災害復旧費、14節工事請負費では、港湾施設災害復旧工事費を計上いたしました。

次に、歳入でございますが、補正予算書の12、13ページを御覧ください。

16款県支出金、1項県負担金、4目災害復旧費県負担金において、流木等処理に係る県の負担金を、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金において、今予算の財源不足分の繰入金を計上いたしました。

承認第4号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

次に、議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、インボイス制度の導入に伴います水道料金の端数処理の規定及び給水収益を全体で20%増とするための水道料金等の改定を行うものでございます。

資料2、美浜町水道事業給水条例新旧対照表を御覧ください。

まず、第8条の表では、分担金の見直し及び字句の整理、第23条では、今回の料金改定に伴い、「準備料金」という呼び名を「基本料金」に改正いたします。ただし書では、インボイス制度の導入に伴い、切り捨てる端数を「10円未満」から「1円未満」に改めております。

また、表では、口径ごとの準備料金及び水量料金等の改定及び字句の整理を、第27条では、「準備料金」を「基本料金」に改め、第30条では、手数料につきまして県内市町の状況を踏まえて、設計審査手数料、工事検査手数料を見直し、各種証明手数料、配管図複写手数料を新設し、併せて行ずれの整理をしております。

なお、施行日でございますが、議案書の附則に戻っていただきまして、端数処理に関する第23条ただし書の改正規定につきましては令和5年10月1日から、分担金及び手数料に関する第8条及び第30条の改正規定につきましては令和6年4月1日から、準備料金を基本料金とし料金を改定する第23条及び第27条の改正規定につきましては令和6年5月1日でございます。

議案第34号についての説明は、以上でございます。

○総務課長（百合草俊晴君）

次に、議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

初めに、歳出から説明しますので、補正予算書20ページ、21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の特別職人件費では、特別職に係る職員共済組合負担金の増を、

7目企画費では、区へのエネルギー高騰対策支援金について、一般財源から国庫支出金への財源更正を、11目基金費の基金積立事業では、事業費の確定や普通交付税等が見込みより増加したことによる各基金の積立金の増を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の低所得世帯支援給付金給付事業では、住民税非課税世帯給付金補助金の過年度返還金を、2目老人福祉費、介護保険事業では、地域支援事業及び過年度低所得者保険料軽減分に伴う繰出金の増を、3目障害者福祉費の障害福祉サービス事業では、障害者支援負担金の過年度返還金を、地域生活支援事業では、地域生活支援事業費等補助金の過年度返還金を、6目国民健康保険費の国民健康保険事業では、国保システム改修分に伴う国民健康保険特別会計繰出金の増を計上いたしました。

22、23ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉事業では、子ども子育て交付金、児童手当交付金及び子育て世帯生活支援特別給付金の過年度返還金を、2目保育所費の保育所運営事業では、野間保育所爆裂補修及び布土保育所玄関ドア修繕に対応する保育所施設維持修繕工事費を、3目児童福祉施設費の子育て支援センター運営事業では、職員配置の見直しに伴う会計年度任用職員報酬等の増を、4目特定教育保育施設給付事業費の特定教育保育施設給付事業では、認定こども園に係る保育所等給食費軽減対策支援金を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の保健センター管理運営事業では、空調設備保守点検業務委託料を、出産・子育て応援交付金事業では、出産・子育て応援交付金の交付に要する経費の増を計上いたしました。

24、25ページを御覧ください。

2目予防費の予防接種事業では、風疹ワクチン接種事業補助金の過年度返還金を、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、健康管理システム改修委託料及び予防接種健康被害救済制度給付金を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農業振興事業では、農業収入減少対策事業補助金の増を、4目畜産業費の畜産業振興事業では、酪農経営継続緊急支援金として畜産団体連合会補助金を、3項水産業費、3目漁港管理費の漁港維持管理事業では、漁港流木等撤去工事費を計上いたしました。

26、27ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費の商業団体育成事業では、地域応援クーポン券事業委託料及びキッチンカー購入等補助金を計上いたしました。

8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費の建築物耐震改修促進事業では、希望者数の増に伴う民間木造住宅耐震診断委託料の増を、4目公園管理費の都市公園整備事業では、設計変更に伴う運動公園整備事業委託料の増を、6項住宅費、1目住宅管理費の住宅管理事業では、河和団地集会室の空調設備改修工事費を計上いたしました。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設整備事業では、旧河和南部小学校財産処分に伴う国庫返還金の再算定による過年度返還金の増を計上いたしました。

28、29ページを御覧ください。

5項保健体育費、3目学校給食センター運営費では、学校給食費に関し、諸収入及び一般財源から国庫支出金への財源更正を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明いたします。

14、15ページを御覧ください。

10款地方特例交付金においては、国からの交付額確定通知による当初予算との差額の減を、11款地方交付税に

においては、普通交付税の交付額確定による当初予算との差額の増を、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金においては、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金を、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増を、3目衛生費国庫補助金においては、出産・子育て応援交付金事業補助金の増及び健康管理システム改修に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を、5目土木費国庫補助金においては、住宅耐震改修及び都市公園整備に係る社会資本整備総合交付金の増を計上いたしました。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金においては、元気な愛知の市町村づくり補助金の確定による増を計上いたしました。

16、17ページを御覧ください。

2目民生費補助金においては、認定こども園に係る保育所等給食費軽減対策支援金を、3目衛生費県補助金においては、出産・子育て応援交付金事業補助金の増を、5目土木費県補助金においては、民間木造住宅耐震診断費補助金の増を、8目商工費県補助金においては、地域応援クーポン券事業に係るげんき商店街推進事業費補助金を計上しました。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金においては、令和4年度介護保険特別会計の精算に伴う繰入金の増を計上いたしました。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、今予算が歳入超過になったことによる財政調整基金繰入金の減を、4目都市計画事業基金繰入金においては、社会資本整備総合交付金の確定に伴う都市計画事業基金繰入金の減を計上いたしました。

20款繰越金においては、前年度繰越金の確定に伴う増を計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、3目雑入、1節学校給食費においては、多子世帯給食費減免事業に伴う減を、4節雑入においては、過年度分の児童手当負担金等精算分の増を計上いたしました。

22款町債、1項町債、3目土木債においては、社会資本整備総合交付金の確定に伴う公園整備事業債の増を、5目臨時財政対策債においては、発行可能額が確定したことに伴う臨時財政対策債の減を計上しました。

次に、6ページ、第2表継続費補正を御覧ください。

継続費の都市公園整備事業について、期間を令和4年度から令和6年度まで、総額を2億8,920万円増額し、20億8,320万円とし、年割額を令和4年度は17億1,000万円、令和5年度は2億1,820万円、令和6年度は1億5,500万円に変更するものでございます。

次に、7ページ、第3表債務負担行為補正を御覧ください。

債務負担行為の運動公園整備事業委託料について、期間を平成31年度から令和9年度までに、限度額を2億3,430万3,000円増額し、21億6,429万5,000円に変更するものでございます。

次に、8ページ、第4表地方債補正を御覧ください。

公園整備事業により、公園整備事業債を6,880万円増額し、限度額を1億9,650万円に、また、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことにより、臨時財政対策債の限度額を1,490万円減額し、5,510万円に変更するものでございます。

議案第35号の説明は以上でございます。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初

めに歳出から御説明しますので、補正予算書の52、53ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、一般管理事業において、国保システム改修委託料332万2,000円を計上いたしました。この国保システム改修は、地方税法の改正により、令和6年1月1日から施行となります。産前産後の国民健康保険税の免除に対応するためにシステム改修する費用でございます。

次に、歳入を御説明しますので、50、51ページを御覧ください。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金において、事務費等繰入金として歳出で計上しました国保システム改修委託料費用と同額を増額計上いたしました。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金において、繰越金の増額に伴い同額を減額計上いたしました。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金において、前年度繰越金の確定により増額計上いたしました。

議案第36号の説明は以上でございます。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の70、71ページを御覧ください。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、2 目任意事業費、家族介護支援事業において、紙おむつ等支援事業の利用増により、20万円を増額計上いたしました。

4 款、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金において、4,734万4,000円を増額計上いたしました。これは、前年度繰越金から国・県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金と一般会計への繰出金を差し引いた残額を次期計画期間の保険料上昇の抑制に充てるため、積み立てるものでございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び加算金、2 目償還金、過年度国庫県支出金等償還金におきましては、令和4年度の介護給付費等における国、県の負担金及び社会保険診療報酬支払基金の交付金の精算に伴い、超過額を返還する経費として1,895万9,000円を増額計上いたしました。

2 項繰出金、1 目一般会計、一般会計繰出金におきましては、令和4年度の一般会計からの繰入金の精算に伴い、超過額を返還する経費として2,661万3,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。66、67ページを御覧ください。

歳出の紙おむつ等支援事業費の増額に伴い、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、4 款県支出金、2 項県補助金、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、それから6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、2 項、1 目基金繰入金、介護保険給付費準備基金繰入金において、国、県、町のそれぞれの負担割合に応じて増額計上いたしました。

3 款、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、過年度介護給付費交付金においては、令和4年度介護給付費の精算に伴う追加交付の153万2,000円を増額計上いたしました。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目低所得者保険料軽減繰入金、過年度低所得者保険料軽減繰入金においては、令和4年度の精算に伴う追加交付61万6,000円を一般会計より繰り入れるため、増額計上いたしました。

68、69ページを御覧ください。

7 款、1 項、1 目繰越金においては、前年度からの繰越金9,076万8,000円を増額計上いたしました。

議案第37号の説明は以上でございます。

○議長（大寄暁美君）

報告第5号 専決処分事項の報告についてから認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び

決算の認定についてまでの説明が終わりました。

○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日9月6日を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、明日9月6日を休会とすることに決定いたしました。

来る9月7日は午前9時より本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時45分 散会〕

令和5年9月7日（木曜日）

第3回美浜町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月7日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	都筑新悟君	2番	茶谷佳宏君
3番	大寄暁美君	4番	丸田博雅君
5番	橋場友昭君	6番	野田謙弥君
7番	中須賀敬君	8番	森川元晴君
9番	廣澤毅君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	野田増男君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	中村裕之君
厚生部長	高橋ふじ美君	産業建設部長	宮原佳伸君
教育部長	夏目勉君	総務課長	百合草俊晴君
秘書課長	大松知彰君	企画課長	戸田典博君
防災課長	富谷佳成君	税務課長	小島康資君
住民課長	藪井幹久君	福祉課長	三枝美代子君
健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	谷川雅啓君
産業課長	三枝利博君	建設課長	茶谷昇司君
都市整備課長	平野和紀君	水道課長	竹内健治君
会計管理者	宮崎典人君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	山本圭介君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	議会係主査	江本真実君
--------	-------	-------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、お越しいただきました傍聴者の皆様、朝からありがとうございます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたことから、マスクの着用は個人の判断としておりますので、冒頭お伝えさせていただきます。

さて、数日前の新聞に、物価上昇により個人消費が落ち込んでいるという記事があり、不要なものを買わない、消費することに罪悪感を覚える人もいると書いてありました。しかし、数年前、コロナの感染が拡大する中、飲食店や生産者を応援する消費が注目されました。そのときは、消費が美德とされていたのです。たった数年で意識が変わることに驚かされ、物事にはいろいろな側面があり、社会や環境によって変化することもあるのだと改めて思いました。

本日は、一般質問です。それぞれが異なるバックグラウンド、経験、専門知識を持った議員が問題意識を持って、町の事業や施策の問題点や不明瞭な点について質問します。よりよい町政運営に向けて議論が深められることに期待します。

では、会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しております。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、本日は観光PRを目的に、灯台ポロシャツを着用しての一般質問としております。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう、併せてお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大寄暁美君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、9名の議員より質問の通告書をいただいております。本日はそのうち6名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含めて50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおきましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後の再質問においては、一問一答とします。なお、質問を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は、お慎みいただくようよろしくお願いいたします。

最初に、10番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔10番 荒井勝彦君 登席〕

○10番（荒井勝彦君）

それでは、皆さんおはようございます。チャレンジMIHAMA、10番 荒井勝彦でございます。

今年は、猛暑日さらには酷暑日、このような続いた夏でございましたが、9月に入りまして、朝晩は少しずつですが、秋の片りんを感じられるようになってまいりました。

さて、皆さん御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の位置づけが本年5月8日から第5類の感染症となりましたので、少しずつ日常の生活を取り戻し始めました。しかし、7月下旬に気の緩みからか、もう健康だけが取り柄の私も、とうとうこのはやり病に罹患をしてしまいました。しっかりとワクチン接種をしていただいたからか、いっとき発熱をいたしましたですがすぐに解熱をいたしまして、現在は後遺症もなく、元気に過ごしております。自宅療養中に、関係各位におかれましては、大変御心配、御迷惑をおかけいたしましたことをおわびを申し上げます。皆さんも気を緩めることなく、基本的な手洗い、うがいを励行し、防疫に努めていただきたいと思います。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出させていただいております一般質問通告書に基づきまして、今回は2つの大きな質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

1つ目の質問です。

日本福祉大学との今後の関係性についてお尋ねいたします。

本年7月、日本福祉大学は、社会福祉学部の東海キャンパスへの移転を発表いたしました。7月24日、中日新聞朝刊1面トップに大きく取り上げられておりましたので、多くの方が知るところとなりました。福祉大学の根幹の移転により、本町が受ける影響は大なるものがあると思います。

また、本年3月の名鉄知多新線のダイヤ改正において、福祉大学の最寄りの知多奥田駅では、午前8時以降は富貴駅と内海駅との間、折り返しの運転となって、名古屋方面へ向かうには、必ずこの富貴駅で乗換えをしなければならなくなりました。名古屋方面から福祉大学へ通うのも、当然、この富貴駅での乗換えを強いられることになってしまいます。さらに、本年9月30日からこの富貴駅でも終日駅員のいない無人駅となると、このように発表をされております。

このように、日本福祉大学及び附属高校に通学する学生、生徒の皆さんにとっては大変不便となり、ひいては本町の衰退を招く一因となってしまうと思われまます。私立大学の経営方針に意見をいう立場にないことは重々承知の上でございますが、本町が今後のまちづくりにおいて、日本福祉大学と共存共栄を図り、末永く存続していくための方策をお尋ねいたします。

1つ目です。この件、キャンパスが移転するという件でございますが、知ったのはいつ頃だったのでしょうか。大学創設70周年の事業と伺ったのですが、学部移転を本町が知ったのはいつ頃だったのでしょうか。お答えを願います。

影響についてですが、2つ目です。学部が移転することにより、本町には様々な影響が出てくると思われまます。とりわけ経済的な損失については、どのようにお考えでしょうか。

3つ目です。存置学部に対する措置のことでございますが、美浜キャンパスに存続する学部、教育・心理学部、スポーツ科学部、この2つは美浜に残っていただけるそうですが、それと福祉大学の附属高校に対する措置、これは本町としては何か考えておられますでしょうか。

4つ目です。運動公園に対する影響ですが、来年度、一部供用が始まる運動公園に対する影響はどうでしょうか。

5つ目です。小中一貫校に対する影響でございます。令和10年度開校を目指す本町の小中一貫校に対する影響はどうでしょうか。現時点では、建設候補地の一つである奥田地区には運動公園を建設中であり、福祉大学の協力

を得やすいことから、有力な候補地であると思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

6つ目です。包括協定書についてお尋ねをいたします。

本町が大学と結んでいる美浜町と日本福祉大学・日本福祉大学附属高校との連携に関する包括協定書の内容について説明をお願いいたします。

2つ目の大きな問題に移らせていただきます。

登下校時における小中学生の持ち物についてお尋ねをいたします。

9月に入りまして新学期が始まり、本町でも小中学生が元気に登校する姿が見られるようになりましたが、近年、子供たちの登下校時の持ち物の重さが大変気になるようになってまいりました。

ここで、モニターを御覧ください。

これは、一般社団法人教科書協会の教科書発行の現状と課題2023年度版より使用のお許しをいただいて、皆さんに御覧をいただくものでございます。

御覧のように、小学校においては、平成17年度と令和2年度を比較しますと、教科書のページ数が75%も増えております。同じく中学校において、平成18年度と令和3年度の比較では51%弱ページ数が増えております。当然のことながら紙の教科書でございますので、その重さが小さな子供たちの肩に重くのしかかってまいります。私たちが子供の頃はもっと小さな教科書でしたが、大判になりましたし、脱ゆとり教育ということでこのページ数が増えたのではないかなど、このように分析されている方もお見えになりました。

ある調査によれば、小学生ではランドセルが最も重い日の荷物の重量、これ平均4.7キログラムで、ランドセルの重さも含めると6キログラムに達することが明らかになっております。一般的に子供の体重の10%までが背負っていく荷物の限界ではないかということ、調査をされている方もお見えになります。小学校の1年生から3年生までぐらいの平均の体重は25キロから30キロぐらいではないかと。そのうちの10%といいますと2.5キロから3キロ、これは倍ぐらいの荷物を背負って行くこととなります。ランドセル症候群といまして、心と体の不調を訴える子供たちも増えてきたようでございます。

また、本町では、河和南部小学校の学区や小野浦、内扇地区の子供たちは、スクールバスでの通学となりましたが、多くの子供たちがこの重たい荷物を背負って徒歩で登校をしています。これらのことを踏まえて、以下の質問をさせていただきます。

1つ目です。持ち物の重さですけれども、本町では、子供たちの持ち物の重さを過去に量ったことがありますでしょうか。ランドセルの中の教科書を含めて、体操着、水筒、習字道具、給食の袋、その他もろもろのものを含めた重さを量ったことがありますでしょうか。

2つ目です。2018年9月6日付で文部科学省は、「児童生徒の携行品に係る配慮について」という内容の文書を発出しておりますが、これを受けて本町ではどのように対応されたでしょうか。

3つ目です。デジタル教科書のことですが、2018年5月の学校教育法の一部を改正する法律によりまして、2019年4月より紙の教科書の一部をデジタル教科書に替えて使用することが認められておりますが、本町の対応はどうでしょうか。

4つ目です。置き勉強についてお尋ねをいたします。

家庭学習に必要な教科書を学校に置いていく、いわゆるこれ置き勉強と言うそうですが、これについては、本町はどのように対応されておられますでしょうか。

5つ目です。小中一貫校での対応についてお尋ねをいたします。

まだまだ先とはいっても令和10年開校を目指しておりますので、この小中一貫校では、これらの児童生徒の携

行品に係る配慮について、置場所も含めた対応を実施していく考えはありますでしょうか。

まだ、最終的な建設場所も決まっていない今の段階で時期尚早ではあると思いますが、私は過去に、中学校の教室の後ろに生徒の持ち物を入れていくロッカーの改修工事をさせていただいたことがありました。生徒1人分の専用スペース、これはそれぞれ内のり寸法、内のり寸法とは内々の寸法ですが、幅が413ミリ、高さが290ミリ、奥行きが400ミリ、その箱状で3段の15列、教室の一番後ろ、後ろには黒板がありますが、その下の部分に並んでおりまして、オープンな形状でございます。これでは、盗難の心配も否めません。新しい学校では、細かい配慮もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、私の壇上での質問を終わります。場合によっては、再質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。早朝より傍聴に来ていただいた皆様ありがとうございます。また、議員の皆様、先ほど議長からありましたように、誠実で簡明な答弁を職員一同心がけてまいります。よろしくお願います。また、挨拶にもありましたように、よりよい町政運営、そして、それによってそのために議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、荒井議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、質問の1点目をお答えしまして、御質問の2点目につきましては、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、日本福祉大学との今後の関係性についての御質問の1点目、本町が知ったのはいつ頃でしたかについてでございますが、私が町長に就任した2日後の本年4月28日、役場におきまして、日本福祉大学の理事長から今後のキャンパス展開についての説明の中で、令和9年4月に社会福祉学部を美浜キャンパスから東海キャンパスへ移転する旨の説明を受けました。

次に、御質問の2点目、本町への影響はについてでございますが、経済的損失等において、明確な金額を算出することはできませんが、現在、美浜キャンパスには2,972人の学生が在籍しております。そのうち、社会福祉学部の学生は1,275名、本町に下宿している学生は371名でございます。このような状況から、今後の経済損失として想定されることは、地方交付税の減やアパート家賃収入の減、町内経済消費額の減が考えられ、さらには、町の活性化にも影響があると考えております。

次に、御質問の3点目、存置学部に対する措置はについてでございますが、平成22年10月に締結いたしました美浜町と日本福祉大学・日本福祉大学附属高校との連携に関する包括協定書に基づき大学、高校と連携し、今以上に関係を深めてまいります。主には、教育・心理学部につきましては、小中一貫校を含む学校教育の向上を、スポーツ科学部につきましては、運動公園の整備事業を含むスポーツ振興、健康づくりなどの取組を実施していきたいと考えております。

次に、御質問の4点目、運動公園に対する影響はについてでございますが、美浜キャンパスで在学する学生数が減少することにより、部活動やサークル活動による利用者数の減少の影響は考えられますが、運動公園の運営に当たっては、名鉄知多奥田駅の高架下に日本福祉大学と共同で開設しておりますみはまスポーツまちづくり推進室が中心となり、安定した事業運営に向けて、スポーツ科学部をはじめとし、観光協会等の地域団体とも協力

しながら、運動公園の活性化を進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の5点目、小中一貫校に対する影響はについてでございますが、本町と日本福祉大学とは、包括協定に基づき、これまでもまちづくり、福祉、スポーツなど、多分野において連携を推進しておりますが、現在、学校教育の分野においても、教育・心理学部長や教育実践研究センター長と本町教育長との懇談の場を定期的に持ち協議を進めております。具体的な活動といたしましては、教職インターンシップ、スポーツフィールドワーク、特別支援学級や中学校部活動等での学生ボランティアなど、小中学校との連携を行っております。また、最近では、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたパラスポーツ教育の取組や奥田小学校をモデル校にし、美浜版トワイライトスクールなども実施しております。

今後においても、本町が目指す新たな小中一貫校と日本福祉大学の教育・心理学部、スポーツ科学部といったそれぞれの学部との連携を図りながら、特色ある学校教育の充実、スポーツを核としたまちづくりを目指しておりますので、大きな影響はないものと考えております。

次に、御質問の6点目、包括協定書についての説明をについてでございますが、平成22年10月22日に美浜町、日本福祉大学及び日本福祉大学附属高校の3者により包括協定書を締結いたしました。本協定の目的といたしましては、3者が包括的な連携、協力の下、豊かな自然を守り、地域の活性化、人材育成、福祉・文化の向上等に寄与することを目的としております。また、連携・協力事業としては、地域の活性化、振興に関することやスポーツ振興、健康づくりの振興に関する事など6つの事項を定めております。毎年3者による会議を開催しており、今年度におきましても7月12日に役場において実施し、活動報告や今後の事業について協議をいたしました。

私の壇上からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、登下校時における小中学生の持ち物についての御質問の1点目、持ち物の重さを量ったことはについてでございますが、小中学生の持ち物の重さについては、国・県においても明確な基準がなく、本町の小中学校において、これまで児童生徒の持ち物の重さを量ったことは特にございません。

次に、御質問の2点目、携行品に係る配慮はどうですかについてでございますが、児童生徒の携行品の重さや量への配慮については、平成30年9月の国からの通知を受けて、各学校において、必要に応じ適切な配慮を講じております。

次に、御質問の3点目、デジタル教科書への対応はについてでございますが、国のGIGAスクール構想とICT教育の推進の一環で、国のモデル事業により、従来の紙の教科書と併用してデジタル教科書を小学校高学年や中学校において、一部の教科で導入しております。

次に、御質問の4点目、置き勉についての対応はについてでございますが、まず初めに、いわゆる置き勉といえますのは、家で使わない教科書や教材などを教室に置いて帰ることであり、本町では、町内小中学校において、必要に応じて既に実施をしております。具体的には、宿題で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童生徒の机の中や教室のロッカーに置いて帰ることを認めたり、書道などで使用する学習用具の一部について、必要に応じて学習室などの所定の場所に置くなど、各学校の実情に合わせて、子供たちの負担にならないよう配慮し対応しております。

次に、御質問の5点目、小中一貫校での対応はについてでございますが、子供たちの健康や安全・安心の学校生活は、学校が最優先で取り組むべきことであると認識しておりますので、小中一貫校開校に向けても協議、検討してまいりたいと考えております。

今後とも将来の子供たちにとって、安全で安心できる学習環境の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、順次、再質問をさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

福祉大学との関係性について、再度お伺いをいたします。

東海市の太田川駅西区画整理事業、こういうものでは、日本福祉大学東海キャンパスに隣接するエリアを学術文化地区と位置づけをして、キャンパスの拡張を計画していたようでございます。現時点で確定事項として発表されておりますので、計画を覆すことは不可能でございますが、本町が衰退していくのを看過するわけにはまいりません。

去る8月31日に、日本福祉大学指定アパート家主組合、こういった方たちと私たち議員が会派を超えて意見交換をさせていただく機会がございました。皆さん異口同音に、家賃収入が減少する中で固定資産税や都市計画税の減免は見込めないの、本町に残る学部の増強や、無理かもしれませんが、新たな学部の創設を町から働きかけていただけないかとおっしゃっておりました。これも、大学の経営に関することかもしれませんが、もし可能ならばお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○企画課長（戸田典博君）

やはり、日本福祉大学の今回の移転につきまして、今回、日本福祉大学の今後のキャンパス展開につきまして、大学といたしましては、美浜町、半田市、東海市、それぞれのキャンパスが位置する地域の特性に沿ったまちづくりの地域開発に資するというところで進めております。我が町美浜キャンパスにおきましては、教育、保育、またスポーツ科学における先進的な取組を進めるキャンパスとしての位置づけをしております。

今後においても、スポーツまちづくりと、また、教育・保育の先進的な取組について、より一層の協力体制を取っていきたいと考えております。

また、新たな学部の創設につきましても、大学側の経営計画等に沿っての提案があった場合においても、本町としても最大の協力をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○町長（八谷充則君）

今、御要望というか、御質問のあった学部の増設・増強については、この移転のお話があったときに私から理事長さんをお願いをいたしました。いわゆる学校としての定員の上限はあるけれども、その中で、社会福祉学部というのが今実際にはその定員に満たない応募状況であるという中で、定員間の見直しとかいうことはできないのでしょうか。スポーツ科学部については、定員を超える応募があるということで、本町が進めるスポーツによるまちづくり、あるいはそのパラの関係、そうしたことによって、人気を高めていただく中で定員を増やすようなことをしていただきたい、美浜町として社会福祉学部が減っているということは、これは拒否できないことではあるけれども、それに見合うような、将来的に学部を増設するなり、あるいは学部の定員を増やすことによって、本町の学生数の維持を図るようという願いはさせていただいております。よろしく願いします。

○10番（荒井勝彦君）

企画課長のお答えもそうですけれども、町長は、きちんと学校、大学側に申入れをしていただいたということを確認をさせていただきました。本当に御苦労さまでございます。今後ともよろしく願いを申し上げます。

先ほど申し上げました家主組合の方々にとっては、今後の施設の在り方、もう皆さんのお持ちの施設の在り方

を考える、本当に大きな問題だと思います。これ以上本町から学部の移転が起こらないように、今、町長もおっしゃってくれましたけれども、強固な関係を保っていただくようお願いを申し上げます。

次に、小中一貫校との関係について再度お尋ねをいたします。

先ほど御答弁いただいたように、教育・心理学部とスポーツ科学部が引き続き本町に拠点を置いていただけるということは、大学側から見れば、小中一貫校、もちろん運動公園を見据えた措置だと考えますが、奥田小学校をモデルとした美浜版トワイライトスクールなども連携して行えるということは、福祉大学は、地理的に奥田地区にあるからではありませんでしょうか。現時点では、建設場所をなかなか発表をしていただけませんが、社会福祉学部の移転により空き校舎を利用させていただくのも一つの方法ではないかと。これ私だけではなく、町民の方からも、だったらそこを使わせてもらったらどうでしょう、そのような御意見を伺ったこともございます。お答えができれば結構でございますが、小中一貫校の建設場所は、極論を言えば大学内というようなことが可能なのでしょうか。どうでしょう。

○町長（八谷充則君）

今、議員が言われたその社会福祉学部が移転した後の校舎が空いてくるのではないかと、そこを小中一貫校に利用できないかというようなお話は、町政報告会あるいは小中一貫校の説明だったかと思っておりますけれども、会場の御質問が出ました。そこでお答えをさせていただいたのは、当然相手のあることですので軽々にはお答えできませんけれども、検討はいたしました。検討いたしましたところ、小学校、中学校、特に小学校ですね、非常に基準があるのです。例えば階段の高さにしても、一般の階段の高さよりも低い階段の高さ、あるいは当然トイレの小便器なんかも低いところにあたり、手洗いもやはり低いところにあるというところで、今いわゆる大人の方を対象にした建物をそうした小学生を対象した建物にしようとする、これもちょっと知識のある方に聞いたのですけれども、階段の高さをつくり直すということはもう軀体にかかることなので、もうつくり直すぐらいお金がかかるよというようなお話は伺っております。

また、それを中学校とか、あるいは特別教室とかに使えないかということについては、それは可能かもしれませんが、現在、福祉学部が出ていった後のどういった校舎の使い方をしていくかということまでは、恐らく大学でも進んでいないのではないかなと思っておりますので、そちらのことも踏まえながら、当然相手のあることですので、うちは仮定で物は申せませんが、大学の敷地あるいは施設を一部利用する形の小中一貫校というものも当然検討の中には入っておりますが、まだ、何度も言いますが相手のあることですので、少しお時間をいただきたいと思っております。お願いします。

○10番（荒井勝彦君）

町長、丁寧に御答弁をいただきました。

私も建築士の端くれでございますので、建築基準法上、小学校と大学との高さで町長おっしゃいましたけれども、蹴上げといいます、階段1段の高さがたしか1センチぐらい小学校が低かったように記憶をしております。おっしゃるとおり、階段を階高といって1階から2階のフロア、これを触ることはできませんので、その階段の蹴上げの寸法を短くしようと思うと長さが広がってまいります。これは非常に軀体にも影響を与えることで、これは非常に難しいことになると思います。町長の御答弁のとおりだと思います。でも、まだいろいろところでそのような御意見を言っていた町民の方もおりますので、その都度その都度、丁寧なる説明をしていただけたらと思います。

先ほどの御答弁の中でも、福祉大学と連携して奥田小学校をモデル校とした美浜版トワイライトスクール、こういうものを実施されるという、こういうお話があったように思います。私も聞いてはおりましたけれども、ど

のような内容でしょう。お願いいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

美浜版トワイライトスクールでございます。

これは、大学と小中学校の連携事業の一つとして位置づけをしております、日本福祉大学の教育実践研究センターというところの協力により行っておるものでございます。

これ、今年で3年目になる事業でございます、この事業につきましては、放課後の子供たちの居場所づくり、このために教育・心理学部、それからスポーツ科学部の教授、それから学生さんに協力をしてもらって実施をしています。放課後、奥田小学校をモデル地区にしておりますのは、大学から一番近くて学生さんが来やすいということで、現在モデル校でやっておりますが、放課後午後4時から5時までの1時間、この時間に学生さんや大学の先生に来ていただきまして、奥田小学校の高学年、4年生から6年生までの高学年、事前に希望者を募りまして実施しているものでございます。

本年度もこの2学期より、夏休みの期間中までに大学と打合せをしております、2学期から3つの教科、3人の先生、具体的には、算数、それから体育、それから図工という、昨年も同じ科目で同じ先生方に協力をしていただきましたが、本年度も3つの科目で2学期、3学期に実施する予定でございます。

○10番（荒井勝彦君）

やはり、地理的に大学と近いということで、優秀な先生方や大学のお兄さん、お姉さんが交流できる奥田小学校の子供たちは幸せだなと思います。布土小学校や河和小学校ではやはり距離がありますので、奥田小学校が大学と近いということで幸せだなと、河和地区に住んでいる私はそのように思いました。

包括協定書について、再度お尋ねをいたします。

毎年、3者による会議を開催しているとお答えいただきましたが、これは年に1回のみで開催でしょうか。また、どのようなメンバーが構成で、具体的なその寄った成果がありましたら、お答えいただきたいです。

○企画課長（戸田典博君）

包括協定に関する会議の回数、またメンバー等、また具体的な成果につきまして、会議自体につきましては、年一度、5月から7月の間ぐらいで例年実施をさせていただいております。

会議の参加メンバーにつきましては、大学側よりは理事長をはじめ、学長、常務理事、学監、また、附属高校の校長先生、各学園の事務局長、大学の各部長等が参加をしていただき、本町におきましても、町長をはじめ、副町長、教育長、各部長、また担当関係課長等のメンバーで行っております。

この包括の具体的な成果といたしましては、高校生による発案で、町の課題を高校でもいろいろ勉強していただきまして、課題解決学習ということで、高校生による提案をいただいたり、昨年度におきましては、愛知県知事選挙における投票事務等の受付事務を高校生にやっておりました。

また、大学といたしましても、スポーツ学部の学生によります町内中学校での部活動の指導を行うスポーツフィールドワークの事業の参加や小学校、中学校のパラリンピックの教育についても、大学と協力しながら行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

可能であれば、より一層連携を図るために、もう少し回数を増やしていただいて、より濃密な意見を聞かして、来るべきそのときに備えていただきたいと思います。

次の質問です。

デジタル教科書でございますが、小学校高学年や中学校において、一部の教科で導入しているとのお答えをい

いただきました。小中一貫校開校時には、革命的に変えていくほどの意気込みはございませんでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

デジタル教科書、ICT機器でございます。革命的にという話がございます。デジタル教科書、今も試行的に導入をしております。ただ、やはり紙の教科書のよさというの、改めて見直されているのも事実でございます。荒井議員おっしゃるように、新しい小中一貫校ではそういった最新の設備、整えていきたいと考えておりますが、しっかりとデジタル教科書については、その効果とか紙のものを見るというよりも画面を見たほうが目が疲れるとかということもあろうかと思っておりますので、しっかりとその辺も検証してまいりたいと思います。

いずれにしましても、教育におけるICTの実現とより一層の活用につきましては、今後もしっかりと検査、検討、また充実を目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○10番（荒井勝彦君）

福井県のある小学校が、教科のほとんどをデジタル教科書にしてしまって、持ち物が随分軽くなりましたと、このように報道されているのを思い出しましたが、私自身も紙の教科書を全く否定するものではございません。私のある知人の中学校時代の国語の先生は、風邪を引かなくてもいいから辞書を引けと、そのように名言を残したそうでございます。また、韋編三絶という言葉がございます。これは孔子が晩年、易書を繰り返し繰り返し読んで、その皮のとじひもだそうですが、これが三たび切れたんだと、そのくらいに書物を読んだのだよということです。法令集、私商売上、法令集なんかを使っただけでございますけれども、真っ黒になるぐらいどこに何が書いてあるかと、こういうふうなやっぱり紙の手触りで頭の中にたたき込む、そういうことが必要かなと思っております。デジタルばかりに頼ることでなくて、こんなことも美浜の未来を担う子供たちには残していただきたいと思っております。

さて、置き勉の対応でございますが、児童生徒の使用するロッカーは、壇上でも述べさせていただきましたように、個人が占有するスペースはそれほど広くはありませんし、オープンな構造となっております。あつてはならないことではございますが、他人の持ち物に対する嫌がらせ等ができてしまう環境でございます。私が高校生だった頃、恥ずかしながら半世紀ほど前でございますが、県立の工業高校でしたが、各教室の廊下には鍵のかかるスチールのロッカーが設置をされておりました。今すぐ導入することはできないでしょうが、小中一貫校新設時には、ぜひ考慮をしていただきたいと思っておりますが、本当に細部な詳細な設計はまだ先の話だと思っておりますが、どうでしょう。

○学校教育課長（近藤淳広君）

鍵付のロッカーというものは、ちょっとまたその議論は別としまして、子供たちにとって快適な空間とか、学校づくり、これにつきましては、児童生徒、先生方、保護者の皆さんとこれからしっかりと協議していったって考えるものだと思っておりますので、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○10番（荒井勝彦君）

本当にまだまだ、どこに小中一貫校を造るか、これも決まっていない段階から本当に早とちりのような質問で申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

日本福祉大学が40年前に本町に総合移転してきて以来、共に歩いてまいりましたが、近年、大学キャンパスの都市回帰志向が高まって、より便利な道を選ぶのは、これはもう致し方ないことだと思います。40年の歩みにピリオドを打つのではなく、さらにこの先50年、100年先の美浜の未来を共に創造をしていくパートナーとして、今後もより強固な連携を図り、進んでいきたいものだと思います。ここ数年が本当に正念場でございます。八谷町長の高性能な羅針盤に期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

した。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席に戻ってください。

〔10番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時5分とします。

〔午前9時48分 休憩〕

〔午前10時05分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 都筑新悟議員の質問を許可します。都筑新悟議員、質問してください。

〔1番 都筑新悟君 登席〕

○1番（都筑新悟君）

皆さん、おはようございます。1番 都筑新悟でございます。

セミの鳴き声も薄らぎ、赤トンボが飛び始め、非常に暑かった夏から初秋の空も爽やかな季節となりました。今回、一般質問するに当たり、町民の皆さんからの声を多く取り入れた質問を心がけ、緊張により顔がこわばらないよう爽やかな笑顔にて質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。

今回は大きく3つの質問をさせていただきます。

まず初めに、1つ目の質問といたしまして、ごみ減量化に伴う住民負担の軽減策についての質問をいたします。

令和3年4月から始まったごみ有料化の効果もあり、令和2年度と比較して令和3年度の家庭系可燃ごみの排出量は減少しました。しかしながら、広報6月号を見ますと、令和4年度では、ごみの排出量がリバウンド傾向にあるようです。近年、ごみ分別への意識は、本町行政区、地元住民の連携により、高まっていると感じますが、その一方で、自治区や住民のごみに対する負担は増加傾向にあり、看過できない状況であると感じます。そこで、本町におけるごみ減量化に伴う住民負担の軽減策について質問いたします。

1点目、他市町とのごみの排出量の比較は。

現在、広域処理を実施している2市3町の令和4年度における、1人1日当たりの家庭系可燃ごみの排出量はどのようになっていますか。

2点目、エコステーションを増設する考えは。

町民の皆さんに分別ごみの排出機会を増やすことは、自然とごみ分別の徹底につながり、結果、ごみの減量化に寄与するものと考えます。現在、本町では、土曜エコステーションとして、毎月第2土曜日に東部地区及び西部地区の各1か所ずつにて分別収集を実施していますが、エコステーションの実施曜日や収集場所を増やすといったような検討はできませんか。

3点目、住民負担を軽減する施策は。

本町には3種類の指定されたごみ袋がありますが、家庭系可燃ごみ袋の有料化以来、ミックスペーパー用ごみ袋やプラスチック製容器包装用のごみ袋に生ごみや空き缶等の混入事例が多々あり、地域の収集日に、行政区や住民が仕分し直している集積場があります。これら混在ごみの対応策として、本町として実施できる施策はあり

ますか。

次に、2つ目の質問といたしまして、美浜町巡回ミニバスの充実についての質問をさせていただきます。

平成14年から運行が開始された美浜町巡回ミニバス「自然号」、その運行目的は、交通弱者の利便を図るとともに、広く住民の地域社会参加を促進するとあり、現在、交通弱者である多くの高齢者にとってはなくてはならない公共交通機関となっています。

その一方で、車椅子生活者、小中学生や高校生、手押し車を使用している高齢者、ベビーカーに小さなお子さんを乗せて移動する保護者など、多くの交通弱者の方が巡回ミニバスを利用するに当たり、さらに利便性の高い公共交通機関となる必要があると考え、以下の質問をいたします。

1点目、現在の巡回ミニバスの所有台数と乗車人数は。

現在、西部、東部、巡回コースの3コースでバス運行されていますが、各コース何台の巡回ミニバスで運行されていますか。

2点目、手押し車等を持つての乗車は。

美浜町内で手押し車を使用しているお年寄りやベビーカーに小さなお子さんを乗せているお母さん方を見かけることがあります。そのような方たちが巡回バスを利用しようとした場合に、大きな荷物となり得る手押し車やベビーカーなどを持って、巡回ミニバスへ乗ることは可能ですか。

3点目、福祉車両の利用について。

車椅子生活者など身体の不自由な方が福祉車両を利用したい場合、事前に2日前までの開庁日までに連絡となっておりますが、その理由は何ですか。

4点目、巡回ミニバスのコース増設の考えは。

現在、本町における巡回ミニバスは、3つのコースにて運用されており、これら各コースには数多くの施設があり、多く停車いたします。これら各施設を巡回せずに、本町の東部と西部とを直接結び、今よりさらに東西の行き来をしやすくする直通コースや本町と武豊町、南知多町といった近隣自治体とを結ぶコースを新設する考えはありませんか。

5点目、広告収入を得る考えは。

今後も継続して、町民の交通機関である巡回ミニバスを運行していくに当たり、本町の財政状況を踏まえ、財源確保の手段として、巡回ミニバスへのネーミングライツや企業広告の掲載等により財源を確保していく考えはありませんか。

次に、3つ目の質問といたしまして、名鉄ダイヤ改正に伴う対策についての質問をいたします。

2023年3月、名鉄ダイヤ改正に伴い名鉄河和線では運行数が増え、利便性が高まった一方、名鉄知多新線においてはワンマン運行の導入により、運行便の削減、直通運転の廃止、富貴駅での乗り継ぎ等、知多新線を利用する多くの方にとって非常に不便なこととなりました。名鉄ダイヤ改正に加えて、日本福祉大学の学部移転や本町における人口減少、若者離れなどが予想される今後、知多新線利用者のさらなる減少へとつながる事態が予想されることから、本町の対応策について質問します。

1点目、利用者の声の把握は。

名鉄ダイヤ改正以後、名鉄知多新線利用者から本町へ、不便になったという不満の声や何とかしてほしいというような要求は寄せられていますか。そのような意見が寄せられているとすれば、それはどのような内容でしょうか。

2点目、町としての対応策は。

今後、知多新線利用者の回復が見込めず、名鉄利用者減少ともなれば、知多新線そのものの存続さえ危ぶまれる状況と考えます。今回のようなダイヤ改正後に要望書を提出するという事後対応ではなく、事前対策としての本町における具体的な施策があるのか、お答えください。

以上で、私からの壇上での質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、都筑新悟議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ごみ減量化に伴う住民負担の軽減策についての御質問の1点目、他市町とのごみの排出量の比較はについてでございますが、令和4年度の知多南部広域環境組合を構成する2市3町の1人1日当たりの家庭系可燃ごみの排出量は、半田市が468グラム、常滑市が439グラム、南知多町が526グラム、美浜町が506グラム、そして武豊町が415グラムでございました。本町は南知多町の次に多くなっております。

次に、御質問の2点目、エコステーションを増設する考えはについてでございますが、実施する曜日を増やすことについては、日曜日は知多南部衛生組合が休業日となり、回収業者が分別ごみを搬入することができません。また、収集場所を増やすことについては、会場の確保などの課題がございます。昨年10月に、土曜エコステーションを利用している方にアンケート調査を実施したところ、30%の方が回数を増やしてほしいとの回答がありました。なお、収集場所を増やしてほしいと回答された方は6%でした。

今後はアンケートの調査結果、費用対効果を検証し、財政状況を見ながら検討してまいります。

次に、御質問の3点目、住民負担を軽減する施策はについてでございますが、集積場に出される混在ごみの仕分けに対する各行政区の皆様への御負担は承知しております。町からは各行政区に対し、ごみ分別等協力報償金を支払っており、ごみ分別や集積場の維持管理をお願いしております。例えば、この一部を混在ごみを仕分ける方の雇用に充てるといった方法も負担軽減の軽減策の一つとして考えられ、今後、区長会等において議論検討してまいりたいと考えております。また、各家庭で正しく分別されるよう、広報・回覧板等において、ごみの減量化の必要性やごみの出し方を周知してまいります。

次に、美浜町巡回ミニバスの充実についての御質問の1点目、現在の巡回ミニバスの所有台数と乗車人数はについてでございますが、現在の巡回ミニバスの所有台数は、西部コース、東部コース及び巡回コースに各1台と車椅子対応の福祉車両1台の合計4台でございます。令和4年度の乗車人数につきましては、西部コース1万8,698人、東部コース1万5,206人、巡回コース1万5,048人の合計4万8,952人で、前年度に比べ6,030人増加いたしました。

次に、御質問の2点目、手押し車等を持つての乗車はについてでございますが、手押し車、ベビーカーでの乗車は可能になっております。しかし、実際の運用では、運転手による乗降のお手伝いができないため、乗客同士や付添いの方の御協力をいただいているのが現状でございます。

次に、御質問の3点目、福祉車両の利用についてでございますが、現在、福祉車両は予備車として運用しております。福祉車両として安全に運行するには、運行会社への連絡調整や車両点検の都合上、配車に日数を要するため、事前に連絡をいただくこととしております。御理解と御協力をお願いいたします。

次に、御質問の4点目、巡回ミニバスのコース増設の考えはについてでございますが、議員御提案の東部と西部の直行便についても、町の財政状況を考慮しながら、巡回ミニバスの増設も検討しなければいけないと考えて

おります。また、武豊町や南知多町等の近隣自治体への乗り入れについても、関係機関と連携し、調査、研究を
してまいります。

次に、御質問の5点目、広告収入を得る考えはについてでございますが、ネーミングライツや広告事業の取組
は、自主財源確保の手段としてとても有効であると考えております。現在、美浜町広告掲載基本要綱に基づき実
施しておりますが、巡回ミニバスについても、今後、掲載料等について検討してまいります。

次に、名鉄ダイヤ改正に伴う対策についての御質問の1点目、利用者の声の把握はについてでございますが、
直接担当課へは寄せられておりませんが、本年実施しました町政報告会あるいは各区への地区ヒアリングで、区
長さんより、名古屋からの直行便が朝しかなくとても不便になった、富貴駅での待ち時間が長いので最近河和
駅まで迎えに行っているといった地元区民の声をお聞きしております。また、日本福祉大学関係者からは、健常
者及び特に障害を持つ学生の通学に不便が生じていると伺っております。

次に、御質問の2点目、町としての対応策はについてでございますが、本年1月17日の報道発表により、前町
長時代の1月31日にダイヤ改善等の要望書を提出いたしました。私としても、今回のダイヤ改正を強く受け止め
ておりますので、再度、来週の月曜日になりますけれども、9月11日に私をはじめ、近隣の町長と議長、日本福
祉大学学長で名鉄本社を訪問し、ダイヤ改正について強く要望してまいります。

なお、今後の事前対策として、ダイヤ改善に一番効果的なことは、電車利用者を増やす取組であると考えてお
り、今回8月26日、27日に実施されたイベントでは、電車を利用していただいた来場者に対し、特典をつけて実
施をいたしました。

今後とも町民の声や不具合等の情報を把握し、また、観光協会、鉄道関係者とも連携して取り組んでまいりま
すので、よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁は以上となります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○1番（都筑新悟君）

それでは、順次再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ではまず、ごみ減量化に伴う住民負担の軽減策についての再質問です。

2市3町の家系系可燃ごみの排出量を比較した中で、南知多町に次いで2番目に排出量が多いということ
ですが、排出量が多い要因は何であると考えますか。

○環境課長（谷川雅啓君）

他市町に比べまして本町の可燃ごみが多い理由でございますが、本町が取り組んでいる資源ごみの分別会場と
は別に、他市町では休日に出せるステーションを運営し、減量化に努めております。また、本町では、草、剪定
枝の受入れはリサイクルステーション、平日日中のみとなっておりますが、他市町では、ステーションを休日
に開設したり、24時間受入れ可能なステーションを確保しております。特に、武豊町では、集積場に草、剪定枝を
可燃ごみとしてではなく、資源ごみとして出すことができる仕組みを取っております。他市町ではそのような取
組によりごみの減量化を図っております。

○1番（都筑新悟君）

では、上位のごみの排出量が少ない自治体では、日曜日でも分別ごみが出せたり、草や剪定した枝を出せるよ
うにいろいろな取組によって、可燃ごみの減少化が図られているというわけですね。分かりました。

では、次の質問です。

土曜エコステーション利用者にアンケートを実施されたとのことですが、一番要望の多かった回答は何でしたか。

○環境課長（谷川雅啓君）

アンケート調査で一番回答が多かった要望事項につきましては、もっと回数を増やしてほしいという回答が一番多く、アンケート回答者の3分の1がそのような回答をされました。

○1番（都筑新悟君）

では、回答された町民の皆さんの一番多かった要望でもあるように、行政側が分別ごみの収集回数を増やし、町民に分別ごみを出しやすい状況にしてあげることが、先ほどの他市町との排出量の比較結果でも分かるように、ごみの減量化へと直結すると考えます。我々町民がごみをしっかりと分別し減量するのだという意識を高めることはさることながら、行政側にもぜひこのような町民の要望を取り入れていただき、美浜町のごみ減量化につながるよう町民と共に協力し、本町が2市3町の中で可燃ごみ排出量が最も少なくなるように取り組んでいかなければならないと思います。

では、次の再質問に移ります。

土曜エコステーションの増設には会場の確保などの課題があるとのことですが、よその市や町に行きますと至るところに段ボール、新聞紙、古着といったようなものを収集している回収エコステーションをよく目にしますが、土曜エコステーション以外に、本町にもそのような回収エコステーションはありますか。

○環境課長（谷川雅啓君）

議員おっしゃられるのは、民間が自ら設置した回収するエコステーションではないかと思います。本町では、古布地区にあるカインズが設置したエコステーションがございます。回収できるのは新聞、雑誌、段ボールとなっております。

○1番（都筑新悟君）

カインズに設置してあるということですが、ほかの自治体と比べると、美浜町ではこのような回収ステーションが非常に少なく、あまり見かけることがありません。民間の事業者の設置ということで、本町による設置は難しいとは思いますが、実際僕も段ボールなどを出す際、利用させてもらうことがあります。やはりこのような回収ステーションが町内各地に点々とあれば、非常に町民の皆さんに役立つと思います。土曜エコステーションの増設が難しいのであれば、何かしらの対応策が必要で、回収エコステーションの設置を本町から民間の事業者にお問い合わせするといったことも検討していただき、本町内の回収ステーションの増加につなげ、町民が資源ごみを出せる場所をもっと広げていくことが可燃ごみの減量化へとつながるものと考えますので、よろしくお願いします。

次に、日曜日は知多南部衛生組合が休業日となり、回収業者が分別ごみを搬入できないとのことですが、多くの町民の方々から、ほかの市や町には年中無休のエコステーションがあるのに、美浜町にはなぜないのだ、なぜ造らないのだと度々問われることがあります。本町には年中無休のエコステーション、なぜないのですか。なぜ造らないのですか。

○環境課長（谷川雅啓君）

年中無休のエコステーションとなりますと、直営にしる業者に委託にしる、多額の費用がかかります。財政状況を踏まえて、費用対効果を検証していきながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○1番（都筑新悟君）

財政的な問題が大きいことは、町民の皆さんも重々承知はしていると思います。それでも年中無休のエコステーションを造ってほしいと訴えてくるということは、町民にとって真に必要なものと考えます。本町が年中無休のエコステーションを設置検討していくことは、行政として計画するに値する事案であると考えますので、ぜひとも御検討お願いいたします。

では、次に、ごみ減量化の必要性を周知していくということですが、本町における3種類の指定ごみのうち、混在せずにきちんと仕分されたミックスペーパーを歳入として収入を得ている市や町がありますが、本町ではどのようになっていますか。

○環境課長（谷川雅啓君）

ミックスペーパーの資源ごみの取組につきましては、美浜、南知多両町で行っているもので、知多南部衛生組合で回収しております。

令和4年度実績でトン550円で販売して、衛生組合の収入としておりますので、よろしくをお願いいたします。

○1番（都筑新悟君）

僕もミックスペーパーが資源ごみとして収入にもなっているということに恥ずかしながら最近知ったのですが、こういったことを知らずにペーパーを燃えるごみとして出している町民の方々、まだまだいっぱいいると思います。ごみをきちんと分別することで、収入もあるというメリット、やはりそういったメリット面も広く町民の方に知ってもらう必要があると思います。町民の皆さんにきちんとしたごみ分別を行ってもらうことにより、可燃ごみ量が減少し財政的に行政としても非常に助かっています、御協力ありがとうございますというスタイルを取っていくことにより、本町の分別回収も進み、結果ごみの減量化につながり、財政面の健全化へもつながっていくものと思います。町民の方にこのようなメリット面の周知も併せてしていってほしいと思います。

では、次に、広報・回覧板等において周知していくということですが、広報・回覧板がなかなか行き届かないアパートの住民や行政、外国人といった方への周知はどのように行っていますか。

○環境課長（谷川雅啓君）

広報・回覧板が行き届かない方、いわゆる自治組織に加入されない方への周知でございますが、転入時にはごみと資源の仕分方・出し方ブックの冊子と、年間の収集カレンダーを渡して周知しております。外国人の方には外国語で書かれたものがございますので、そちらを渡しております。

随時に周知が必要になった場合につきましては、学生には毎年学年を問わず、年度当初に家主組合を通じて概要版ではございますが、分け方・出し方ブックと収集カレンダーを配布しております。また、周知したいことがありましたら、その都度チラシを作成し、こちらも家主組合を通じて配布をお願いしております。

外国人につきましては、雇用者であります事業所に周知をお願いしたり、行政区と連携を取りながら、チラシの配布などを行っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○1番（都筑新悟君）

分かりました。

僕の住んでいる地区でも、回覧板の回る班ごとに順番で住民による立ち当番制が導入されています。朝早くから立ち当番をし、仕分を協力してくれている住民の方々には頭が下がります。本当にありがたいことです。このような立ち当番をされている方のごみの分別意識は非常に高く、きちんと分別してごみ出しをしてくれています。そのような方がいる一方、一部のマナーの悪い人のごみ出しにより、きちんと分別をして出している住民が混在ごみの仕分、指定日以外のごみ出しによって回収されずぐちゃぐちゃに積み上げられたごみ袋の整理、ごみ捨場の掃除といった負担を強いられている、許し難い問題が実際問題としてあります。正直者がばかを見るというこ

とがあつてはならないと思います。このような住民の負担が少しでも軽減されるよう、行政側も区や町民に対し、でき得限りのサポートをし、啓発運動、周知を徹底して行ってほしい、住民の負担軽減につなげてほしいと思います。

では、最後に一言申し上げて、ごみ減量化についての質問、終了させていただきたいと思います。

皆さん、道端によく捨てられて落ちているものとして何が頭に浮かびますか。僕がよく道端で目にするのがペットボトルのごみです。私たちが生活している中で、このペットボトルのごみは大量に発生します。現在、美浜町においてこのペットボトルのごみは、月2回の資源ごみ分別収集での回収となっています。美浜緑苑地区に至っては月1回の収集日回収です。2週間に1回の収集日までペットボトルのごみを住宅に保管しておくことは、非常にかさばり場所も取ります。何かしらの用事等で、その収集日にもし出せなかったらと考えてみてください。ペットボトルが可燃ごみとして出される回数が増えることへとつながっていくと考えられますが、ほかの自治体では、大量に発生するペットボトルを住民の生活様式の変化に合わせ、週1回収している自治体もあります。

近年、住民の生活様式が多様化するに伴い、指定された収集日に分別ごみをなかなか出せないという御家庭が増えていきます。そういった地域の分別収集をなかなか利用できない状況にある住民の方々のために、手軽に、そして便利に分別ごみが出せる場を与えることは、行政の責務であると考えます。町民の負担軽減を考え、そのような場を町民に与えることを行政側に求め、ごみ減量化に伴う住民負担の軽減策についての質問を終わります。

では、続きまして、美浜町巡回ミニバスの充実についての再質問に移らせていただきます。

先ほどの答弁で、前年度に比べ6,030人ほど乗車人数が増加したとのことで、僕自身役場に来る際、朝巡回バスに乗り、帰りも巡回バスに乗って帰るということがあるのですが、結構巡回バスの利用者多いなと僕自身感じています。

そこで質問です。乗車人数の増加により混み合う時間帯が発生し、バス運行時に乗車できなかったという報告を行政は把握していますか。

○企画課長（戸田典博君）

巡回ミニバスで乗車できなかった方の把握ということで、現在、乗車できなかった利用者の連絡につきましては、その都度の連絡は受けておりません。今回、運行委託会社に聞き取りを行った結果、西コース、東コース、巡回コース、全コースで年間約10名ほどの乗車できなかった方が見られたということになっております。

今回この乗車できなかった方がなぜ乗れなかったかということで、よく巡回ミニバス、点検等で車両の入替えを行います。点検等により代替車として8人乗りの福祉車両で運行した場合に乗車できなかった方がおられたということを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

都筑議員、要望は最小限にとどめて、質問をお願いします。

○1番（都筑新悟君）

分かりました。ちょっと初めてなもので、済みません。

以前、ここ美浜町役場前にも、朝方に巡回バスが満員で乗車できなかった方が実際おられました。次のバスが来るまで結構長い時間待たなければいけないとのことでした。次の待ち時間までの間、その方とお話をさせてもらったのですが、その話の中で、その方は運転免許を持っておられず、以前は旦那さんの運転する車に乗せてもらい買物に来ていたそうです。その旦那さんがお亡くなりになり、車で来ることができなくなったため、交通手段として巡回バスを利用して買物に来ているとのことでした。バスがあるから非常にありがたいし、車がないからとても便利だと言っておられました。お話の中で、ほかにもバスが満員で乗れないが人いたのと聞いてみた

ころ、朝、厚生病院へ通院したり、診察を終えて帰ってくる人が乗る午前中、乗車している人が非常に多く、満員で乗ることができない人もいと教えてくれました。

この方のほかにも、高齢となり車の運転免許証を返納した人、持病により車の運転ができない人、経済的に車を持っていない人など、様々な理由で巡回バスを利用しなければ、長い距離を移動することが困難な方がたくさんいます。そのような方がバスを利用する際、外にいるのもやっつのような暑い日や凍えるような寒い日、急な雨の日もあるでしょう。そのような日に、待っていたバスに満員のため乗れず、次のバスを長い時間待っている姿を想像してみてください。巡回ミニバス利用者はほぼ交通弱者の方たちです。交通弱者の方が満員で乗れなく、長い時間次のバスが来るまで待つことが実際あります。運行目的でもありますように、交通弱者の利便を図るのであれば、行政がきちんと交通弱者の方に手を差し伸べ、行政の責務としてきちんと対処し、今後、バスへ乗れないということがなくなるような改善をしていかなければならないと考えます。電車でもバスでも、やはり朝方というのは非常に混み合います。逆に考えれば、混み合う時間帯を把握できているのであれば、行政として何かしらの対応ができると思います。対策をよろしくお願いいたします。

次に、手押し車やベビーカーを持っての乗車は可能であるということですが、運転手による乗り降りの手伝いはできないとのことですので、昇降時の安全面が危惧されます。以前、バスのステップが高くて、苦勞して乗り降りされている方がいました。バスを乗り降りする際のステップの高さを含め、現在運行されている巡回ミニバスには、手押し車や小さなお子さんを連れベビーカーを持っていても安全に乗り降りできるような安全装置の設置はされていますか。

○企画課長（戸田典博君）

巡回ミニバスへの安全装置の設置ということでございますが、令和3年度より新しく車両を購入する場合において、ドアの開閉に合わせて、車両と道路の間に電動ステップが出る仕組みを設置する整備を進めております。それによりまして、安心・安全で乗降ができることになったかと思えます。

今回、今年度購入する車両で全ての巡回ミニバスに、そちらの装置の整備が完了する予定としています。そちらの整備を完了することによって、通常ない場合ですと、地上から約38センチの高さがあるのですが、そちらのステップをつけることによって、地上から約20センチのちょうど中間地点ぐらいでもう一つステップができますので、通常に比べて18センチ低くなりますので、先ほどのベビーカーを持っていただいて乗られる方とかも安心して乗っていただけるかと思えます。

ただし、先ほども言いました車両の点検等で車をどうしても入れ替えて、役場の公用車を使用する場合もございます。その場合につきましては、まだそちらにはステップの整備ができておりませんので、場合によってはステップがない車両になるときもございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

都筑議員、再度意見します。要望は最小限にとどめてください。

○1番（都筑新悟君）

分かりました。

では、僕が見た車両は代車であったということになりますが、代車であるにせよ、バス利用者の安全・安心は第一に守られなければなりません。巡回ミニバスを交通弱者の方や一般の方が利用していく上で、利用者全般を対象とした安全が第一優先であります。今後、誰しものが安全に安心して乗り降りできるよう、点検時に使用する代車の車両も含め、安全面に配慮した整備も検討して行ってください。

次に、以前、車椅子生活をしている方から、福祉車両の予約が2日前までとなると、急を要する用事や天候

の都合により使用したいときに使用しづらいとの意見をいただきました。そのような方がもっと手軽に予約できて、福祉車両をもっと利用できるよくなればいいと思います。このような予約しづらいという声を踏まえ、昨年度の福祉車両の予約件数は、どのような状況でありましたか。

○企画課長（戸田典博君）

昨年度の福祉車両の予約件数ということで、昨年度の実績といたしましては、令和4年度は1名の方が予約をいただきました。また、令和3年度、令和2年度につきましても、各1名ずつの予約をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（都筑新悟君）

では、次に、町の財政状況を考慮しながら巡回バスの増設を検討とのことですが、現在、運行会社との財政面での契約状況はどのようになっていますか。

○企画課長（戸田典博君）

現在の財政面の巡回ミニバスの契約状況につきましては、昨年、令和4年9月2日付で、地方自治法第234条第3項に基づく長期継続契約として、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間を美浜町巡回ミニバス運転管理業務委託として、現在、有限会社てるみやと契約をしております。契約金額につきましては、3年間で6,896万7,800円となっております。

○1番（都筑新悟君）

今後ますます利用者の利便性が高まるように、巡回バスの増設の検討をよろしく願いいたします。

次に、近隣自治体への乗り入れについても調査研究していく上で、今後、巡回バスが町内利用者のみならず、町外から本町へ来る方にも利用しやすい公共交通となるように、電車や他市町のバスとの乗り継ぎやすさを考慮した時刻表などを作成していくことが重要であると考えますが、有識者や住民の声を取り入れる審議会などの検討は考えていますか。

○企画課長（戸田典博君）

住民の声を聞く審議会の創設につきましては、もちろん現在、審議会につきましても、今後、広域的な連携の話合い等が本格した場合には、広く皆様の町民の方の御意見を集約する必要があると考えますので、何らかの組織が必要になってくると思っております。

また、現在につきましても、巡回バス等で気になること、御意見、御要望がありましたら、いつでも企画課で相談に乗っておりますので、そちらでも対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○1番（都筑新悟君）

確かに、町内にある駅全てに対しての時刻表を考慮することは難しいと思います。しかしながら、町民に町内にある全てでは難しくても、東西において、電車利用者の多い河和駅、知多奥田駅の時刻表を考慮するといったことは今後考えていってもらったほうが利用者の利便性という面ではいいのではないかと考えます。

実際、常滑市のコミュニティーバスが上野間駅で停車しているのをよく見るのですが、常滑市のコミュニティーバスに至っては、上野間駅の時刻表を考慮しての運行時刻となっているようです。町内の中学生や高校生、大学生も常滑イオンや常滑市にあるコストコへ行く際、電車で上野間駅まで行き、上野間駅から常滑市のコミュニティーバスを利用していくことがあると言っていました。

そのようなことを踏まえ、本町におかれましても利用者の利便性をさらに高めるとともに、まずは計画し、行動し、実行していくべきではないかと考えますので、よろしく願いします。

次に、ネーミングライツや広告事業を検討するに当たり、巡回バスのどの部分への掲載を検討し、このような広告掲載は町内事業者のみならず、町外からの事業者も可能と考えてよろしいですか。

○企画課長（戸田典博君）

今後のネーミングライツ等の広告事業につきまして、車両のどこの部分か、また、町内、町外でもいいのかということですが、御存じのとおり、現在、美浜町で使用しております車両につきましては、ほかの市町に比べては少し小さい車両を利用しております。そのため、車内での広告等の掲示はかなり難しいかと考えております。

また、今回、車外のまた後方部分に何かしらの広告事業等のスペースを確保し、検討できればと考えております。もちろん、そのような広告の募集につきましては、町内に限らず、町外の方も募集できるような要項を作成していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○1番（都筑新悟君）

これで、美浜町巡回ミニバスの充実についての再質問、終わります。

続きまして、名鉄ダイヤ改正に伴う対策についての再質問に移らせていただきます。

日本福祉大学関係者から、障害を持つ学生の通学に不便が生じているとの意見を聞いておりますということですが、障害を持つ学生の不便、具体的にどのような不便が生じていると聞いていますか。

○企画課長（戸田典博君）

障害を持つ方、学生とかの不便につきましては、当初、先ほど議員もおっしゃられたように、富貴駅での乗換えに伴う各ホームからホームへの移動、また車内、本数が減ったことにより、車内、構内での待つ時間帯による混雑状況によっては危険を伴う、身の危険を感じたという御意見も聞いております。また、天候により傘等を差さなければいけない場合についても、不便を感じておると聞いております。

○1番（都筑新悟君）

日本福祉大学関係者から障害を持つ学生とのことですが、障害を持つ学生のみならず、日本福祉高校や大学の知多新線利用者の全般の学生が朝の通学時、ただでさえ乗車率の高かった電車内がさらに乗車率が上がってしまい、ぎゅうぎゅう詰め、駅員さんにごめんねと言われながら無理やり押し込まれる状態で通学しなければならないと聞きました。実際に体調を崩された学生さんが救急車で運ばれたという事例もあったと聞いたので問い合わせしてみたところ、事実としてあったとのことでした。そんな状況のため、学生さんたちも、朝の電車通学時間を1時間も早めて通学したり、燃料費が非常に高くかかるけれども車通学に変更したりして対処しているそうです。このような状況ですので、本町の交通機関による知多新線の減便代替措置なども検討していただき、でき得る限りの対応策を実施して、多くの不便を強いられている知多新線利用者の救済をお願いしたいと思います。

では、次に、名鉄ダイヤ改正に伴い、不便になったという意見を聞いた上で、名鉄知多新線路線の今後を本町はどうなっていくと考えていますか。

○総務部長（中村裕之君）

知多新線の路線について、町は今後どうなるかという御質問だと思います。

このような不便が生じてまいりますと、様々な、町としてもマイナスの面が生じてくると考えております。町といたしましては、知多新線がこれ以上不便にならないよう、乗降客数を増やす取組を行いまして、知多新線の継続維持とダイヤ改正前のような運行になりますように、引き続き、日本福祉大学さん、それから近隣の自治体と共に連携して要望等を行ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

ます。

○1番（都筑新悟君）

今後も本町が決して諦めることなく、粘り強く名鉄側にアプローチしていくことを強く望みます。

では、次に、9月11日に名鉄本社へ要望に行くとのことですが、近隣の町長と議長とは、具体的にはどこの町の町長、議長ですか。

○総務部長（中村裕之君）

名古屋鉄道さんの要望につきましては、私も同行させていただきますので、私から答弁させていただきます。

近隣町の要望提出者といたしましては、知多5町のうち東浦町を除く阿久比町、それから南知多町、武豊町の3町でございます。

○1番（都筑新悟君）

その自治体の中に常滑市さんが入っていないようですが、名鉄上野間駅に近い常滑の広目・坂井地区内の住民も名鉄上野間駅を利用されています。ぜひそのような自治体にも協力を仰ぎ、多くの自治体にて名鉄側に要望していくことにより相乗効果も増すと考えられますので、町民の要望を踏まえ、今後も名鉄電車さんへの粘り強い交渉をお願いします。

次に、9月11日に要望に行くとのことで、名鉄ダイヤ改正だけにとどまらず、9月30日より知多新線への乗り継ぎ駅である富貴駅をはじめ、町内の駅も窓口係員が不在になると発表されました。通勤通学や一般の名鉄利用者はもとより、障害のある方や町外から観光に来る電車利用者にとって、駅員さんがいなくなるということは、今後さらに不便になることは明白です。これらの問題についての要望も9月11日にするのですか。要望するのであれば、どのように要望するのでしょうか。

○総務部長（中村裕之君）

名古屋鉄道のホームページの情報によりますと、9月末から富貴駅では終日、町内では河和駅が一部の時間帯で窓口係員が不在となるという情報を得ております。9月11日の要望では、富貴駅の現状を踏まえ、高齢者、それから障害者、障害をお持ちの方を含む全ての利用者の方、利用者の安全が確保できるように、施設整備も含めまして最大限の配慮をいただくよう要望してまいりますので、よろしく願いいたします。

○1番（都筑新悟君）

次に、名鉄電車を利用するの来場者に特典をつけたとのことですが、どのような方を対象に特典をつけて実施したのでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

先日、8月26、27日のイベントの特典内容についてですが、一般社団法人あいち美浜町観光協会の主催によりまして、8月26、27両日、南知多ビーチランドで開催をされましたソウルフードジャムのイベントにおいて、交通系ICカードで知多奥田駅を下車して来場していただいた方に対しまして、そのイベントで使用できる金券500円券をプレゼントするという特典をつけていただき、名鉄電車の乗客数の増加に貢献をしていただきましたので、よろしく願いいたします。

○1番（都筑新悟君）

今回のこのイベント、ICカード利用者限定だと思います。本当は切符利用者も含め、全ての利用者を対象にしてもらいたいと思います。

では、もう時間もないので、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、都筑新悟議員の質問を終わります。都筑新悟議員は自席に戻ってください。

〔1番 都筑新悟君 降席〕

○議長（大嵯暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を11時10分とします。

〔午前10時55分 休憩〕

〔午前11時10分 再開〕

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 野田謙弥議員の質問を許可します。野田謙弥議員、質問してください。

〔6番 野田謙弥君 登席〕

○6番（野田謙弥君）

皆さん、こんにちは。新風みはま、6番 野田謙弥でございます。6月の定例会に引き続き、2回目の一般質問をさせていただきます。あらかじめ提出しました通告書に基づいて質問いたします。よろしく願いいたします。

まず、1、総合公園拡張事業について質問します。

7月の町政報告会の中で、総合公園拡張事業の進捗状況の説明がありました。主な施設のうち、令和7年度にソフトボール場、令和10年度に多目的広場、展望広場が完成予定と伺いました。事業費は、当初の概算7億3,000万円を大きく上回るだろうと予測されています。本町では、運動公園事業をはじめ、小中一貫校設立事業など非常に大きな公共事業が今後控えている状況を踏まえ、次のとおり質問します。

1点目は、総合公園拡張事業について、原材料費や人件費の高騰を受け、今後、事業費の増加が予想されますが、事業内容を縮小する考えはありませんか。

2点目は、事業推進に当たって、設備などの変更で予算を抑える方策はありませんか。

次に、2、町制70周年記念事業について質問します。

美浜町は令和2年度に町制65周年を迎えましたが、コロナ禍で記念事業はほとんど催されず大変残念に思いました。来る令和7年度には町政70周年を迎えるに当たり、町の活性化のためにも記念事業を行うべきと考えますが、具体的な案はありますか。

次に、ふるさと納税について質問します。

過日の新聞に、本町の近隣自治体において、ふるさと納税による町税の流出に苦しんでいるという記事が掲載されました。そこで、美浜町の現状について次のとおり質問します。

1点目は、本町のふるさと納税の収支状況について御説明ください。

2点目は、美浜の特性を生かした農業、商工業などの地場産業を育成するためにも、人気の高い返礼品を開発する計画はありますか。

3点目は、ふるさと納税の増加につなげるにはPR活動が不可欠と考えますが、現在どのような方法でPRを行っていますか。また、今後のPR活動をどのように考えていますか。

最後に、4、生涯学習について質問します。

年齢や障害の有無にかかわらず、町民が生涯にわたって学び続け、生きがいを持って日々の生活を楽しむために適切な文化施設や学習教材が必要だと考え、次のとおり質問します。

1点目は、河和城を核とした公園整備などの計画は進んでいますか。

2点目は、多世代交流のツールとして職員が自主的に制作した「美浜町歴史かるた」を活用する考えはありますか。

以上で、通告書に基づく質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、野田謙弥議員の御質問にお答えします。私からは御質問の1点目から3点目までをお答えし、御質問の4点目につきましては教育部長から答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

初めに、総合公園拡張事業についての御質問の1点目、拡張事業の予定変更は検討していますかと、御質問の2点目、予算を抑える方策については関連がございますので、併せてお答えいたします。

総合公園拡張事業につきましては、平成29年度から着手し、これまでに第1段階での運動公園へ土砂を搬入するための造成工事が終わっており、まずはソフトボール場1面を計画しておりますが、現時点で工事が発注できておりません。また、運動公園整備を進める中、改めて総合公園拡張事業の資金計画、施工規模及び整備スケジュールについて見直す必要があると考えております。

次に、町政70周年記念事業についてでございますが、本町は昭和30年4月に河和町と野間町が合併後、昭和32年3月に小鈴谷町上野間地区が編入し、現在に至っております。令和7年度に町制70周年を迎えるに当たり、令和6年4月に役場内にプロジェクトチームをつくり、記念事業等の実施や事業内容の検討を進めていく予定でありますので、現時点では具体的な案は確定しておりません。

次に、ふるさと納税についての御質問の1点目、ふるさと納税の収支状況はについてでございますが、令和4年度は合計4,455件、総額9,952万6,000円の寄附を頂きました。募集に必要な総コスト4,814万8,000円を引いた利益額は5,137万8,000円となります。

一方、ふるさと納税の流出額であります。令和4年度、町民税寄附金控除額は4,559万3,000円でありました。このうちの75%に当たる3,419万5,000円につきましては、翌年度となる令和5年度の交付税措置により国から補填されることとなっております。寄附金額、コスト、流出額及び交付税措置額を差し引きますと、3,998万円の黒字となりました。

次に、御質問の2点目、返礼品開発の計画はについてでございますが、返礼品の内容は、寄附する方にとって、その動機のかな要因の一つとなっております。現在、本町においては、29事業所の御協力をいただき、寄附金額に応じた136品目の返礼品を用意しております。8月21日からは、一部の店舗ではありますが、町外からお越しいただいた方が飲食店等の店頭でスマートフォンを利用しふるさと納税の手続きができることにより、返礼品として電子商品券を発行する取扱いを始めました。この電子商品券は、その場で、その店舗のサービスにも利用することが可能で、より手軽に寄附をしていただける仕組みであると考えております。

また、近隣町と協議し、共同返礼品の取扱いについても検討を進めており、町内特産品の開発をはじめ様々な手段を研究するなど、魅力ある返礼品の拡大に努めております。

次に、御質問の3点目、今後のPRはについてでございますが、現在、本町においては、町外の多くの方に関心を喚ぶことができるよう、楽天ふるさと納税をはじめとする8つのポータルサイトを利用して、ふるさと納税の募集をしております。

ふるさと納税制度の認知度の高まりにより、近年、寄附額の減少傾向、町外への流出額の増加傾向にあります。

が、今後も引き続き増益増収を目指し、ニーズに応じたポータルサイトの活用、扱いやすい決済手段の導入、魅力ある返礼品の拡大を進め、PRに努めてまいります。

私の壇上からの答弁は以上でございます。

[降壇]

○教育部長（夏目 勉君）

次に、生涯学習についての御質問の1点目、河和城整備の現状はについてでございますが、河和城跡のような歴史的価値のある遺跡は、文化財保護法の規定により、遺構に影響を及ぼす工事が伴う整備をするには事前の発掘調査を行う必要があります、その調査には相当の費用と時間が必要となります。現在、本町では、運動公園・総合公園整備事業や小中一貫校の建設など財政的に厳しい状況であるため、河和城整備に関しましては、当面は現状保存での維持管理を基本に行っていく計画でございます。

次に、御質問の2点目、美浜町歴史かるたの活用はについてでございますが、美浜町歴史かるたは、本町職員が自費で制作・執筆したかるたと解説書でございます。制作者から、美浜町の歴史教育のために、かるた37セット、解説書19冊が町に寄贈されましたので、町内の小中学校、適応指導教室、図書館に配付がされており、また、別で、制作者から、児童館や美浜町社会福祉協議会、町内のデイサービスにも寄贈がされています。

これまで、学校、図書館、任意団体等からの依頼により、制作者本人が出向いて、歴史かるたを通して本町の歴史の講座、説明等を行っております。今後、より多くの人々に本町の歴史に興味、関心を持っていただくとともに、子供たちから高齢者まで幅広い世代間で多世代交流のツールとしても活用されるよう、機会あるごとに歴史かるたを広くPRしていきたいと考えております。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○6番（野田謙弥君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、総合公園拡張事業について、現在、ソフトボール場建設工事の発注ができていない状況で、町当局が資金計画、施工規模及び整備スケジュールの検討を考えているとの答弁をいただきました。現在進めている学校再編の結果、統廃合される各学校のグラウンドを有効利用すれば、これ以上グラウンドは必要ないのではないのでしょうか。

そこで、子育て世代に人気のあるコンビネーション遊具をまとめて、ソフトボール場の代わりに総合公園の中に設置して、運動公園、総合公園両方の建設費を軽減する考えはありませんか。また、既存の施設である吉田池から水野屋敷につながる遊歩道を町民が散策を楽しめるような憩いの場にし、図書館までの散策路を季節の草花が咲く桜並木の名所にする考えはありませんか。

○都市整備課長（平野和紀君）

総合公園ですね、まず、ソフトボール場をやめて遊具という計画はございませんで、ソフトボール場1面は造りたいとは考えてございます。

そういった中で、今、集約というお話もありましたけれども、総合公園と運動公園では、やはり整備目的だとか、あと周辺的环境も違いますので、どちらも遊具が必要と考えておまして、どちらも住民の方から遊具は設置してほしいという要望がございます。そういうこともありますので、運動公園のコンビネーション遊具を総合公園に集約するという考えはございません。

ですから、総合公園についても、事業費の見直しだとか施工規模の見直し等々、今から見直していきますので、

その中で遊具の検討はしていきたいと考えてございます。

桜並木の名所の御質問ですけれども、現在、総合公園には、遊歩道を含めて300本以上の桜が植わっております。知る人ぞ知る名所にはなっております、もう既に。季節になりますと、やっぱりそれを目当てに、結構多くの方が来ております。コロナ前では、桜マップを作ったり、ライトアップをしたりしまして、いろいろな啓発活動をした経緯もございます。

議員のおっしゃるとおり、季節の花が楽しめて皆が集える憩いの場になるように、今現在進めている総合公園拡張事業においても、できるだけ植栽をして桜の名所になるように整備は進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（野田謙弥君）

いずれにしても、総合公園は町の中央に位置し、インターにも近く、町民だけでなく、町外からも多くの多世代の人たちを呼ぶことのできる重要スポットです。今後も、人・まち・自然、健康に輝くまち美浜のシンボルとなるよう、慎重に事業を進めていただきたいと思います。

次に、町制70周年記念事業について。

記念事業への基本的な方針、プロジェクトチーム結成の御説明をいただき、安心と大きな期待を持ちました。町制60周年のときは、町内の山車が全部、総合公園中央広場に集まり一斉に並んだ光景は圧巻で感動的でした。今回もそのようなイベントをお考えならば、早めの町内各区長への働きかけが重要だと思います。

また、記念冊子の刊行や模擬子供議会の開催、小学校区対抗駅伝大会の開催などを考えてみてはどうでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

町政70周年、いろいろなイベントの御提案ありがとうございます。現時点では、70周年記念事業としては、第1次答弁でもさせていただきましたが、具体的に決定しておる事業はございませんが、今後、プロジェクトチームの中でいろいろな検討をしていきたいと考えております。

また、御参考までになのですが、60周年のときには、記念式典をはじめ実施した事業をまとめた記念誌の発行や、先ほどありました、みはま山車まつり、また女性議会、またNHKラジオ番組「上方演芸会」の公開録音、またプレミアム商品券の発行、さらには日本福祉大学もちょうど60周年の事業となりましたので、協力して開催をいたしましたサッカー教室や野球教室など、35の記念事業を60周年のときには開催をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○6番（野田謙弥君）

新しくコンサートやスポーツイベントなどを企画するのは困難な場合があるかと思います。そういった場合、今ある通年行事に70周年の冠をつけて催すのも一理あるかと思います。記念事業を起爆剤として、他市町から人を呼び、町をにぎやかにし、町民一人一人が自分の住む町を誇りにできたらいいと思います。

次に、ふるさと納税についてですが、美浜町のふるさと納税の現状と魅力ある返礼品の開発拡大、ニーズに応じたポータルサイトの活用、扱いやすい決済手段などの御説明をいただきました。町のふるさと納税による増収増取への工夫や努力が理解できました。

その上で、ふるさと納税の本来の趣旨を大切にす意味から、全国に在住している美浜町出身の人、新しく親戚になった人、そういった人たちに、ふるさと納税による寄附を募るよい方策はありませんか。

○総務課長（百合草俊晴君）

議員のおっしゃる、町外にお住まいの美浜町の出身者あるいは親戚等に向けて、直接ピンポイントで御案内、

周知することというのは困難でございますが、本町のホームページに加えまして、各ポータルサイト内での特集ページであったり、返礼品の特集を扱う情報誌への記事の掲載など様々な手段を活用しまして、より多くの方から関心を得られるようPRに努めております。

○6番（野田謙弥君）

今後も、町出身の子供たちが、将来、ふるさと美浜を愛し、誇りに思えるような魅力のある返礼品の開発に努めていただきたいと思います。

次に、生涯学習の河和城の整備について。

当面、現状保存での維持管理という御説明をいただきました。河和城は非常に歴史的、文化的に価値のある史跡なので、後世への研究史跡として大切に保存してほしいと思います。以前に植樹した桜の苗木が随分成長し、季節には満開の花を咲かせています。観光施設としても誇れる施設になると思います。しかし、現地に行くには急な階段を上らなくてはなりません。幼児や高齢者にとって大変危険を感じる道程になっています。北側の城口観音辺りから連絡通路を造れば、老若男女が散策を楽しんだり、観光客向けにアピールできると思います。

今後、財政的に環境が整いましたら、本格的な公園整備を視野に入れつつ、ぜひ連絡通路だけでも設置していただきたいと思います。

最後に、美浜町歴史かるたは、小中学校での郷土学習やキャリア教育の学習教材としても活用できます。また、敬老会や地域イベント等の余興にも有効だと思います。そこで、美浜町歴史かるたを増刷して町内各施設に常備するような計画はありますか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

今のところ歴史かるたを増刷する計画はありませんけれども、今回寄贈されましたかるたやその解説書は、美浜の歴史を知るためにもとてもよい学習教材、また多世代の交流のツールですので、今後いろいろところで活用していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（野田謙弥君）

美浜町歴史かるたは他市町にも誇れる生涯教育のツールにもなります。ぜひ増刷して、いろいろところで活用し、美浜の歴史と文化を町内外にアピールして、美浜を魅力ある町に、明るく元気な町にしていきたいと思います。

以上で、再質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、野田謙弥議員の質問を終わります。野田謙弥議員は自席に戻ってください。

〔6番 野田謙弥君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、休憩とします。再開を午後1時とします。

〔午前11時37分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 廣澤毅議員の質問を許可します。廣澤毅議員、質問してください。

〔9番 廣澤毅君 登席〕

○9番（廣澤 毅君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMA所属、9番 廣澤毅でございます。昼からは、何か傍聴者の方

も一気に減りまして寂しくなりましたが、あと、昼食後で、皆さん眠たくなるかもしれませんが、いましばらく辛抱してお付き合いください。

それでは、議長のお許しも得ておりますので、前もって提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

今回、大きな項目は2つでございます。まず1つ目でございますが、町内の活性化及び交流人口を増やすための施策について質問させていただきます。

コロナ感染症も、2類から5類に位置づけられてから行動制限も緩和され、全国各地では、花火大会等、いろいろな催物が開催されております。本町においても、各地区の納涼盆踊り大会をはじめ各種イベント等、これまで中止を余儀なくされていた行事が次々と再開されました。そこで、本町における交流人口を増やすための今後の計画や展望について質問いたします。

1つ目、今回のイベントの成果は。

このイベントのことでございますが、ソウルフードジャム in 美浜2023のことをいいますので、よろしく願いいたします。奥田海岸で初の花火の打ち上げとキッチンカーのイベントが開催されましたが、その成果はどうでしたか。

2つ目、町内の活性化を図るための計画は。

今後、町内の活性化を図り、一人でも多くの観光客に来てもらうための計画及び催物の予定はありますか。

3つ目、名鉄知多新線の利用客を増やす施策の実施は。

本年3月のダイヤ改正以降、主な時間帯では、富貴駅での乗換えやワンマン運行等、利便性を欠く事態となっております。今後、より多くの人に知多新線を利用してもらうための施策やイベントを行う考えはありますか。

2つ目ですが、災害時の避難所整備について質問いたします。

地質学者及び地震の研究者によれば、2035年前後には南海トラフ地震が起こると言われております。そこで、町内避難所の一つでもある総合公園体育館の耐震化及び飲料水に関する整備について質問いたします。

1つ目、非構造物の耐震化は。

総合公園体育館の避難所として使用される部分の天井材や照明器具、内外装材の落下などを防ぐ非構造部材の耐震化はされていますか。

2つ目、受水槽の修繕は。

飲料水をためるための受水槽が老朽化により漏水していると聞いておりますが、修繕はいつ行う予定ですか。

執行部においては、町民の方に分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、午後も引き続きよろしくお願いいたします。

廣澤毅議員の御質問にお答えします。

私からは御質問の1点目をお答えし、御質問の2点目については教育部長から答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

初めに、町内の活性化及び交流人口を増やすための施策についての御質問の1点目、今回のイベントの成果は

についてでございますが、あいち美浜町観光協会の主催により、8月26日土曜日、27日日曜日の2日間、本年度の美浜海遊祭のイベントとして、世界のソウルフードが集合し総勢21台のキッチンカーが集まったソウルフードジャム in 美浜2023が南知多ビーチランドで開催され、多くの方でにぎわいました。

成果としましては、26日土曜日2,600人、27日日曜日2,600人の合計5,200の方が来場され、地域の活性化に寄与できたものと思っております。今後におきましても、観光協会等と連携を図り、積極的に交流人口の増加を進めてまいります。

次に、御質問の2点目、町内の活性化を図るための計画はについてでございますが、来週の15日金曜日から17日日曜日の3日間行われます第54回住友生命Vitalityレディス東海クラシックでは、あいち美浜町観光協会が、「美浜町に泊まってゴルフを観戦しよう」という町内宿泊パックを新たな試みとして企画、募集しております。10月には、食と健康の館において、1日から9日までの間、シンガポールまつりを開催し、7日土曜日、8日日曜日には、岐阜県のちこり村の出店もあり、多くの方に来町していただく期待をしております。また10月21日には、南知多ビーチランドにおいて、美浜町民が無料で入場できます町民感謝デーを開催します。これは親子3世代交流を図ろうと開催するものでございます。

今後におきましても、美浜町の地域資源を活用した町内活性化策を関係機関と連携を図り、進めてまいります。

次に、御質問の3点目、名鉄知多新線の利用者を増やす施策の実施はについてでございますが、ダイヤ改善に一番効果的なことは、電車の利用者を増やすことが第一と考えます。そのためにも、まずは町外からの来訪者だけでなく、町内の皆様におかれましても、観光等で出かける際は、自家用車でなく電車を利用していただくよう、そのような誘導施策を進めてまいります。

また、知多奥田駅前に来年完成する運動公園陸上競技場のイベントにおいても、地域特性を生かし十分PRし、電車での利用を呼びかけてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

壇上からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、災害時の避難所整備についての御質問の1点目、非構造物の耐震化はについてでございますが、一般的に非構造部材とは、柱やはり、床などの構造体を除く天井材や内壁、外壁などと言われています。平成23年に発生しました東日本大震災では、体育館などの建築物において天井が脱落し甚大な被害が生じたため、天井の脱落対策に係る基準が建築基準法で新たに定められました。

具体的に、総合公園体育館では、メインアリーナ、サブアリーナ、エントランスホールが脱落対策を講じなければならない天井に該当しています。こちらの天井の脱落対策につきましては未着手であるため、令和7年度の着手に向け、現在調査等を進めているところでございます。

次に、御質問の2点目、受水槽の修繕はについてでございますが、総合公園体育館の受水槽は、平成4年9月の竣工時に設置されて以降、既に30年以上が経過し、老朽化が進んでおります。専門業者による点検では、壁面からの漏水や壁面パネルの亀裂及び膨らみが確認されていることから、令和7年度の着手に向け、施工方法を検討しているところでございます。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○9番（廣澤 毅君）

それでは、順番に再質問をさせていただきます。

ソウルフードジャム in 美浜ということで、8月の26、27両日合わせて5,200人の来場者があったということですが、これはイベントをやったからこの人数なのか、ふだん、どのぐらいの人数がまず来ておられるのか比較したいと思いますので、本来なら1年ほど前の同じ時期ということが言いたいことですが、コロナ禍ということもございまして、1週間前の土日、この辺ではどのぐらいの来場客がいたのかお答えください。

○産業課長（三枝利博君）

それでは、1週前の土日と比較してということですので、1週前の8月19日の土曜日が1,700人、8月20日の日曜日が2,000人、合計3,700人でしたので、2日間で1,500人の増ということになりますので、よろしくお願ひします。

○9番（廣澤 毅君）

1,500人増ということで1.4倍増ですか、多かったということで、イベントをやってよかったのではないかと思われます。そこで、5,200人のうち、今日午前中に都筑新悟議員の中でも、名鉄応援企画ということで500円券がどうのこうのという話がございました。そういった特典をつけたということで、名鉄利用者の方、南知多ビーチランドに来られた方は、実際にはどのぐらいの人数いましたでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

2日間で45名でした。今回は、名鉄の応援企画としまして、名鉄の知多奥田駅下車の方に、ソウルフードジャムで使用できます500円の金券、これを土日先着500名ずつ、合計1,000名の方に用意をさせていただいておりましたが、ビーチランドに来場された方は、私も実際おりましたが、小さなお子様連れが非常に多くて、ベビーカーやたくさん荷物が必要となったため、電車での利用は残念ながら少なかったようでございます。

○9番（廣澤 毅君）

1,000人用意したけれども45人と、非常に寂しい結果だということで、多分これを、500円を1,000円にしてもあまり変わらないのじゃないかなとも思われます。何かまた、もっと応援できるような企画をもう少し考慮していただきまして、次のイベントのときには生かしていただきたいと思ひます。

ちなみに、このときは知多奥田駅から南知多ビーチランドまでのシャトルバスのものは用意されていたのでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

シャトルバスのものは用意はしてありません。

○9番（廣澤 毅君）

分かりました。そこで、もし足して用意してあったら、もう少し増えたかもしれませんが、今後のこともありますので、またよく考えていただきまして、次のイベントに生かしてほしいと思ひます。

次に、今回、フードフェス、2日間で総勢21台のキッチンカーが集まり、盛り上げていただいたと聞いておりますが、その中で、どんなものが人気な商品だったのか教えていただけますか。

○産業課長（三枝利博君）

この2日間は大変暑い日だったため、かき氷やソフトクリーム、あと、スムージーですか、そういった冷たいものが人気だったと伺っております。また、空揚げやステーキというのもおいしかったというお声をいただいております。

○9番（廣澤 毅君）

人気の商品におきましては、また美浜町のほかのイベント等でも来ていただいて盛り上げていただければと思ひます。ありがとうございました。

次に、今回初めて奥田地区で花火の打ち上げがあったわけですが、その反響ですか、それについては、
どういった反響がありましたでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

今回は花火大会という位置づけではなく、フィナーレの花火ということで、10分間、約650発ほどの打ち上げをさせていただきました。5号玉を高い位置から打ち上げられたという花火であったため、広範囲で見ることができたということで、非常に喜んでおられたという話を聞いております。また、トラブルや苦情、あと交通渋滞、こういったものも特になく、大変評判がよかったということで、ちょっとほっとしておるところでございます。

○9番（廣澤 毅君）

評判はよかったという話でございます。僕の地区、上野間からもよく見えました。多分ですが、西海岸、上野間地区から野間地区まで海岸線に出れば特にだと思えますが、ほとんどのところから見えたと思えます。短時間ではありましたが、650発ですか、上がったということで見応えがあったと。また来年以降もやってほしいという意見が多かったです。

次に移ります。来年度以降も、この奥田地区でのイベント、計画、あるいは何かそういうことを考えておられるのか、その辺のところをちょっと教えていただけますか。

○産業課長（三枝利博君）

来年度以降なのですけれども、観光協会が主体で計画をしておりますので、ここでは前向きに検討していきたいという回答しかできませんが、大変、先ほども話をしましたが好評でしたので、奥田地区でのイベントにつきましては継続して考えてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○9番（廣澤 毅君）

ぜひ前向きに、来年度以降もイベントをやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、コロナ流行以前は、小野浦地区で花火大会という形で、最後は1万5,000だったか、1万8,000発クラスの数の大花火大会、私も本当に近くで見させていただきました。すごい見応えのある大会でございました。それについてですが、今後、来年度以降ですが、小野浦での花火大会の計画、この辺についてはどういうお考えでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

コロナ前は、小野浦地区を会場として、海遊祭を委託した企業が内容等を決めておりましたが、今年度より、観光協会によりプロポーザル方式、これで進められていますので、来年度以降につきましてはまだ未定でございます。

○9番（廣澤 毅君）

来年度以降はまだ未定ということですが、やはりあの規模の花火大会を開催していただきますと、やっぱり町内も活性化いたしますし、来ていただいたお客さん方も、嫌らしい言い方ですが、お金を使っただけということで、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

そういった花火大会を期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

イベントの開催に対して、宣伝、告知の仕方についてちょっとお聞きしたいのですが、今回のソウルフードジャム in 美浜に対しては、どんな告知の仕方をされておりましたか。

○産業課長（三枝利博君）

取りあえず今回の周知方法としましては、町観光協会のホームページや広報、区の回覧、チラシ、新聞掲載になりますが、今回のソウルフードジャムにつきましては、東海テレビさん、ここも一緒に行いましたので、東海

テレビの「スイッチ！」という番組の中で3回ほど、3日間ですが、イベント告知をさせていただきました。

○9番（廣澤 毅君）

なぜ、この告知のことを聞いたかといいますと、ソウルフードジャムのこともそうですし、ファイナルで花火を打ち上げたこともそうなのですが、上野間地区でも回覧等で恐らく最低1回は見ているはずなのです。僕も、SNS関係で100人近い人にはチラシを写したものを送ってあるよということをお知らせしておるのですが、それでもまだ、音がし出したら、「あれ、今日はどこの花火だえ」とか、「雷かえ」とか、何かそういったような言葉も聞いておりますので、これ、いいのか悪いのか、ちょっとあれなのですが、同報無線とか、こういうものに使うことはできないのですか、その辺のところはどういったお考えでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

今回のイベントにつきましては、観光協会が主催ということでしたので、SNSにつきましては、観光協会のインスタやフェイスブック、ツイッター等で発信をさせていただいております。同報無線につきましては、今回、町の主催ではなかったので実施はしていませんけれども、今後、例えば町の主催であります、例えば今度の町民感謝デーとかにつきましては、非常に有効な手段かなと思っておりますので、また御参考にさせていただきます。よろしく願います。

○9番（廣澤 毅君）

ぜひ、一人でも多くの人に周知できるように、今後ともよろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。

町内活性化を図るための計画はについての再質でございますが、来週から、女子プロゴルフの大会が新南愛知で始まりますが、今回初めて町内宿泊パックというのを試みるということでございますが、その内容、どういった宿泊パックの内容なのか教えていただけますでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

美浜町に泊まってゴルフを観戦しようという町内宿泊パックにつきましては、まず、大会のオリジナルキャップとギャラリーストラップで利用できます食事券と飲食券、これがセットになっているもので、宿から会場の目の前まで送迎していただける、こういったメリットがあります。美浜町の旅館・民宿に宿泊された方限定ということになっておりますので、よろしく願います。現在54セットが売れたとの報告を受けております。来年度以降につきましても継続して実施できるように期待しているところでございます。

○9番（廣澤 毅君）

ゴルフをやっている方、またゴルフの好きな方は、ちょっと魅力のある宿泊パックの内容だったと僕は思います。その宿泊パックの件で、ちょっと提案なのですが、女子プロゴルファーが回ったその後、要は女子プロ仕様になっているラフの長さとか、グリーンでいったらカップの切っただけとか、そういうところで回りたい、ラウンドしたいという方も——ちょっと腕に自信のある方だと思いますが、ちらほら聞いております。これはあくまでも新南愛知さんとの協力がある話でございますが、回れるツアーみたいな、そういう宿泊パック、あくまでこれはもう返事はいいですよ、そういうのをやったらどうかと、僕も以前までゴルフをやっていたものですから。はっきり言って、腕に自信のない人は回らないほうがいいですけども、そういうことで、そういうのもやったらどうかと思います。

次に、食と健康の館のシンガポールまつりでは、昨年、新潟県妙高市フェアに続き、今年は岐阜県ちこり村のフェアを行うと答弁がありました。なぜ人気のちこり村が出店していただけるのか、その経緯を教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

山と海の連携によって両地域の活性化につなげようということで、昨年度、美浜町、南知多町でつくります知多南部地域観光協議会という組織があります。そこで、1月と2月の2回、特産品や海産物の即売会を実施しました。非常に人気がありまして新聞も取り上げていただいたのですけれども、それだったら、ぜひ今度は美浜町に来てほしいというお願いをしたところでございます。

○9番（廣澤 毅君）

その岐阜県ちこり村は、今回、目玉商品になるものは何でしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

ちこり村は、ちこり酒といって焼酎だとか、あと、ビュッフエのランチ、こういったものが非常に人気で、いつも行列ができていますのでけれども、今回、目玉商品としましては、ちこり村でもすぐに完売となってしまいます栗きんとんが7個入っている栗きんとん生食パン、これが目玉商品ということで出していただけるとの話を聞いております。

○9番（廣澤 毅君）

先ほど三枝課長から話がありました栗きんとん生食パン、僕も話を聞きまして取り寄せました。つい2日ほど、冷凍の状態で届きました。これ、生で食べてもおいしかったし、レンジで温めても非常においしかったです。実は今日、朝、それを2切れ食べてきました。どうもすごく人気があって、1日1,000本ですか、多いときは1,200本完売状態だということでございますので、ぜひ、食と健康の館で、そのフェアがあるときは、皆さん、足を運んでいただきたいと思います。ただ、ちょっと値は張ります。ここであえて値段は言いませんが、思ったより、まあまあするなど、そんな感じの値段でございました。

将来的には、新潟県の妙高市フェア、今回は岐阜県のちこり村のフェア、来年度以降もそういった、他県、他市町と交流をしていただきまして、最終的には商業施設なりで物産展的なことができればいいのかなと私は考えておりますので、今後とも産業課の皆さんには頑張ってくださいと思っています。

次に、10月の第3土曜日に、ビーチランドにおいて美浜町民感謝デーを開催するとの答弁がございましたが、再度、その内容を詳しく教えていただけますでしょうか、お願いします。

○産業課長（三枝利博君）

今年で3回目となります町民感謝デーでございますが、子供たちに人気の消防車やパトカーなどの、まず働く車、あと、町内のキッチンカーも集まりまして、ビーチランドとおもちゃ王国と合わせて1日楽しめる模様となっております。町内に在住していることを証明する身分証1枚、この1枚につきまして4人まで無料で入場できますので、この日は、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に、お孫さんも含めた3世代集まって来園を期待しているところでございます。また、キッチンカー等で購入された方につきましては、町内の特産品やごみ袋等が当たります抽せん会も実施する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

去年の感謝デーよりも、ちょっとグレードアップしているという形になりますかね。ぜひ、これは町内の話ですので、おじいちゃん、おばあちゃんはお孫さんを連れてみんなで行っていただきたい、盛り上げていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。

名鉄知多新線の利用客を増やす施策の実施はというところでございますが、運動公園陸上競技場でのイベントについても、今後PRをしていくとの答弁がございました。現時点で具体的に決まっているイベントというのは

ございますでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

現時点で、運動公園陸上競技場で具体的に決まっているイベントにつきましては、まだ何月何日という具体的なイベントはございませんが、現在、陸上競技関係団体、特に中学生、高校生等、企画する団体からも多くの問合せをいただき、今後新しい大会、今までやっていた大会をこちらの大会できないかということで協議を進めております。

今後も、この名古屋鉄道知多奥田駅前という最高の立地特徴を生かしたイベントや大会の誘致を考えておりまして、例えば、名古屋鉄道さんと協力をしながら、電車を利用して安心・安全に子供だけでも参加できるようなイベントや、さらには陸上競技場だけではなく、サッカー大会や、またコンサートなど様々なジャンルにおいてもPRを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○9番（廣澤 毅君）

ただ、いろいろ案はあるけれども、具体的なものはまだ今の段階ではないということでございますので、またこれ、一つ僕からの提案なのですが、午前中、野田謙弥議員からも町制70周年に対しての何か事業はないのかという話の中で、町制60周年のときに、みはま山車まつりがございました。私もそのときは、裏方ではございますが、山車の組立て解体から始まり、弁当・お茶を軽トラで運んだりとか、そういうことで参加させていただきました。それで、地区の評判でいいますと、やってよかったと。また、お子さんからお年寄りの方まで一致団結して親交が深くなったということで、「またやりたいね」という話も聞いております。

そこで、その山車まつりなのですが、前回60周年のときは、美浜総合公園に11台ですか、集結させたわけですが、今回、もともとが名鉄知多新線を利用してもらう方を一人でも多くということから始まっておりますので、陸上競技場のある交流広場あるいは南知多ビーチランドの駐車場、東のほうから持ってくるのはちょっと大変なことかもしれませんが、そういったこともどうかと思うのですが、それについてどういうお考えをお持ちか、今の段階で言える範囲で構いません、お願いします。

○企画課長（戸田典博君）

廣澤議員、すてきな御提案ありがとうございます。

午前中にもありました70周年記念事業につきましては、具体的に決定している事業等はございませんけれども、御提案いただきました山車まつりの開催場所とか運営の仕方、そのほか様々な事業につきましても、今後、名古屋鉄道の利用増進につながるような事業も視野に入れながら、プロジェクトチームで検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○9番（廣澤 毅君）

ぜひ、候補の一つとして考えていただければと思います。

名鉄知多新線のダイヤ改正により、不便さが浮き出ているわけですが、不便さを訴えるだけでは、なかなか中身は変わっていかないと思いますので、やっぱり美浜町自体もリスクを負い、より多くの人に使うようなイベントなり施策なりを打っていかないと、そこで初めて人が増えて、また名古屋鉄道さんに、「こんだけ増えたで、直通の電車1本増やしてくれんか」とか、何かそういう交渉ができると思いますので、ぜひ、一つの企画として考えていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。災害時の避難所整備についての再質問になります。

総合公園体育館の天井脱落対策工事を令和7年度に着手する予定で調査を進めておるということでございますが、令和5年度の当初予算に体育館特定天井耐震改修設計業務委託料が計上されております。本年度中に工事の

工法などが決まってくると思われませんが、実際の工事が令和6年度ではなく令和7年度に着手する予定というか、その理由は何でしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

ただいまの質問でございますが、体育館特定天井耐震改修設計業務委託料の業務内容につきましては、その調査と設計でございます。現在調査が終了し、天井の改修方法や工事期間、また工事費用を検討しているところでございます。天井の工事には数か月間かかり、その間は体育館の使用ができません。今年度中に工事期間などを決定し、令和6年度中に、令和7年度の一定期間は体育館が使用できないことをお知らせする周知期間もありますので、来年度ではなく令和7年度の着工の予定とさせていただきます。

○9番（廣澤 毅君）

周知するのに1年ぐらい時間が欲しいよという話でございました。ちょっと素朴な疑問で、一定期間、工事のために体育館が使用できない間、どういった対処をされる予定でしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

数か月間にわたり利用ができないということでございますが、近隣の町と社会体育施設の利用に関わる覚書というものをやっております、どういうものかといいますと、町が主催する、また美浜町でいいますと、スポーツ協会が主催する大会につきましては、その町の体育館を使わせていただくという約束事がございます。ただ、これは相手があることなので、なるべくそちらの町に迷惑のかからないように最小限ということになりますけれども、対処方法の一つとして考えておりますので、お願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

今の答弁ですと、近隣市町にも協力していただくということですね。分かりました。ありがとうございました。次に、非構造物の耐震化については理解できました。この総合公園体育館自体、竣工時から数えると既に30年以上経過しておるということでございますが、いわゆる構造体の部分ですね、柱やはり、床、こういった部分に対して、まず、点検をしているのか。さすがに建物も30年余りたてば、いろいろなところで何かしらの不具合が出てくると思うのですが、まず点検をしているのか、そして、点検をしているとしたら、どういった方法で点検しているのか、その辺お聞かせください。

○生涯学習課長（山本圭介君）

平成28年に建築基準法が改正されまして、災害時に避難所となる建物で、その建物の面積が2,000平方メートル以上のものは3年に1度の点検が必要となりましたけれども、該当する用途が避難階のみの場合は、その対象外となっております。

総合公園体育館は、スポーツするスペースが1階でございますので、点検対象には該当しておりません。ですので定期的な点検はしておりませんが、今後、美浜町公共施設等総合管理計画などに基づき、災害時の避難所として安心・安全に使えるよう施設管理をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○9番（廣澤 毅君）

先ほどの説明の中でちょっと分かりづらいところがあったのですが、結局、2,000平米以上、総合公園体育館はあるけれども、避難階というその部分のことが対象外ということで、法律上、点検の必要はないということでございますが、済みません、ちなみに避難階というのはどういった解釈に取ったらいいのでしょうか、ちょっとその辺もう一度お願いします。

○生涯学習課長（山本圭介君）

避難階とは、美浜町の総合公園体育館の場合、火災などが発生したときには、体育館の利用をされている方々

は1階から避難していただくこととなりますので、避難階とは体育館の1階のこととなります。

○9番（廣澤 毅君）

今説明してもらいましたが、ちょっと、いまいち分かりづらいのですが。要はこれ、総合公園体育館でいいますと、スポーツする場所、スポーツに限ってはないですが、何か行事事も1階ということで、直ちに地上、外に出られる階という解釈でよろしいですね。

次の質問に移ります。

確かに法律上は体育館の建物の定期的な点検はしなくてよいとのことですが、既に築30年以上経過しておりますので、目視では分からない部分とか、何かしらの不具合が普通考えてあると思うのですよ。やっぱりそこで資格を持った専門業者などに細部にわたって点検してもらったほうがよいと思うのですが、それについてはどうお思いでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

おっしゃるとおり、総合公園体育館は災害時には避難所、また物資の受入れの拠点の一つにもなっております。災害時に安心・安全に体育館が使用していただけるように、専門業者による点検も必要なことだと考えております。

○9番（廣澤 毅君）

いざ避難所として使っておるときに壊れてきたら命に関わる問題なので、やっぱりそこら辺はしっかりと専門業者に一度調べていただいて、現状を把握するというのが大事なことだと思います。

ちょっとそこで心配になってきたのが、総合公園体育館は法律上定期点検しなくてもいいということでしたが、各地にある小中学校ですね、こちらの体育館、こちらも、どちらかという、そちらのほうが地域住民にとっては近い避難場所ということになると思うのですが、そちらについては点検とか点検方法、こういった形になっておるのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

住民の皆様にとって最も近い避難所が小中学校の体育館だと思います。まず、天井の落下対策につきましては、全ての小中学校において落下対策を既に終了しております。

点検でございます。これは平成30年度に、美浜町学校施設等個別計画という長寿命化の対策の計画を策定しております。その際に、目視調査等、現地での目視調査は全ての小中学校、これは、河和南部小学校がまだ当時あったものですから、8つの小中学校と給食センターにおいて実施しております。

また、現在、日常的に学校の先生による校舎・体育館の点検、それから私たち教育委員会による学校巡視も行っております。今年度におかれましては、既に当初予算でも皆様に御説明しておりますが、一級建築士による小中学校の体育館・校舎の診断業務、これを夏休み期間中に実施しております。

○9番（廣澤 毅君）

ちなみに、その診断結果というのは何らかの形で我々にも報告される予定でございますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

診断結果でございます。まず、先ほど私が申し上げた平成30年に診断したものでございます。これは、外壁等の検査・調査をしております、これは既に議員の皆様、また町のホームページでも分析結果を公表しているものでございます。

また、先ほど後段で申し上げました、今年度夏休み期間中に実施しております調査でございますが、これは報告書を私たちもまだ伺っておりませんので、今後、皆様に報告したいと思っております。

○9番（廣澤 毅君）

よく分かりました。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

受水槽の修繕はいつ頃やる予定ですかということでございます。こちらも令和7年度の着手に向け施工方法等を検討しているということでございますが、基本的なことをまず聞きます。この受水槽は耐震化されているものなのでしょうか。また、点検等はされておりますでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

受水槽についてでございますけれども、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災の後に行われた耐震設計基準の見直しによりまして、現在ある受水槽は、その耐震の基準を満たしているものではありません。ただ、新たに設置する受水槽につきましては、耐震設計基準を満たしたものとなります。

また、点検はしていますかとのことですが、容量が10立方メートルを超える受水槽につきましては、水道法などにより水槽の清掃及び点検を年1回実施する必要があります。総合公園体育館に設置してあります受水槽の容量は20立方メートルでございますので、実施義務の必要があることから、年1回、水槽の清掃及び点検を実施しております。

○9番（廣澤 毅君）

受水槽に対して点検はしておると。法的にもしないかんということでございますので、少し安心しましたが、こちらも、令和7年度にこだわらず、早くできるものならやっていただきたいと考えております。

ちなみに、小中学校にも受水槽があると思うのですが、そちらの点検あるいは点検した結果等がもし分かるようでしたら、よろしく願いいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

小中学校の受水槽の点検、毎年、業者による点検を実施しております。そこで点検・清掃して、不具合がある場合はすぐ報告をいただきまして、修繕等を行っていく予定をしておりますので、よろしく願いします。

○9番（廣澤 毅君）

受水槽も飲料水を扱うということで、これもまた命に関わる問題でございます。小中学校のほうは今のところ問題はないということでございますが、体育館のほうも一刻も早く修繕していただきまして、また、サブアリーナ、メインアリーナ等の天井板等のそれを撤去するのか、どういう形で施工をするか分かりませんが、そちらもしっかり調査を基に検討していただきまして、また、いち早くやっていただきたいと考えております。

少し時間が残りましたが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席に戻ってください。

〔9番 廣澤毅君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を2時00分とします。

〔午後1時48分 休憩〕

〔午後2時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 橋場友昭議員の質問を許可します。橋場友昭議員、質問してください。

○5番（橋場友昭君）

こんにちは。新風みはま、橋場友昭です。よろしくお願いします。

最初にですけれども、前回のアンケートの中で、聞こえづらい、いろいろ分かりづらいということがあったので、ここで少しだけ言わせてもらいます。ちょっと口の面とか、喉の面とかで、大病のことでしゃべりづらいことがあります。その点で皆さんには御迷惑をかけます。なので、ゆっくりと質問をさせていただきますので、その点を御容赦ください。よろしくお願いします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

初めに、1項目め、中学校の部活動についてです。

深刻な少子化の影響により、学校教育の一環として行われる部活動の小規模化が進んでいます。国では、令和4年度に、部活動の地域移行に関する検討会議提言において、令和5年度から令和7年度にかけて集中的に、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していくとしています。地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じ、生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図ることが重要と示されていますが、本町も少子化が進む中、早急な対応が必要と考えます。

そこで、生徒にとっての部活動の意義を考え、地域の方と連携した持続可能な部活動の実施方法について、次のとおり5点の質問をいたします。

1点目、両中学校の部活動についてスポーツ部・文化部の現状はです。両中学校にどのような部活動がありますか。

2点目は、部活動の移行に向けての問題点はです。現在、地域移行を推進するに当たり、どのような点が問題になっていますか。

3点目は、スポーツ部の指導者の確保に向けての取組はです。現状はどのように進めていますか。

4点目は、文化部の指導者の確保に向けての取組はです。現状はどのように進めていますか。

5点目は、今後、地域との連携が必要になると考えますが、移行に向けては、部活動の地域移行を推進していくには地域との連携が不可欠と考えますが、現状はどのような協力体制を考えていますか。

次に、2項目めのICTを活用した学習についてです。

国のGIGAスクール構想を踏まえて、国、県と連携して、今後を担う児童生徒においてICTを活用し、主体的に対話的な深い学びが必要であると考えます。そこで、次のとおり質問します。

1点目、本町のGIGAスクールとICT活用の現状はです。個人差はあると考えますが、電子黒板やタブレットの使用方法を含めて、児童生徒の理解度はどうですか。

2点目は、GIGAスクールとICTの問題点は。配付されたタブレットを児童生徒が破損した場合は、どのような補償を考えていますか。

以上で、私からの壇上での質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。

○教育部長（夏目 勉君）

初めに、中学校の部活動についての御質問の1点目、両中学校の部活動についてスポーツ部・文化部の現状はについてでございますが、現在、河和中学校におきましては、スポーツ部は、陸上競技、卓球、バスケットボー

ル、ソフトテニス、軟式野球、サッカー及びハンドボールの7競技、文化部は吹奏楽部、美術家庭部の2部が活動しております。

また、野間中学校におきましては、スポーツ部は、卓球、ソフトテニス、軟式野球、サッカー、ハンドボール、バレーボール及び剣道の7競技、文化部は、合唱部及び創作園芸部の2部が活動しております。

次に、御質問の2点目、部活動の移行に向けての問題点はについてでございますが、部活動の地域移行は、指導者である学校教員の業務負担の軽減や少子化により生徒数が減り、活動の存続が危ぶまれる部が増えてきていることを踏まえ、公立中学校においてこれまで教員が受け持っていた休日の部活動の指導を、地域のスポーツクラブや民間企業、競技団体など、外部の団体に移行する改革のことでありますが、地域へ移行するに当たり受皿となる団体の確保、指導者の人材確保、体育館やグラウンドなどの施設確保、大会の在り方、会費や保険の在り方など様々な課題がございます。

次に、御質問の3点目、スポーツ部の指導者の確保に向けての取組はについてでございますが、令和5年2月1日に部活動の段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、部活動地域移行検討準備委員会を発足し、検討を進めているところでございます。

地域移行を推進していくに当たり、指導者の人材確保につきましては、大きな課題の一つとなっております。現在、本町には、軟式野球や卓球、サッカーなど10種目のスポーツ少年団があり、青少年がスポーツ活動を行うことを目的とし、活動しております。まずは各種目のスポーツ団体へヒアリング等を実施し、持続可能な受皿となり得るかなどの意向調査を実施する予定としております。

次に、御質問の4点目、文化部の指導者の確保に向けての取組はについてでございますが、文化部もスポーツ部と同様な課題があり、指導者の確保が大きな課題でございます。各文化部の指導者としての技能など一定の基準を設けた上で、文化協会をはじめ町内や近隣市町在住者の指導者になっていただける人材への打診や一般募集をすることも検討をしております。

次に、御質問の5点目、今後地域との連携が必要となると考えますが、移行に向けてはについてでございますが、地域移行を推進していくためには、地域住民や保護者、各種団体等と連携し、取組の趣旨や狙いを理解してもらうことが不可欠であると考えております。現在、教育委員会の職員で組織している部活動地域移行検討準備委員会がありますが、今後は、各種団体や日本福祉大学等の関係者で組織する部活動地域移行検討委員会を発足し、部活動の地域移行推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ICTを活用した学習についての御質問の1点目、本町のGIGAスクールとICT活用の現状はについてでございますが、国のGIGAスクール構想実現に向けて、令和2年度に全ての小中学校において整備しました1人1台タブレット端末については、様々な教科で幅広く使用しております。

具体的には、調べ学習で何か調べたいときに、すぐ手元の端末で調べられる。理科の授業で写真を撮って、それを詳しく観察する。道徳の授業では、自分の考えをタブレット端末で入力し、クラス全員の意見をすぐに集約し、共有することができる。体育の授業では、走っている動画を撮影し、それを見ながらフォームをチェックするなど、各学校現場においてその学習効果を検証しながら活用しており、児童生徒の理解度は深まっているものと考えております。

次に、御質問の2点目、GIGAスクールとICTの問題点はについてでございますが、児童生徒が故意にタブレットを破損させてしまった場合を除き町費で対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○5番（橋場友昭君）

1つ目からですが、両校において様々な部活動があるというのは分かりました。その中で、今後移行をしていく中で、両校にあるないものがありますが、現状のまま進めていく予定でしょうか。増える、減るはあるとは思いますが、現状両校にあるままの中の部活動で進めていくのかどうなのかです。よろしくお願いします。

○生涯学習課長（山本圭介君）

ただいまの質問でございますけれども、野間中学校にはあって河和中学校にはない部活、またその逆等々があるかと思っておりますけれども、移行した後にそのままの状態で行くのかどうかという質問だと思うのですが、現段階では具体的に申し上げることはできません。先ほども答弁ありましたけれども、今後、部活動地域移行検討委員会の中で検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（橋場友昭君）

分かりました。その中でもしっかりとしたものを絞って進めていくのかなとは感じております。

たくさんあれば、たくさんやっぱり指導者も必要でしょうし、いろいろなところにもお願いも必要だと思います。現状である、ないにかかわらず、今言えないというのも分かります。検討委員会の中でしっかりと精査していただいて、子供たちにとって、児童生徒にとって一番よりよいものにしていただきたいと思いますので、ありがとうございます。

こちらは閉じさせていただいて、次に、質問させていただきます。

2つ目ですが、様々な問題点というのも分かりましたが、具体的に言える範囲で結構ですので、スポーツクラブ、民間企業、競技団体、人材の確保、会場や会費、保険に関しては、どのように想定をされていますか、教えてください。よろしくお願いします。

○生涯学習課長（山本圭介君）

済みません、繰り返しになりますけれども、そういったことにつきましても今後発足します部活動地域移行検討委員会の中で検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○5番（橋場友昭君）

分かりました。言えないのも分かります。まだまだ検討準備委員会ということも分かりましたので、答弁としては分かるのですけれども、こちらもしっかりと、皆さんが関わることであります。スポーツ団体、企業さん、いろいろなところにはしっかりとお声がけをしていただいた中で、しっかりとした答えをまた出していただきたいと思います。

続きまして、3つ目の質問になりますが、どのようなところにヒアリングをしていますかということになります。

いろいろなスポーツがある中で、スポーツの団体の指導者を含めて、いろいろなスポーツ少年団、またあと何とか協会、いろいろな協会があると思いますが、どのようなところにヒアリングをしていますか。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（山本圭介君）

今後ヒアリングの予定をしておるわけなのですが、まず、スポーツ少年団が現在中学生を指導しているかどうかですとか、各種目の団体の状況や、部活動が地域移行された場合にその中学生の受け入れが可能ななどの内容を考えております。実施につきましては今年度中でできるだけ早い時期を予定しております。よろしくお願いいたします。

○5番（橋場友昭君）

実際には、じゃ、まだ検討準備委員会ということで、進んでいないというのも分かりました。今年度中ということですが、児童生徒にとっての一年一年、早い段階で進んでいると思います。なので、地域移行としてもなるべく早く動いていただいて、各皆さんにお声がけをしていただきたいと、ヒアリングをしていただいて、またヒアリングの結果を踏まえて、しっかりと対応していただきたいと思っております。

続きまして、4点目ですけれども、こちらはまたスポーツと違って文化部になります。

こちらの指導者にも、今度は一定の基準とありますが、どのような基準で、また、町内近隣市町との打診とかはどのように募集をかけていくのかなと思います。またお答えください。よろしく申し上げます。

○生涯学習課長（山本圭介君）

文化部につきましての基準等でございますけれども、まず、資格のありなし、有無ですとか、その方の経歴や実績などがということになってこようかと思っておりますけれども、どういった基準にするかということも検討委員会の中で決めていきたいと思っております。

また、募集などについてですけれども、広報や町のホームページに掲載するのはもちろんですけれども、今の町の文化協会に加入していない各種団体にも周知していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○5番（橋場友昭君）

答えられないのが正直なところだということも重々分かっております。

その中で、部活動移行に向けての検討委員会ですけれども、こちらは実際どれぐらいにできて、どのような形で移行していくのかなというのが見えないのですけれども、言える範囲で結構ですのでお答えください。よろしく申し上げます。

○生涯学習課長（山本圭介君）

現在あります部活動地域移行検討準備委員会におきまして、今後の検討委員会のメンバーを検討することは、今年度中にやっていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、生徒子供たちが今後も引き続き充実した部活動が行われるよう、部活動の地域移行に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○5番（橋場友昭君）

実際のところには、移行に向けてということで、国、県の指針はいろいろあると思います。今、美浜町は現在準備段階ということがよく分かりました。

なぜというところですが、移行した場合は、これ、今、教育現場から離れてしまうのかなというのが少し心配なところがあります。小学生、中学生において部活動があることによって、高校進学に向けての一つの材料となることもありますし、例えば推薦入学もとか、いろいろな方向で、皆さんが進学に向けての取組の中で、一般入試ではない入試の仕方があります。

その中で、地域から離れることによって教育の現場と違うところの環境の中から行くのか、それとも美浜町としては、教育者と一緒に子供たちを見守りながら進学に向けて取り組んでいくのかということも必要かと感じております。

その中で、下にもありますICTもそうなのですけれども、今後、まだまだeスポーツなども含めて、いろいろ子供たちの今変わりつつある現状があると思いますので、なるべく早くいろいろ進めていただいて、今後の子供たちにとってよりよいものにしていただきたいと考えております。

それでは、GIGAスクールの質問に移らせていただきます。

GIGAスクールのタブレットの値段ですけれども、1台当たりどれぐらいの値段ですか、お答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

国のGIGAスクール構想、これ本来ですと令和2年度から4年かけてじっくり整備をしていく予定でしたが、国においてちょうどコロナの時期と重なって、令和2年度に県内この地区においても、ほとんどの自治体で1年で整備をして1人1台タブレットを実現できました。このときに導入したタブレットの1台の値段はという質問でございました。1台4万5,000円でございます。

○5番（橋場友昭君）

ということは、これ全国一斉に皆さんが4万5,000円の機種を使っているということの認識でということでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

国で支給があった金額は4万5,000円で、同じ機種を使っているものではございません。いろいろな私どもが使っている機種もあれば、ほかのメーカーさんの機種もありますので、同一機種ではございません。

○5番（橋場友昭君）

分かりました。ありがとうございます。

その中で、タブレットが壊れた場合などは、どのように対応していますか。よろしくをお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

先ほど教育部長が申し上げたとおり、児童生徒が故意にタブレットを破損してしまった場合を除き、町費で対応しております。

○5番（橋場友昭君）

分かりました。町で対応ということで、ちなみに昨年度は何台ぐらい直しましたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

これはやはり、今、子供たちは、文房具、鉛筆やノートと一緒にタブレットを使っています。普通にノートを出すように机からタブレットを出して操作をしています。本当にちょっとしたことで落下をさせてしまったりすることもありますので、1台に保険を掛けるのか、修繕費を取るのかという議論もありましたが、費用対効果を考えたときに修繕料で賄ったほうがコストも安く済むだろうということで、現在は、小中学校とも最大の修理を4万円として10台分40万円、小学校で40万円、中学校で40万円の予算措置をしております。

御質問がありましたのは、昨年、令和4年度でどれぐらいの修理があったかということでございました。小学校で8台、中学校で6台でございました。

○5番（橋場友昭君）

40万円、40万円ですと恐らくこの範囲内で済んでいる、数字でも済んでいると思われまして、十分だと思います。あと、高価なものなので、皆さん大切に使われているというふうな認識と思います。

あと、今後ですけれども、タブレットなので更新等が必要になると考えられますが、更新等はどのように。一つには、全国一斉に皆さんに配付されているので、全国一斉にまた国が替えてくれるのか。今後は町なのか県なのか、独自でなのか、自分で個人で持つのかということなのですけれども、この辺はどのように考えられていますか。よろしくをお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

今、全国の小中学校や自治体でそろそろそういう話題があります。令和2年度に導入をしまして、もう年度末に私どもも美浜町も導入しておりますので、実際の小中学校での活用は令和3年度からでございます。したがって、本年度で3年目の活用です。

通常こういった機器の更新は、5年から8年と言われておりまして、機器の耐用年数、それから技術革新によって新しいものがどんどんメーカーも変えていきますので、大体5年から8年と言われております。

そのときに、多額の費用がかかるということが予想されますので、私たち市町村、それから県知事会とかいろいろな団体が今、国に、GIGAスクール構想は国際競争に日本が負けないように国の政策で打ち出した一大プロジェクトでございますので、そういった費用の財政支援を国に強く要望をしているところでございます。

○5番（橋場友昭君）

恐らく今回は4万5,000円というのは、国、恐らくちゃんとしたことでやられていると思いますけれども、今後自分たちで買おうと思うと、もっともっと高いことになってくるのかなと思います。高価なものでありますので、しっかりと管理をして、長くはできないですけれども、皆さんが使いやすいように使ってもらえればと思います。

今回、私たちもそうなのですが、タブレット、もうやっぱり議場でも使われている人たちもいます。ほかの議会でも使われている人もいます。なので、しっかりと小さいうちからタブレットを使える子たちを育てて、大人になって全然困らないようにということも、一つのもう、さっきも文房具の一つと言われていましたが、そのとおりだと思っております。本当にペンだとか鉛筆だとかと一緒に感じるような感覚で、皆さんが、子供たち、児童生徒が使えるということが一番なのかなとも思っておりますので、しっかりとした対応をまたよろしく願いいたします。

前段にまた戻ってしまうのですが、部活動のことも含めてですけれども、ここ12歳を起点に、上は10年、下は10年ということを見ますと、美浜町が今後抱えている問題に一番直面する子たちが、今の部活動に関する子たち、またGIGAスクールに関する子たちというふうには私自身は感じております。その中で、しっかりと伝えることを皆さんに伝えていかないといけないということもあるというふうで、今回の質問をさせていただいております。

ハード面の話もたくさんあります。でも、中身をしっかりとつくっていかないと、子供たちにとって、いや、何も伝えられないというか、中身がこうだからこうだよということとはしっかりと伝えていきたいと考えていますので、今後もしっかりとした中身をつくった政策で、質問をさせていただきたいと考えております。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大嵯暁美君）

以上をもって、橋場友昭議員の質問を終わります。橋場友昭議員は自席に戻ってください。

〔5番 橋場友昭君 降席〕

○議長（大嵯暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を午後2時50分とします。

〔午後2時31分 休憩〕

〔午後2時50分 再開〕

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔11番 大岩靖君 登席〕

○11番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMA所属、大岩靖、ただいま議長にあらかじめ提出いたしました一

般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

今回、私は美浜町の今後の財政シミュレーションについてと、もう一つ運動公園陸上競技場の運営に関して、2つの大きな質問をさせていただきます。

まず最初に、美浜町の今後の財政シミュレーションについてなのですが、各地区で町政報告会が行われ、その中で、運動公園整備事業の進捗状況並びに総合公園拡張事業、学校再編計画の説明がありました。今後の美浜町において大変重要で、町民の皆様も関心があることだと思います。

しかしながら、限られた財源の中で各事業の優先順位や、いわゆる借金に当たる起債の償還計画が気になる所です。そこで、いま一度各事業の優先順位を確認するため、以下の質問をします。

1、運動公園整備事業及び総合公園拡張事業における起債償還計画は。

供用開始が2年遅れたことにより、物資などが高騰したため事業費の増額が予想されますが、これに伴い起債償還の計画はどのように変更となりますか。

2、小中一貫校建設における起債償還計画をお聞きいたします。

皆様も御存じのように、もう一つの大きな公共事業として、令和10年度に開校を予定している小中一貫校の建設があります。建設予定地が決定していない現状で具体的な金額の説明は難しいとは思いますが、この事業も起債なしでは不可能な事業であることに間違いありません。おおよその想定で構いませんので、現状での起債償還計画について御説明をお願いいたします。

3、その他、町が抱える起債償還計画をお聞きいたします。

現在、美浜町の起債対象施設と償還計画について御説明をお願いいたします。

大きな問題の2番、運動公園陸上競技場の運営などに関する日本福祉大学との協議はについてお聞きいたします。

同じく町政報告会の中で、日本福祉大学の東海市への学部移転の報告があり、私も大変ショックを受けましたが、引き続き大学と多方面にわたる連携は、町政においても非常に重要であると考えます。

そこで、来年度、供用開始予定の運動公園陸上競技場の運営について、当初2年間は直営すると明言されていますが、その後、運営面や供用開始後の利活用について、大学との協議はどのようになっているかをお尋ねいたします。

今回の一般質問、同僚議員のほうでも、この点につきましていろいろ問題が言われております。それほど我々議員の中では、この問題について大きく取り上げていきたいと思っております。どうか町民の皆様、我々議員にも分かりやすい答弁をお願いいたします。

以上で、壇上からの質問を閉じさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、大岩靖議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町の今後の財政シミュレーションについての御質問の1点目、運動公園整備事業及び総合公園拡張事業における起債償還計画はについてでございますが、当事業は、都市計画税、都市計画事業基金、国の交付金及び起債を財源に資金計画を立て、整備を進めております。

現時点での資金計画では、事業が完了する令和10年度までに約25億円の起債をし、令和29年度までに平均で毎

年約1億円を償還する予定でございます。事業費が増加すれば起債を追加する必要があり、償還金も増加することとなります。

次に、御質問の2点目、小中一貫校建設における起債償還計画はについてでございますが、議員のおっしゃるとおり、小中一貫校建設につきましては、事業的にも費用的にも大きな事業となることが予想されます。現在、建設予定地や事業費が決定しておらず、具体的な金額を御説明することはできませんが、事業化した場合の財源、起債について答弁申し上げます。

小中一貫校建設に係る総事業費の財源内訳は、国庫負担金、基金、起債及び一般財源となります。このうち起債につきましては、学校教育施設等整備事業債を予定しております。国庫負担対象となる建物に対しては90%、負担対象外となる単独事業費の建物に対しては75%の起債が可能です。また、用地取得造成についても90%の学校教育施設等整備事業債を起債することが可能でございます。

なお、国庫負担金を受けて実施する事業について起債した元利償還金に関しましては、後年度に約60%が交付税の基準財政需要額に算入されます。起債先につきましては国の財政融資資金を想定しており、償還については償還期間25年以内、元金償還の据置き3年以内を想定しております。

次に、御質問の3点目、その他町が抱える起債償還計画はについてでございますが、令和4年度末現在において起債残高が70億3,040万8,000円でございます。このうち交付税の代替として、臨時財政対策債の残高が約43億円であり、その元利償還金につきましては、全額が交付税の基準財政需要額に算入されております。その他約27億円が道路や施設整備に充当してきました起債の残高でございます。

運動公園や消防団詰所の建設、道路・橋梁や学校施設の整備など、起債の目的は様々でございますが、公共施設の工事に係る起債と臨時財政対策債を合わせ現在280件あり、その償還につきましては、令和5年度におきましては元金5億6,319万5,000円、利子2,535万円を償還する予定となっております。

次に、運動公園陸上競技場の運営等に関する日本福祉大学との協議はについてでございますが、昨年4月より、名鉄知多奥田駅の高架下に共同開設しましたみはまスポーツまちづくり推進室において、日本福祉大学と連携し、供用開始以降の経営組織や運営方法の検討を進めております。

また、供用開始後の利活用につきましては、大学施設等を活用しての新たな合宿誘致対策や名鉄知多奥田駅前の立地を生かした大会誘致等、関係団体に対し大学と共同でPR活動を実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○11番（大岩 靖君）

専門用語が多いので、なかなか理解し難いところもありますが、できる限りまた分かりやすい答弁をお願いいたします。

それでは再質問、順次させていただきます。

一般質問の通告書の中でも言っておりますが、運動公園整備事業と総合公園拡張事業に関しましては、都市計画税、都市計画事業基金、国の交付金と起債を財源にと言っておりますが、同僚議員の質問にもありましたが、運動公園整備事業、総合公園拡張事業を同時進行に進めるのではなく、既に供用開始が迫っている運動公園整備事業を重点に進めるべきだと思われませんが、優先順位はどのように考えているか執行部の考えをお尋ねいた

します。

○都市整備課長（平野和紀君）

どちらを優先するかという御質問でございますが、都市計画税、都市計画事業基金を財源とする都市計画公園事業についてですが、議員のおっしゃるとおり運動公園整備事業のほうを優先したいと考えてございます。

運動公園整備事業につきましては、事業費が増加する見込みではありますが、現行の計画どおり進めたいと考えております。総合公園拡張事業につきましては、計画どおり事業を進めますと事業費が増額する要素がございますので、まずは昨年度末に閉鎖しました町民第2グラウンドの代替地となっているソフトボール場1面を整備し、その後は整備内容と整備スケジュールを見直し、改めて資金計画を定めた中で整備を進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（大岩 靖君）

今、答弁をいただきましたが、できればもう少しゆっくり話していただけるとありがたいと思います。

もう一度確認しますが、今、運動公園整備事業と総合公園拡張事業、運動公園整備事業のほうを優先的にという捉え方でよろしいですね。

○都市整備課長（平野和紀君）

そのとおりでございます。

○11番（大岩 靖君）

やはりこの大きな事業を同時進行というのは、なかなか財政的には厳しいと思われま。町民の皆様方も、やっぱり供用開始が決定している運動公園整備事業、特にその優先順位は気になるところでありますので、今の答弁、本当に方向がはっきり見えたところはすごくありがたいと思っております。

それでは続きまして、先ほどの答弁の中で、この事業に関しまして、事業費は増加すれば起債を追加する必要があると言われましたが、どのくらいの追加が必要で、それについてはどのような返済計画を考えているかお尋ねいたします。

○都市整備課長（平野和紀君）

幾ら増えるかということなものですから、今回ちょっと9月の定例会で増額の上程はしておりますけれども、この場では、仮に例えば事業費が5億円増えると仮定しますと、頂ける交付金の額や財政状況にもよるのですが、交付金が最高で2億5,000万円頂けたとしますと、町の財源、こちらは都市計画税と都市計画事業基金になりますが、2億5,000万円をそこから充当することになります。

分かりやすいように、そのうち2億円を例えば起債したとしますと、その2億円を起債した年から20年間で金利を含めて返済することになりますので、単純に計算しますと、1年当たりの返済額は、今の返済額よりも年間で1,000万円強増えることになりますので、よろしく願いいたします。

○11番（大岩 靖君）

今お聞きしていると、現行今までどおりの計画を進めるとなった場合に、今の起債の償還にプラス1,000万円。

以前、私たち議員が聞いたときに、20年間償還、大体最大年で1億円の返還というのをお聞きしたのですが、その返済計画ではなく、それプラス1,000万円強の起債の増額を見込んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

そうですね。現行、今の事業で平均でそれぐらいになるものですから、当然、起債が増えれば増えた分、償還金も増えるということになりますので、よろしく願いいたします。

○11番（大岩 靖君）

それでは、今の運動公園整備事業を現行どおりしっかり進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、次の質問に再質問させていただきます。

小中一貫校の建設に関する起債についてお聞きいたします。学校教育施設等整備事業債を利用すると言われましたけれども、国庫負担対象となる建物とは何で、また、負担対象外となる単独事業費の建物とは何ですか、お尋ねいたします。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいまの御質問、国庫負担対象となる建物とは何かという御質問かと思えます。

まず、公立学校整備の国庫補助事業につきましては、学校教育の円滑な実施を担保するため、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等により定められております。

その中で、補助事業ごとに補助対象や算定方法が定められておまして、学級数や児童生徒数に応じた教育を行うのに必要最低限の基準面積と基準建築単価により、国庫負担対象となる工事費が算定されることになっております。言い換えますと、国の基準以上の大きさのものや、いわゆる華美なものについては国庫負担金の対象とはならないということになります。

このような算定方法によりまして、国庫補助の対象となる部分が国庫負担対象となる建物、それ以外のものが負担対象外となる単独事業費の建物ということになります。

○11番（大岩 靖君）

何か大変難しそうな。捉え方としては、要するに国の例えばその対象となる建物というのは、ある意味本当に基準というか豪華ではなくという捉え方でいいのですよね。あと生徒数もそれによって大体規模が決まってくるから。簡単に言えば、我々が例えばいろいろなところへ議員で視察に行った他地域の小中一貫校、それを見ると、その建物そのままではなく、その自治体に合った規模でしかお金は出ないよという捉え方でよろしいですか。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいま大岩議員がおっしゃられるとおり、国の補助の基準は、あくまで必要最低限という基準になっております。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。何度か我々も他地域でいろいろな小中一貫校を見てまいりました。私個人ですが、やっぱりこういう学校ならいろいろな生徒、それからまた保護者の方も希望を持って行っていただけるんじゃないかなという、それが要するに自治体の財政力によって多少やっぱり違ってくるというのも、今お聞きしたと思います。できる限りそれに近いような、いろいろな例えば補助金制度を活用していただけるよう、お願いいたします。

それでは、ちょっと難しいところではありますが、次の質問にさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中で、令和4年度末の起債残高が70億3,040万8,000円であるという話がありました。そのうち約43億円が臨時財政対策債であるとの答弁がありました。臨時財政対策債は交付税の代替とのことですが、どのような仕組みであるか説明をお願いいたします。

○総務課長（百合草俊晴君）

国から地方自治体に交付される地方交付税について、国の財政状況によるその原資の不足分に対しまして、その分を地方自治体が借入れする地方債が臨時財政対策債でございます。

地方自治体で借入れをした臨時財政対策債の元利償還金相当額、こちらは翌年度以降の普通交付税の算定の際に、その全額が基準財政需要額に算入されることとなっております。これにより算出された交付税が交付されることによりまして、臨時財政対策債が交付税不足分の代替となる仕組みとなっております。

なお、その他の起債約27億円につきましても、臨時財政対策債と同様に交付税算定の対象とはなっておりませんが、その算入率は起債の種類によって異なっております。

いずれの起債につきましても、一部の起債を除き、一般財源より償還するものでございますが、本町の財政運営にとってより負担の少ない起債によって運営をしております。

○11番（大岩 靖君）

結構やっぱり難しいところですね、今聞いていても。これもし違っていたらちゃんと指摘していただきたいのですが、要するに70億円の全額が起債、その中の43億円は交付税という形の相殺いう形で考えてよろしいか。残りの27億円は、純粹という言い方はおかしいのですが、起債の部分と捉えてよろしいのでしょうか。

○総務課長（百合草俊晴君）

起債の70億円のうち臨時財政対策債43億円については、本来交付税で国が交付する、準備するお金でございますけれども、その財源が国がないために市町村が代わりに借入れをする地方債になります。

その翌年から償還が始まるわけですが、償還の分については、翌年度以降の交付税の算定の中に算入されて、交付税として翌年度以降国から交付されると。肩代わりしとるようなイメージの制度かなとは思いますが。

○11番（大岩 靖君）

なかなか難しい話ですね。じゃ、先ほどの27億円の部分の起債についてはどういうふうにご捉えたらよろしいですか。

○総務課長（百合草俊晴君）

申し訳ございません。先ほどちょっと答弁が足りなかったと思います。

27億円ですが、こちらでも工事等を行った際に起債した町の借入れでございます。こちらの額についても、交付税を計算するに当たって算入の対象とはなってきますけれども、基準財政需要額というのは100%見てくれるのに対して、こちらの27億円の借入れについては率が低い、全てを見てくれるわけではないという制度になっております。

○11番（大岩 靖君）

何か少し理解できたような、何かちょっと難しいところではあります。要するにその償還計画としては、きっちりと今現状やっていただけということをお願いしまして、次の質問へ移らせていただきます。

大きい2番なのですが、この運動公園の運営等に関する日本福祉大学との協議についてをお尋ねいたします。

先ほどの答弁の中で、供用開始以後の経営組織や運営方法の検討を進めているとありましたが、具体的な内容をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○企画課長（戸田典博君）

現在、日本福祉大学との経営組織、運営方法の具体的な内容ということでございますが、経営組織につきましては、今後安定した経営を継続的に行っていき、またかつスポーツまちづくりの先導役を担う事業主体については、美浜町と日本福祉大学が中心となり、また町内の関係機関、具体的には商工会、観光協会、スポーツ協会、また、民間企業の協力が必要不可欠であると考えております。その全ての団体と協力しながら、オール美浜の体制で行えるような経営組織の立ち上げについて、現在においても、スポーツまちづくり推進室で検討を進めております。

また、運営についても、将来的にはやはり自立した経営を目指すということで、今年度より、国の交付金でありますデジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしまして、健康、福祉、教育、経済につながる新たなプロ

グラムの開発や実証実験を行っております。

具体的には、この10月より河和小学校において、スポーツと英語教育を掛け合わせ、また体、五感を使ったイングリッシュスポーツキャンプの事業や、さらには町外に向けて美浜町の魅力を発信するためのウェブの発信、またビジョンブックの作成を行い、合宿誘致の、美浜に来ていただくための基本資料になるような資料も活用できるよう取り組んでおりますので、よろしくお願いをいたします。

○11番（大岩 靖君）

本当に大学との美浜町にとって、今後の運動公園の運営に当たりましては、いろいろ学校教育の場におきましてもいろいろな関係ができてくると思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいなと思います。

その件につきまして、今、課長の答弁の中で、みはまスポーツまちづくり推進室が、今共にいろいろなことを検討していているという答弁があったのですが、現時点での利活用について、このスポーツまちづくりと教育の面からの今の経過報告をお願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

みはまスポーツまちづくり推進室との今までの経過報告という形になるかと思ひます。

先ほどから御存じのように、令和4年の4月より名鉄知多奥田駅の高架下に、日本福祉大学と共同でスポーツまちづくり推進室が設置され、約1年4か月が経過しました。この設置につきましては、運動公園を契機にした、先ほども言いました健康、福祉、教育、経済を連動させたスポーツを核としたまちづくりを進め、美浜町に来る交流人口の増加や地域経済の発展等を目的に設置をさせていただいております。

この目的を達成するために、共同で昨年においても愛知県の開催をいたしますスポーツ会議での発表や、また、アジアパラ大会への事前合宿のPR、また美浜町でのビジョンの作成、さらには大学の施設、SALT Oを利用させていただき飯塚翔太選手を招いた、そのときには、附属高校、大学生も協力をしていただきながら実施しましたみはまスポーツフェスティバルの実施等により、町民の方への機運醸成事業も実施しました。

今年度におきましても、引き続き当初この計画でありましたパラ陸上のナショナルトレーニングセンターへの指定に向けての活動や、大学スポーツ科学部との連携した、まさに美浜町、大学がある美浜らしい合宿誘致の事業活動の検討を進めてまいっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○11番（大岩 靖君）

今、先ほども答弁の中で、オール美浜でこれからも進めていきたいという言葉がありました。本当に今後の美浜町にとって、この大学を含めた運動公園整備事業、やっぱり交流人口の増加、それからもっと町全体の活性化も含めて本当にオール美浜でやらなければ乗り越えられないのではないかなと思っております。今後とも、この今の協議をもっと見える形で我々にも報告していただきたいと思ひますので、それがまた町民の方にも伝わっていくと思ひます。

それではまだ時間ありますが、最後の質問で、以前答弁の中で、令和6、7年度においては、美浜町のこの運動公園につきまして直営で行うとの答弁がありましたが、これ2年とした意味をちょっと教えていただきたいと思ひます。直営でという、そこをちょっと教えていただきたいと思ひます。

○企画課長（戸田典博君）

現在建設中の運動公園に関しましては、6月議会での答弁もいたしましたように、令和6年の7月までには供用開始できるよう現在準備を進めております。

この直営期間を2年と予定していることにつきましては、オープン当初の受付や予約の方法、また施設の管理、さらには多数陸上競技場にあります運動器具の管理や、あと機械器具の取扱いにつきまして、まずはしっかりと

本町の職員が1年間この運営に関して確認した後、指定管理制度等を活用していればと考えておる関係上、2年間の直営としております。よって、この指定管理を行う時期、当初4月からということ想定した場合に、令和6年度、7年度の2年間は直営という感じで考えております。

ただし、先ほども出ております経営組織や運営方法につき支障がないと判断した場合につきましては、指定管理の開始時期を早めることも考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○11番（大岩 靖君）

なるほど、そういう理由でということなら何となく納得できます。

ただ、今後、やっぱりこの運動公園につきましては、大学との共用という形は必ず出てくると思います。特に、学校関係、大学も含めて今後美浜町にとっては本当に大きな力になっていくものと思われれます。やっぱりオール美浜で本当に皆さんしっかりと、我々もしっかりと前へ進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

本当に今日は、先ほどの答弁の中で、まず私は通告書の中で優先順位は何かということが一番最大にお聞きしようとして、今の運動公園整備事業、供用開始が決定しておるという理由で最優先に考えていただけたというお話をいただきましたので、それについてこれ以上質問することはありません。ぜひとも今後の美浜町にとって大きな事業となっていくと思いますが、オール美浜で乗り越えていきたいと思っております。ありがとうございました。これで私の質問は閉じさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席に戻ってください。

〔11番 大岩靖君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

これをもちまして、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日、9月8日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後3時27分 散会〕

令和5年9月8日（金曜日）

第3回美浜町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月8日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	都筑新悟君	2番	茶谷佳宏君
3番	大寄暁美君	4番	丸田博雅君
5番	橋場友昭君	6番	野田謙弥君
7番	中須賀敬君	8番	森川元晴君
9番	廣澤毅君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	野田増男君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	中村裕之君
厚生部長	高橋ふじ美君	産業建設部長	宮原佳伸君
教育部長	夏目勉君	総務課長	百合草俊晴君
企画課長	戸田典博君	防災課長	富谷佳成君
税務課長	小島康資君	住民課長	藪井幹久君
福祉課長	三枝美代子君	健康・子育て課長	下村充功君
環境課長	谷川雅啓君	産業課長	三枝利博君
建設課長	茶谷昇司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	宮崎典人君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	山本圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	議会係主査	江本真実君
--------	-------	-------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、本日は多くの傍聴者の方々にお越しいただき、ありがとうございます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことから、マスクの着用は個人の判断としておりますので、冒頭お伝えさせていただきます。

先日、2023年上半期の出生数がニュースになっておりました。厚生労働省が発表した人口動態統計によると、今年の1月から6月までの生まれた赤ちゃんの数は、2000年以降最も少なく、37万1,052人だったそうで、このままだと今年の出生数は過去最少となるとのことでした。

では、美浜町の出生数とはということで、先日、藪井住民課長に教えていただきました。美浜町の2023年上半期の出生数は43名だったそうです。昨年1年間が75名でしたので、半年で43名は単純に計算するととてもうれしい数ですが、藪井課長が何度も6月の出生数が特別多くてとおっしゃっていましたので、どうやらぬか喜びをしてはいけないようです。国でも特効薬がない少子化対策ですが、美浜町の出生数が好転するよう、行政、議会、住民の皆様で知恵を絞り、出産、子育て、教育の支援について、でき得る限りこつこつと実践していくことだと考えます。

会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願いします。また、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう併せてお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

秘書課長より、体調不良により本日の会議を欠席する旨、連絡がありましたので報告いたします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大寄暁美君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、9名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

最初に、8番 森川元晴議員の質問を許可します。森川元晴議員、質問してください。

〔8番 森川元晴君 登席〕

○8番（森川元晴君）

皆様、おはようございます。新風みはまの森川元晴でございます。今日は、なぜか緊張していますが、よろしくをお願いします。

今回も公園整備事業について質問をさせていただきますが、この事業に関し、私を知る限り、遊歩道整備、総合公園拡張事業から始まり、八谷町長を含め前々々山下町長をはじめ4町長にわたって質問をしてきました。交流人口の増加と地域経済の活性化という大きな目的は変わっていませんが、町長が替わるたびに整備内容、事業費等が変わり、多くの町民自体が困惑、翻弄され、内容が分からないまま進められてきたと私自身も反省し、含

め感じています。

失礼な言い方ではありますが、この事業に関しても、まだスタートラインの前の待機線の位置にやっと立てているかなと思っています。ほかの事業を含め、様々な問題、ハードルは次々と松編みのように今後も起こってくると思っています。八谷町長におかれましては、ぶれることなく、また逆に放漫経営にならずに、常に住民の立場、目線で事業を進めていただくことを切にお願い申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、通告質問をさせていただきます。また、昨日の同僚議員の質問とダブる面もありますが、よろしく願いいたします。

1、美浜町運動公園整備事業費の概要について。

いよいよ来年7月には供用開始となります陸上競技場ではありますが、運営につきましては様々な検討や協議がされ、大変期待するところであります。

しかしながら、そもそも事業費等の概要について、不安が伴う計画であることも正直な気持ちであります。将来を見据え、今でも多くの町民の関心は建設費、財源、借入金の返済計画、維持管理費、経済効果等であります。

そこで、改めて行政側の考え、試算を伺います。

(1) 計画された工事完了である令和9年度までの建設費について。

2年前、令和3年12月議会でも質問をさせていただきましたが、45億円と答弁された建設費について、現在の状況と全ての工事が完了する令和9年度までの建設費の試算を伺います。

(2) 建設費が増額した場合の財源の捻出について。

町の負担26億円、国からの交付金等19億円、計45億円が当初の計画でありましたが、物価、資材の高騰等、様々な要因で建設費が増額した場合の財源について伺います。

(3) 借入金の返済計画について。

返済期間、年間返済見込額、返済に伴う都市計画税の今後の税収見込額について伺います。

(4) 維持管理費について。

当初、年間2,000万円の見込みと試算されていましたが、現在の見込額と主な項目の詳細について伺います。また、運営費についても伺います。

(5) 経済効果の試算は。

運動公園利用者に伴う宿泊や飲食等、町内における経済効果について、改めて町の試算を伺います。

(6) 周辺整備の必要性について。

現在予定されている建設、整備以外に運動公園や総合公園までのアクセス道路等、今後、必要とされる周辺整備計画とその財源について伺います。

大きな2番です。道路管理について。

通学路や歩道を踏まえた町道、県道、国道について、交通障害と思われる越境した樹木、また冠水のおそれ、排水の悪さ、道路舗装等に関する通報、苦情は多々あると思いますが、今回も町道に対しての損害賠償の専決処分等もありました。そういうことも踏まえて、それぞれの町における対策、対応について伺います。

以上で、壇上での質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、本日も傍聴者の方々、議員の方々皆さんに、そしてテレビを御覧の皆様に分かりやすい答弁、心がけてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長の御挨拶にもありました43人ということで、その43分の1のおじいさんになった私でございますけれども、子供たちの明るい未来のために、しっかりとここで話し合い、明るい方向性を見つけていきたい、このように思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、答弁させていただきます。

森川元晴議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、美浜町運動公園整備事業費の概要についての御質問の1点目、計画された工事完了である令和9年度までの建設費についてでございますが、一時的な事業中断による期間の延長、また事業を進める中での追加工事並びに建設資材や燃料価格の高騰及び人件費の上昇により、現時点においては当初より1割ほど増加し、約50億円になる見込みでございます。

事業費の増額につきましては、本定例会におきまして、令和9年度までの債務負担行為の増額と今年度の補正予算案を上程しておりますので、御審議をお願いいたします。

次に、御質問の2点目、建設費が増額した場合の財源捻出についてでございますが、本年度までの実績において、国の交付金は試算より多く交付されており、事業費の増額分につきましても交付金獲得を目指しており、資金計画は成り立つ見込みをしております。

次に、御質問の3点目、借入金の返済計画についてでございますが、事業開始の平成29年度より、支出額に応じて毎年借入れを行っており、返済期間はそれぞれ20年、年間返済額は総合公園拡張事業分も合わせて最大1億9,000万円ほどを見込んでおります。財源となる都市計画税につきましては、令和4年度決算額が約1億6,300万円で、年々減少傾向で、今後も減少が続くと想定されますが、都市計画事業基金を取り崩すことで返済計画は成り立つ見込みをしております。

次に、御質問の4点目、維持管理費等についてでございますが、平成元年に実施した町民説明会では、他市町の状況や本町の総合公園体育館及び図書館の実績を参考に算出をし、2,000万円とお示しをしました。現時点におきましては、実際に完成した施設の光熱費、通信運搬費及び施設保守点検委託料等の経費を算出し、今後の人件費や燃料費の高騰を踏まえすと、2,500万円程度は必要と試算をしております。また、運営費につきましては、日本福祉大学と連携し、経営組織や運営方法の検討を進めるとともに、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、専門家やコンサルタントの意見を参考に、人材育成や収益事業等の検討も進めております。

次に、御質問の5点目、経済効果の試算はについてでございますが、平成31年3月に中部圏社会経済研究所が行った試算では、運動公園の利用に係る直接の消費額が9,600万円、経済効果としては2億2,000万円ございました。来年度のオープン後は、実際の利用者数等を把握し、観光協会、商工会及び地域の事業者の意見も聞きながら、効果の検証や今後の対策を考えてまいります。

次に、御質問の6点目、周辺整備の必要性と財源についてでございますが、運動公園と総合公園のアクセス向上につきましては、我々も大変重要なインフラ整備と考えており、必要性は十分認識しております。財源としましては、国・県の補助金のほかは一般財源を充てることとなりますので、他の大型事業の進捗状況なども考慮しながら進めてまいります。

次に、道路管理についての御質問でございますが、まず国道・県道につきましては、管理が愛知県でありますので、町に連絡があれば、職員が現地を確認後、愛知県知事建設事務所へ通報、連絡をしております。

町道につきましては、通行の妨げとなる樹木は地権者に枝払い等を依頼し、排水や舗装等の施設の補修・改善

は、公共性や緊急性等を考慮して、予算の範囲内で対応しているところでございます。現場の把握につきましては、町職員が現場などへの通行中に道路パトロールを行っておりますが、住民の方々から通報いただき、対応していることも多いのが現状でございます。

今年度、広報6月号に掲載し、運用しておりますスマートフォンアプリLINEを活用した美浜町道路損傷等通報システムにより、登録された住民の方から道路の陥没や排水不良、樹木の越境などの通報を24時間受け付けられるようにしております。8月末現在、登録者は107名で、32件の通報がございました。

今後も、この通報システムの普及に努めるとともに、住民の皆様のご協力を得ながら、道路通行の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

[降壇]

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○8番（森川元晴君）

今回は具体的な数字を示していただきまして、町民の方も分かりやすかったのではないかなと思っています。それでは、順次再質問をさせていただきます。

建設費についてでございますが、このような社会情勢になることは誰もが予測ができませんでした。そういうことに対して追加されることは理解をしております。

そこで、受託者でありますUR都市機構とどのような協議がされ、令和9年度までの債務負担行為、後の年度までの債務の約束ですね、様々な要因により5億円の増額となりましたが、運動公園整備全体として整備内容等の見直し、事業費の削減についてはどのような検討をされてきましたか。

○都市整備課長（平野和紀君）

それではまず、URとの協議についてですけれども、URのほうは独立行政法人でございますので、公益性も高い事業なものですから、適切な積算と基準がありますので、その基準に基づいて協議をして事業費のほうは確定をしております。

そういう中で、今回、町内外から魅力ある運動公園にするという目的で整備内容のほうを見直してきましたが、事業費増となるものが多いため、全体としては削減はできておりません。ただ、少しでも事業費を下げることは考えており、簡略する部分や安価なものを採用する等の工夫はしておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（森川元晴君）

我々も特別委員会等で現場等見させてもらって、様々な工夫がされているなというふうなことは感じております。

社会情勢に関しては、先ほども言いましたが、これだけは読めないことであると思っておりますが、そこでちょっと具体的に、5億円のうちの追加工事分についての内訳、必要性、金額を改めてお伺いいたします。

○都市整備課長（平野和紀君）

5億円の内訳ですけれども、終わったものもありますし、今後、今からやっていくものもございまして、きちとなかなか出ませんけれども、大まかな数字のほうをお伝えさせていただきます。

まず、追加したもので具体的なものといたしまして写真判定室がございまして、こちらの経費が約1億2,000万円ほど。あと、逆走路、風向きによっても、逆でもゴールができるようにしたという、ちょっとそういう追加もしておりますので、そういうことによるウレタン舗装等の増工に約3,000万円、あと競技場部分がやっぱりど

うしても地盤が悪かったものですから、地盤改良にかかった費用が4,000万円、あと鉄板工事だとか防災対策、そういうような仮設工事にかかった部分が約6,000万円で、追加した工事の合計が約2億5,000万円ほどあります。残り2億5,000万円につきましては、先ほど町長の答弁でもありましたように、事業の延伸だとか資材高騰や燃油価格の高騰、人件費の上昇によるものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○8番（森川元晴君）

社会情勢等は仕方ないとしても、それこそ大会だ、合宿だ、誘致をするということで、最低限やっぱり必要な設備だということは理解いたしました。ありがとうございます。

では次に、交付金であります、先ほどの答弁であります、大変ありがたいお話であります、不思議でもあります。本年度までの実績において、国の交付金が当初の試算より多く交付されている。なぜそのような現象が起きたのでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

国の交付金につきましては、当初、我々事業計画するときは、通常、満額よりも、配分率というのがありまして、少し若干低めに算定しますので、少なく試算をしたということになります。ただ、実際のところ、申請額のほぼ100%頂きましたので、交付金が増えたというふうになっておりますので、よろしくお願いたします。

○8番（森川元晴君）

100%頂けたということは大変よい結果ではあったと思っています。

先ほどの50億円ということですが、単純に、国の交付金はその2分の1じゃありませんか。25億円の試算にはならないのでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

こちらは、50億円全てが補助対象というか交付金対象とはなりませんので、例えば変更にかかった工事、設計だとか、あとサイン工事、案内看板等はちょっと補助対象にはなっておりません、そういうものがありますので満額は頂けないし、あと用地費もこの事業費の中に含まれておるんですけども、用地費については、3分の1しか頂けませんので、どうしてもなかなか単純に半分というふうにはなりませんので、よろしくお願いたします。

○8番（森川元晴君）

分かりました。

そこで、借入金についてでございますが、建設費50億円と試算し、最終的に町と国の負担割合、金額を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、負担割合という言葉をちょっと説明させていただきますけれども、負担割合という制度ではないものですから、あくまで町の事業なので、計画上は町が全部やるという前提となります。公園事業の場合は、対象事業費の最高2分の1が交付金で頂ける可能性があるという制度になります。負担割合という、ちょっと表現が違いますので、その辺はよろしくお願いたします。

そういう中で、金額でございますが、建設費50億円のうち、交付金は約22億円と試算しております。

○8番（森川元晴君）

分かりました。

結果、陸上競技場本体ですね、本体だけの工事費は幾らになりますか。45億円の試算のときは、陸上競技場本体の試算は15億円でしたが、現在、今、幾らになりますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

そうですね、当初の45億円の試算のときは15億円というような数字が出ておりますけれども、これは基本設計の段階で、ちょっと概算だったものですから、例えばスタンドの工事も、きちっと出ておりませんでしたのでそういう数字になりましたけれども、実際のところ、スタンドにかかった建設費が8億円、今現在、写真判定室も含めています競技場が約19億円となりますので、陸上競技場本体としてかかった経費は約27億円と試算しております。よろしく願いいたします。

○8番（森川元晴君）

27億円ということではありますが、追加工事等、またいろいろなこともあるというふうに理解はさせていただきますので、何かちょっと数字的に合わないなというような気はするんですけれども、こういう結果だというふうに理解しております。

財源であります、都市計画税、都市計画事業基金、もちろん交付金もありますが、返済計画に伴い、20年間はほかの事業、整備計画できないという、都市計画税を使ってのですね、できないという理解、判断でよろしいでしょうか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

将来的なお話にもなるんですけれども、現時点で行っております都市公園整備事業以外に都市計画税を使う都市計画事業の計画はございません。20年間、何も計画できない、施行できないかというお話なのですが、当然都市計画事業、計画から事業実施するまで、かなり年数を要しますので、計画自体、立てていくことは可能ですし、20年間返済が続くんですけれども、ずっと高額な返済が続くわけでもございませんので、後半になれば返済額も減ってきますので、その時点でまた資金計画を立てて、新たな事業に着手していくということになると思います。

○8番（森川元晴君）

分かりました。そもそも、市街化区域に住んでいる人が納めとる税金、特別な税金である目的税であります、やっぱり地域住民の生活の向上を図るために納められている税金だと思っていますので、ぜひ、今後、将来を見据えて、全く都市計画事業がないということはないと思っていますので、やはりそういうことも踏まえて、今回の返済計画、しっかりと考えていっていただきたいなと思っています。

それでは、維持管理、運営についてお聞きします。

維持管理費については、年間、平均なのか分かりませんが、2,500万円ぐらいと試算をされているということではありますが、やっぱり陸上競技場の使い方とか、以前にもお話を聞いたと思うんですけれども、5年に一度ぐらいは、車検じゃありませんけれども、やっぱり公認を維持するためのそういうメンテナンスが必要になってくるとい、そういうふうな維持管理費も必要になってくるとは思っております。決して、年間平均が2,500万円で済むとは単純には私は思っていないんですが、2年ほど前から同じような質問させていただいていますが、なぜこの時期になっても運営費が定まらない大きな要因とは何ですか。

○企画課長（戸田典博君）

運営費が定まらない原因ということで、実際、事業経費については、先ほど議員言われたように、施設を維持管理する経費と、あとは事業の目的を達成するための経費というものがあると考えております。

今回、運動公園の事業の目的につきましては、先ほど議員からもお話がありましたように、美浜町の交流人口の増加、また消費拡大による地域経済の活性化というものを大きな目標と掲げております。その目標を達成するために、現在、健康福祉、教育経済が連動いたしましたスポーツを核としたまちづくりを目指して、それぞれそれを実現するために、今年度より国の交付金でございますデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施して

おります。

今後、行っていきます事業内容によりまして運営をする経費につきましては変動していくため、額を確定することは難しいかなと考えております。

○8番（森川元晴君）

交付金を使って、いろいろな団体と協議をされて、すばらしいというか、健闘されているとは思いますが、やはり安定した運営費の試算というのは、先ほど課長言われたように、難しいとは思いますが。ただ、やはり内容や金額が定かでないというのは、町民にとって大変不安でもあるというのも事実であります。明確な運営方法とか、いち早く町民にお伝えできるように協議等を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

そこで、例えばですけれども、年間の運営費が、例えばですよ、500万円かかりますと。国・県からの交付金の活用はもちろん、先ほど課長が言われたように、当たり前であります。維持管理費も含め、あとは結果、一般財源からの捻出という形になるのか、説明をお願いします。

○企画課長（戸田典博君）

今後の財源についての捻出が一般財源になるかということなのですが、財源につきましても、やはり国からの交付金がなくなれば、一般財源からの捻出になるかと思えます。

今年度から3年間の国の交付金の活用、さらに、ほかに企業版ふるさと納税の寄附額に応じて期間延長制度というものもございますので、そのような可能な制度も視野に入れながら、今後も国の交付税制度を最大限に活用していきながら、一般財源からの負担を少しでも軽減できるよう、収益を上げる事業等も検討していきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○8番（森川元晴君）

もちろん、収益を上げるというのが第一の目的でありますので、よろしくお願いたします。

次に、経済効果についてお伺いたします。

来年度、オープン後、改めて検証するとの答弁であります。当初からの計画であります大会、合宿誘致、2026年のアジア大会、9月6日の朝刊の中日新聞の一面にも載っていましたね、アジア大会の競技場、会場の候補が載っていましたよね。載っていないとは思ったけれども、美浜町があるかなと思いついて見ましたが、アジア大会、パラ競技も踏まえて、あとはナショナルトレーニングセンターの誘致等、様々な計画は立てたと思うのですが、地域の事業者が一番期待し、地域の経済活性化につながるものが、例えば、現在、一つでも確定していることが、これ昨日の同僚議員の質問とダブるかもしれませんが、進めていることがあれば、お伺いたします。

○企画課長（戸田典博君）

経済効果を上げるために、現在、決まっている事業があるかということなのですが、現在、何月何日にこの大会をやりますというところまでの大会の決定は、まだ今現在ではしておりません。

ただし、議員おっしゃられるとおり、やはり経済効果を上げるためには、この運動公園を最大限に活用して、多くの方が美浜町を訪れていただく、それによって経済も発展していくかと考えております。現在、そのような形になるように、日本福祉大学と連携して、陸上競技場を利用した記録会等の開催や、各陸上競技団体からも、現在のところ、多数のお問合せもいただいております。何かそういう団体からの大会運営ができないかということも、今、検討を進めておるところですので、また決定し次第、またいろいろな大会に向け、御報告ができる時期が来ましたら御報告をさせていただきたいと思っております。

また、合宿誘致活動においても、大学のスポーツ科学部がごございますので、そちらと連携して、ただ運動しに来るだけではなくて、大学の中でスポーツ科学という観点からも何か美浜らしいPRができるような感じで合宿誘致もPRに努めていただき、それによって、また先ほど言わせていただきましたが、美浜に訪れる学生等が増えれば、経済効果も上がると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（森川元晴君）

分かりました。いろいろ、そういうふうなお話も徐々に出てきておるということでもありますので、少し安心はしていますが、確実に地域の消費につながるような、そういう施策も考えていただきたいと思います。

次に、周辺の整備のことではありますが、何度も言わせていただきますが、陸上競技場を造ったら、美浜町がスポーツを核としたまちにはなりません。財源の問題もありますが、令和10年度供用開始までに最低限必要とされる整備、インフラ計画をお聞きいたします。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

運動公園整備に関連しまして、令和10年度のオープンまでに、現在計画しておりますインフラ整備につきましては、公園の中を今通っております町道奥田河和線、通称農免道路の付け替えがごございます。約400メートルの区間について、新たに付け替えるというものです。

あと、知多奥田駅から運動公園までの部分で森越石坂平井線、新しく造ったところには歩道がついているんですけども、駅から僅かの距離の部分、歩道がございませんので、そちらに歩道を設置するということを予定しております。

あと、国道247号線、中奥田の信号ですけれども、当然公園が完成しますと大型バス等が来場いたしますので、中奥田の信号交差点の改良、大型バスが安全に曲がれるように改良する工事を進めていきたいというふうに考えております。

○8番（森川元晴君）

そうですね、次の質問にも関連するんですけども、運動公園ということだけではありませんが、現在、総合公園と運動公園を結ぶ奥田河和線なんか見ると、とても陸上競技場を造っているような道路、景観ではないなというふうに感じておりますので、やはりそういうところもしっかりと整備しなきゃいけないというふうな、また先ほどの奥田の交差点、実際に電車での利用というものはもう大変、昨日からのお話しありましたが、期待はするわけですけれども、やはり選手、アスリートというのは、バスだとか車で来る可能性も多いと思います。そういうのに向けて、やはり安全に陸上競技場に来られるような、そういう整備もしっかりと整えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大きな2番目の道路管理についてお伺いいたします。

先ほどの奥田河和線、恋の水通りですね、また私、町道の中の幹線道路というのか、特に交通量が多いような道というのは、皆さん、最近、裏道をよく通られるということで結構な交通量になっております。その中で、やっぱり気づくのは今言った場所、これは私が勝手に見たような感じですけども、あと北方地区でも、やはり立戸周辺、こんなこと言うと地主に怒られるかもしれませんが、あと中学校から古布に抜けるような、ああいう道というのは大変、特に大雨や何か降ったときには通りにくい、大変危険を生じるような道と変化します。そういうことも踏まえて、質問をさせていただきます。

そこで、大雨等による道路の冠水、陥没や排水の悪さ、倒木は、ある程度時間が解決してくれると思いますが、越境した樹木による交通障害と思われる場所、町としてはどのような場所を把握していますか。

○建設課長（茶谷昇司君）

我々としましても、先ほど町長が申し上げましたとおり、職員での道路パトロール、あと、それ以外では住民の方からの通報によりまして把握のほうをしております。よろしくお願ひします。

○8番（森川元晴君）

私を知る限りであります、その場所では、もう何十年以上も環境は変わっていませんし、とても素人が伐採できるようなレベルを超え、樹木はさらに成長し、もう危険な道路化していると感じていますが、このような状態でも、町としてはまだまだ危険性がないと判断いたしますか。

○建設課長（茶谷昇司君）

我々のほうで現地を確認しまして、緊急性があると判断いたしましたら、直ちに職員のほうで対応いたします。ただ、今後、危険道路化しそうだと感じるところがございましたら、御連絡をいただければ、現地を確認して、地権者に枝払い等、御連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○8番（森川元晴君）

巡視や地権者の管理義務は大変重要であります、危険空き家等と同じように強制的に執行するようなことという事は町としてはできませんか。

○建設課長（茶谷昇司君）

先ほど申し上げましたとおり、緊急性があると判断しましたら町のほうで対応いたします。ただ、今年4月、民法の改正がありまして、隣接地から越境してきた枝についても切ることができるというふうになりました。ただし、これには条件がございまして、その地権者の方に何度連絡しても対応してくれないとか、地権者が不明だという場合に限ってというふうにされております。したがって、手続を踏めば、町のほうで、今後、危険道路化しそうだと感じる箇所であっても、越境した部分について、町が対応することも可能ではございますが、地権者がすべきことに税金を投入することになりますので、まずは地権者の方に対応していただくのが一番だと考えております。

○8番（森川元晴君）

分かりました。

本当に巡視、地権者の管理義務というのは大変重要だと思っております、そうであったとしても、例えば大きな事故等が生じた場合は、やはり町の管理責任が問われると思っております、その辺、改めてお伺ひいたします。

○建設課長（茶谷昇司君）

そうですね、森川議員のおっしゃるとおり、道路管理が不十分であることが原因で事故等が起きた場合、道路管理者である町の責任を問われる場合もございます。ただ、地権者に責任が生じることもございますので、樹木が道路に出ないよう管理をお願いしていきたいと考えております。

今後も、事故が起きないようにパトロール等は行っていますが、職員だけでは限界がございまして。先ほど、町長が申し上げたとおり、現在、スマートフォンアプリLINEを使って、住民の方から樹木の越境などの通報を24時間受け付けられるようにしております。まだ107名の登録者でございまして、今後もこの通報システムの周知を図るとともに、より多くの住民の皆様の御協力を得ながら、道路通行の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○8番（森川元晴君）

余談でありますけれども、私の知り合いの子供は、今、働いてはいますが、3年間、先ほど言われました奥田河和線、日福高校に通ってましたので、3年間、雨の中、また真っ暗ですよ、あそこは本当に、それをもって木が生い茂っている、そんなところを3年間、毎日のように一生懸命通いました。やはり、事故があつて

からでは遅いのでありますので、その辺も踏まえて早急な対応していただきたいと思っていますので、よろしく
お願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大嵯暁美君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川元晴議員は自席に戻ってください。

〔8番 森川元晴君 降席〕

○議長（大嵯暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時ちょうどとします。

〔午前9時48分 休憩〕

〔午前10時00分 再開〕

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き、会議を開く前にお知らせします。

次に一般質問を行う茶谷佳宏議員より、弱視のため、残り時間を示すタイマーが見えにくいとの申出がありました。このことから、茶谷議員の一般質問に限り、私より残り5分を目安に持ち時間の案内をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、2番 茶谷佳宏議員の質問を許可します。茶谷佳宏議員、質問してください。

〔2番 茶谷佳宏君 登席〕

○2番（茶谷佳宏君）

皆さん、おはようございます。2番、日本共産党の茶谷佳宏です。今、議長からもお話がありましたように、私は目が悪くて、原稿を読むときは顔に近づけなければ読むことができません。そのため、見ている人にはお見苦しい点もあろうかと思いますが、御容赦ください。よろしく申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

初めに、1項目めの第9期介護保険事業計画策定について。

本年度は、令和6年度から3年間の第9期介護保険計画を策定する年です。第9期計画策定に当たっては、第8期計画を検証し、適切な保険料を算定する必要があると考えています。最近の電気代や食料品等の物価高騰で、高齢者の生活は苦しくなっています。介護保険加入者の負担軽減を図るためにも、保険料の引下げは急務であります。

そのため、次のとおり質問します。

1点目は、令和4年度末の介護給付費準備基金の残高は。

最近5年間、基金の取崩しをせずに、毎年5,000万円前後を基金に積み立ててきています。令和4年度末の基金残高は幾らありますか。

2点目は、第9期介護保険事業計画策定に向けて制度改正等は。

第9期計画を策定する上で、保険給付費の増減につながる制度改正や加入者状況などに変更はありますか。

3点目は、第9期介護保険事業計画に基金を取り崩して保険料を引き下げる考えは。

介護給付費準備基金残高が高額になってきています。適正規模の基金残高を残し、取り崩すことにより、保険料を引き下げる考えはありますか。

2項目めは、子ども医療費の拡充について。

本年4月から、本町では18歳までの入院医療費の助成を始めました。しかし、県内では、18歳までの入院・通院医療費の助成を行う自治体が増えてきています。

そこで、次のとおり質問します。

1点目は、知多管内で来年度拡充を検討している自治体は。

来年度、18歳までの入院・通院医療費の助成を検討している自治体はありますか。

2点目は、本町でも18歳までの通院医療費の助成を始める考えはありませんか。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、茶谷佳宏議員の御質問にお答えします。

初めに、第9期介護保険事業計画策定についての御質問の1点目、令和4年度末の介護給付費準備基金の残高はについてでございますが、令和4年度で積み立てた金額は5,171万7,000円で、令和4年度末の基金残高は4億2,739万5,000円でございます。

次に、御質問の2点目、第9期介護保険事業計画策定に向けての制度改正等についてはでございますが、現在までに国からの制度改正等の通知はございません。第9期介護保険事業計画の介護保険加入者状況でございますが、2025年には高齢者人口が6,950人に達する見込みで、うち後期高齢者人口の割合は、2020年に51%だったものが、2025年には58%に、2030年には60%になり、以降横ばいとなる見込みでございます。

次に、御質問の3点目、第9期介護保険事業計画に基金を取り崩して保険料を引き下げる考えはについてでございますが、第7期、第8期の計画において、団塊世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、要介護者の認定率の増加を見込み、介護給付費の増加を見込んでおりました。

しかし、どちらの計画期間においても基金の取崩しはなく、剰余金の範囲内において積立てをしておりましたので、第9期の計画策定においては、介護保険事業運営の安定化も考慮し、基金の取崩しにより保険料の引下げを考えてまいります。

次に、子ども医療費の拡充についての御質問の1点目、知多管内で来年度拡充を検討している自治体はについてでございますが、子ども医療費助成については、知多管内において、半田市、東海市、大府市、南知多町及び武豊町の5市町は、既に18歳までの入院及び一部助成を含め18歳までの通院のいずれも助成しており、来年度に18歳までの入院、通院、いずれについても助成を検討しているのは、常滑市、阿久比町及び東浦町の3市町とのことでございます。

次に、御質問の2点目、本町も18歳までの通院医療費の助成をについてでございますが、本町の子ども医療費の助成制度は、通院医療費について、15歳までの年度末まで助成しており、入院医療費については、議員がおっしゃられたとおり、令和5年4月から拡充し、18歳の年度末まで助成しております。

通院医療費の助成の拡充につきましては、本町の厳しい財政状況から、国や県に制度の創設、拡充や財政支援を引き続き要望するとともに、医療費の状況に注視しながら、他市町の動向、特に知多管内の市町の動向を踏まえ、来年度の実施を視野に入れて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、壇上での答弁を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、順次、再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、令和4年度末の基金残高は約4億2,739万円、また、2025年、令和7年に高齢者人口、こちら65歳以上の人口ということになるかと思いますが、そちらが6,950人に達する見込みであり、後期高齢者人口、こちら、基本的にはですけれども、75歳以上の人口の割合が増えるとのことでありました。

第8期の計画を順次検証させていただきますので、よろしく申し上げます。

第1号被保険者の推移について。

平成30年度から令和3年度までは、毎年約40人ずつ増加してきておりましたが、令和4年度は5人減少しました。これは、第8期計画より約40人少ない状況にあります。令和4年度に被保険者数が減少した理由は何と考えますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの御質問で、令和4年度に第1号被保険者数が減少した理由はというところですが、要因としまして、美浜町の年齢別人口において、令和3年度末の65歳人口が290人、令和4年度末が271人と、65歳になった方が少なかったこと、それから死亡などにより人口が減少したことが考えられます。

○2番（茶谷佳宏君）

次に、高齢者人口は、第8期計画では2025年に7,023人とありました。先ほどの答弁では、6,950人に達する見込みとありました。第9期計画における第1号被保険者数の推移をどのように予測していますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

第9期計画における第1号被保険者数の推移でございますが、第8期の計画では、第1号被保険者数の見込み、約7,000人見込んでおりました。しかし、第9期の計画では、今後、人口等の減少等で7,000人に満たない6,950人前後で推移していくと予測しております。お願いします。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、第9期計画の中では、第1号被保険者数はあまり増えなくて、頭打ちになってくるという見込みでよろしいでしょうか。

○福祉課長（三枝美代子君）

茶谷議員のおっしゃるとおりでございます。

○2番（茶谷佳宏君）

それから、先ほどの最初の答弁の中で、後期高齢者人口の割合が増えてくるという答弁がありましたけれども、一般的には75歳以上の方ということになるかと思うのですけれども、そちらのほうが増えることによって、介護保険の給付費、いわゆる費用のほうですけれども、そちらのほうかどのような内容で増えるかかというような予測というのはあるのでしょうか。例えば、要介護認定者が75歳以上は増えてきているだとか、1人当たりの費用が増えてきているだとか、そういうようなことがもし考えられるようでしたらお答え願いたいと思うのですけれども、よろしく申し上げます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

75歳以上の後期高齢者の要介護認定者数における割合なのですけれども、平成30年と令和4年を比較しても、ほとんど約9割が、75歳以上の方が使っている、認定者数がですね、介護保険。ですから、その75歳以上の方た

ちが、今後、2025年にさらに団塊の世代が全て到達しますので、この方たちの費用については多くなってくるんじゃないかなとは思っております。

ですから、今後の第9期の計画につきましては、給付費を少し多めに考えていかなければならないと思っております。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは次に、要介護認定者数の推移についてお伺いします。

平成30年度は778人、令和4年度は768人と、第1号被保険者数が、平成30年度では6,716人、令和4年度では6,843人と増加しても、要介護認定者数はほぼ横ばい状態にありました。この理由は何と考えますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの茶谷議員の御質問でございますが、第9期の計画においてアンケート調査を行ったところ、76%の回答率ございました。アンケート結果の中で、15分くらい歩くという方が6割強、週1回以上外出しているが8割、定年年齢が上がって収入のある仕事をされている方が多くなって、何かしらその年代の方が体を動かしており、新規に認定される方が抑えられたことによって、要介護認定者数がほぼ横ばいの状態になったのではないかと考えられます。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは次に、保険給付費の推移についてお伺いします。

平成30年度は約15億1,300万円、令和4年度は約15億6,900万円と、5年間で約3.7%増加しています。要介護認定者数がほぼ横ばいの状態にある中で、保険給付費が増加している理由は何と考えますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの御質問でございますが、要介護認定者数が横ばいというところでは、要介護1から5の認定者の数であって、要支援1、2の認定者は72人増加しました。また、平成30年度と令和4年度の保険給付費の比較をしますと、予防給付費が2,000万円ほど増額となっております。介護給付費は3,600万円ほど増加しておりました。

保険給付費の増加の要因は、要介護1の方が57人減りましたが、要介護3の方が44人増え、介護度の重症化により、特に施設サービスの利用が増えたこと、それから先ほどの要支援1、2の認定者が増えたことによって予防給付費の増加がされたことが考えられます。

○2番（茶谷佳宏君）

確かに、要介護3以上の人が増えれば、施設利用者が増えるということも当然あります。施設利用者が増えれば、1人当たりの介護給付費も増えてきますので、その辺、先ほど言われたような予防給付費のほうを十分使いながら、第1号被保険者、介護保険加入者については、健康に気をつけて予防しながら、介護保険を使わないようにではないですけれども、重くならないようなことをぜひ進めていただきたいと思っております。

それでは、先ほどの再質問の答弁の中でも、大きく保険給付費が上がるというような答弁にはなっていないかと思うのですが、ただ一つ、75歳以上の人が増えてくることによって介護保険給付費が増える可能性があるというようなことを言われておりますので、大きな変動がないということの中でいいますと、令和4年度の基金残高は1年間の介護保険料に匹敵する額になってきています。

適正な第9期計画を策定する上で、令和4年度末の基金残高約4億2,700万円の3分の1を取り崩しても、第8期計画を策定する時点の基金残高とほぼ同じになります。このように、取崩しをして保険料を引き下げる考えはありますか。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

現在の介護保険料5,100円というのは、3年ごとの介護保険の事業計画において、第7期でも2,400万円、それから第8期でも6,000万円ほどの取崩しを加味して、今、9年間ほど同額で5,100円を保っております。

実際に制度改正もあり、保険給付費が、地域支援事業費でもそうですけれども、抑えられて、制度改正と、それから皆様の利用状況にもよって計画よりは抑えられておまして、実際に今、基金がこれほど積み立てることができている状況にあります。

ですから、今回、75歳以上に団塊の世代が入ってくるこの第9期で、第8期の実際の費用面の検証をしっかり行いながら慎重に立てていけないと思っております、美浜町の介護保険運営協議会、こちらのほうで審議をしていくんですけれども、65歳以上の町民の皆様に大きな負担にならないように、慎重に保険料の引下げを検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（茶谷佳宏君）

ぜひ、適正に基金の取崩しをして保険料の算定をしていただきたいと思うんですけれども、何分第8期の計画の中で、この令和3年度、4年度の決算を見る限りですと、第8期の計画よりも保険給付費のほうが大分少なくなって抑えられているという実態があります。そのために、第9期の計画では、保険給付費等の過大な見積りにならないことをぜひお願いして、保険料の引下げをお願いしていきたいと思っておりますので、例えば、先ほど言いました基金の残高の3分の1ぐらいを取り崩すという考えは、再度聞きますけれども、ありますか。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

今、ここで3分の1を必ず取り崩せるということはまだ言えませんけれども、今度、先ほど申し上げた運営協議会で今から審議を重ねていくところでございますので、円滑な介護運営ができる範囲内で基金の取崩しも考慮しながら、今まで崩さずにきておりますけれども、実際に取り崩したらということをしっかり検証しながら考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○2番（茶谷佳宏君）

第8期の計画では、6,000万円を基金から取り崩して保険料を抑えていくという計画を立てておりましたけれども、結果としては、今、厚生部長言われたように、取り崩さずに済んできたということもありますので、その辺のところでは、十分計画をよく見ていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、2項目めの子ども医療費の拡充についての再質問に移ります。

具体的に、国・県に対して財政支援の要望はどのように行っていますか。

○住民課長（藪井幹久君）

国・県への財政支援の本町からの要望でございますが、本町から愛知県町村会に県へ要望する旨を協議、依頼をしまして、本町だけでなく、県内全体の町村からの要望として県に要望をしているということでございます。

今年度の要望の具体的な内容ですけれども、県の助成の範囲、対象範囲を18歳の年度末までの入院・通院医療費に拡充することとしております。また、その要望の中に、本来は国の制度として確立されるべきという旨の内容を盛り込みまして、県から国への要望につながるようという形で併せて要望しております。

○2番（茶谷佳宏君）

今、御答弁いただきましたように、本来子供をしっかりと育てていく上でも、子ども医療費については国の責任においてやっていただきたいと思っておりますので、強く県・国に要望しながら進めていただきたいと思っております。

それでは次に、18歳までの入院医療費については今年度4月から始まっているわけですけれども、15歳までは通院医療費、既に美浜町、やっておりますので、それを超えたところで、18歳までの通院医療費を実施しようとし

た場合、どれだけ予算の増額が必要になるか、お答えください。

○住民課長（藪井幹久君）

増額分ということですので、具体的には高校生の年代、16から18歳までの3年間分の通院の医療費につきまして、その助成額は約1,500万円ほど必要となると見込まれます。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは次に、平成30年度と令和4年度の子ども医療費の決算額は幾らになりますか。

○住民課長（藪井幹久君）

具体的に、過去の平成30年度と令和4年度の子ども医療費ということで、子ども医療費の額というのは扶助費の決算額ということですね。平成30年度は7,738万3,306円、昨年の令和4年度は6,945万4,540円となっております。

○2番（茶谷佳宏君）

今の答弁の中で、この5年間で約800万円の子ども医療費が減少してきています。これは、子供の数が減ってきたということもあるでしょうし、ほかの状況もあるかもしれません。今後においても子供の数が減ってくるということの中でいうと、子ども医療費というのは、今のままのやり方でいくと減少してくる可能性はあると思います。そういう中でも、ぜひ18歳までの通院医療費を実施して拡充していただきたいと思います。

次に、入院医療費だけの助成と入院・通院医療費ともに助成した場合の病院等での支払い方法はどのように変わりますか。また、本町が助成する業務はどのように変わるか、教えてください。

○住民課長（藪井幹久君）

まず、町民の方の支払い方法についてでございますが、この令和5年4月から拡充した高校生分、入院費だけの助成の場合、入院されて支払いとなった場合、一旦、医療機関の窓口において自己負担額をお支払いしていただきます。その後、支払った領収書ですとか振込口座等を持参していただきまして、役場で申請してもらい、後日、自己負担額が振り込まれる、戻るということになります。

入院・通院医療費をともに助成するということになったときには、子ども医療証というのを皆さんお持ちになっていて、今、有効期限が中学生までですけれども、その有効期間を高校生の年度末、18歳の年度末までにすることで、今まで中学生と同様に高校生の年代になりましても、18歳までの年度末までは医療機関での自己負担の支払いはなくなります。したがって、保護者の一時的な負担ですとか手続の手間、そういったものは軽減されることになるかと思えます。

また、役場執行部、我々住民課のところでの業務、支払い業務についてでございますけれども、自己負担分が医療機関から町に直接来るという業務等、中学生までそういう業務を今やっておりますので、その業務と、窓口で申請をして、それを確認して支払いを処理するという業務、その流れを比較しますと、やはり医療機関から直接来るといって大分効率的ということになります。したがって、対象が拡大して事務が増えるにしましても、事務量の増は抑えられるかなという形になるかと思えます。

○2番（茶谷佳宏君）

今の答弁にありましたように、入院、通院ともに実施することによって、保護者の方の負担は、病院の窓口で保険の適用になる分ですけれども、その分は払わなくてもいいということになります。今ですと、実際に一旦払って、それを役場に申請して、その上で返ってくるまでもう時間がかかるということになっております。

それから、通院、入院両方実施することによって、また役場の業務のほうも省力化されて負担の軽減になるというお話でしたので、医療費の支払いの金額についてはもちろん、役場としての負担は増えますけれども、保

護者の負担であったりだとか業務の軽減ということを考えますと、ぜひ実施していただきたい内容になります。

それでは次に、知多管内で18歳までの入院・通院医療費の助成を行っていない5市町、先ほど言われたように、美浜町を含めて、美浜町は入院だけです。ほかのところは常滑、知多市、阿久比、東浦、これだけのところがあるんですけれども、そのうち、答弁でもありましたように、常滑市、それから阿久比町、東浦町では来年度の助成拡大について検討されているということでありました。

この知多管内のことを考えますと、そこが実施しますと、美浜町と知多市だけが入院、通院ともに実施していないところに、美浜町は入院だけは実施していますけれども、通院まで実施していないところは美浜町と知多市だけになってしまいます。

そういう中で、知多管内の最後の1自治体にならないように、ぜひ美浜町でも早急に実施していただきたいと思うのですが、その辺、町長のお考えはどうでしょうか。

○町長（八谷充則君）

ありがとうございます。もちろん、やっていきたいと考えております。

私は、公約の中には、18歳までの医療費について、通院を入れてきませんでした。これは、先ほど答弁でもあったように、1,500万円という経費がかかると。私は、紙おむつの無償化と、それから給食費の減免という形で公約を立ててまいりましたので、そこにさらに今言われた18歳までのということになると、相当な経常的な負担が町にいくということで、することはためらって結局載せなかったわけですが、やはりその後の住民の方々と地域懇談会等で質問が出ました。あるいは、町長への手紙というか、目安箱を各公民館に置いておりますけれども、そちらの中にも、やはりお母さんから切実な声として拡充してほしいというお声も届いております。

私としては、子育てのまちということで訴えておりますので、ぜひともやっていきたいというふうに考えております。

今年、夏に実施しました実施計画、今後3年間の大きな事業を決める査定があるわけですが、その中でも、担当課から18歳までの医療費の通院無償化をしたいということが上がってまいりまして、その中では、やるという方向で来年から予算が上げてあります。

ただ、実施計画というのは、茶谷議員も御承知のように、歳入のほうはまだちょっと確定していない段階での計画でございますので、実際に実施計画が認められたものが全て来年当初予算に認められるかということ、そういうことではないです。ただ、やっていくという方向性は認めたということで、私としてもぜひやっていきたい。

住民説明会においても、私の任期中には必ずやりたいというふうに答えましたけれども、今言われたように、常滑、阿久比、東浦がやると。恐らく、美浜がやれば知多市もやるかなと思いますけれども、ほかの町に比べて著しく私どもの町の方々がちょっと不利なような状況になるということは避けたいと思っておりますので、何とか来年度の予算において計上していきたいと思っておりますけれども、最終的には予算をつくった中で歳入の見込みが立っていく、それが今後、継続的にいくわけですので、ずっと負担ができるということをある程度判断した上で実施してまいりたいと思っておりますけれども、私個人としては、個人というのは変な言い方ですが、実施したいと強く思っておりますので、よろしく願いいたします。

○2番（茶谷佳宏君）

ぜひ、美浜町が知多管内で最後の1自治体にならないように、また子育てしやすいまちということの中でいうと、ほかに追いつけではなくて、できたら一歩先を行けるような施策を立てていただければありがたいと思いますので、その辺、財政問題というのはついて回りますけれども、今後において、ぜひその辺は検討していただいて、また知多半島という半島ですので、住む中では、どうしても知多半島の根元根元、また大都市である名古屋

に近いところに住みたくなるというのは当然のことではありますけれども、その中でも子育てしやすいまちというのをもっとアピールしながら、政策としてアピールできるようなことを今後検討していただけたらと思います。

また、今の町長の答弁にありましたように、来年度、18歳までの子ども医療費について予算計上していきたいというお言葉いただきましたので、ありがとうございます。ぜひ実現をお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（大嵯暁美君）

以上をもって、茶谷佳宏議員の質問を終わります。茶谷佳宏議員は自席に戻ってください。

〔2番 茶谷佳宏君 降席〕

○議長（大嵯暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時55分とします。

〔午前10時41分 休憩〕

〔午前10時55分 再開〕

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 野田増男議員の質問を許可します。野田増男議員、質問してください。

〔12番 野田増男君 登席〕

○12番（野田増男君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMAの野田でございます。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、これから進めていく小中学校再編の問題と、あとアサリ漁獲量の激減についてでございます。よろしくお願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

小中学校再編について。

学校再編住民説明会、町政報告会も終わり、令和10年の小中一貫校開校に向けての建設候補地の決定などに状況が動き出すと思います。

そこで、次のとおり質問いたします。

1番、日本福祉大学との連携は。

今年7月に日本福祉大学の今後のキャンパスの展開が発表されました。美浜キャンパスにおいては、本町が進める小中一貫校の計画に関わり、各学部、付属高校との連携を含めた小学校から大学までの連動を図り、保育園から大学までがある町として美浜町を教育・保育の先進地とする取組を進めていくとの内容でございました。これからの構想について、町当局の考えを伺います。

2番、小中一貫校の運動公園の活用は。

小中一貫校に通う子供たちが、将来、運動公園を教育課程において利用するなど、利便性を考慮した建設場所の決定をしておりますか。

3番ですが、小中一貫校建設場所の検討状況は。

学校再編住民説明会では、候補地が3か所あると聞いております。メリット、デメリットを含め、どこまで検討されているのかを伺います。

2問目ですけれども、アサリの漁獲量の激減について。

近年、全国的にアサリの漁獲量が激減しており、本町でも同様の状況となっております。かつて、潮干狩りは本町の主要な観光資源で、春先から夏にかけて多くの観光客が押し寄せておりました。また、アサリだけではなく、ノリには色落ちが見られ、美浜の海産物が重大な危機に瀕していると感じております。これらの主要な特産品に対し、本町はどのような対策を検討されているのか、伺います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、野田増男議員の御質問にお答えします。

初めに、小中学校再編についての御質問の1点目、日本福祉大学との連携はについてでございますが、日本福祉大学は知多半島に3つのキャンパスを持ち、それぞれのキャンパスが位置する地域の特性に沿って、まちづくりや地域開発に資する実践的で探求的な学びを積極的に取り組んでいく構想を持っておられます。

美浜キャンパスでは、教育・保育、スポーツ科学における先進的な取組を進めるキャンパスとして、地域の活性化に寄与することを目指し、地域政策と連動したスポーツによるまちづくりと教育・保育の先進的な取組を進めていくこととしており、本町と日本福祉大学が連携・協力して取り組むことにより、本町の目指すスポーツを核としたまちづくり、また他地域にない特色ある学校教育の充実につながるものと考えております。

次に、御質問の2点目、小中一貫校の運動公園活用はについてでございますが、町内の小中学生が運動公園を利用することは、積極的に検討していきたいと考えております。運動公園活用の利便性もメリットの一つであると考えられることから、それを含めた総合的な判断をしてみたいと考えております。

次に、御質問の3点目、小中一貫校建設場所の検討状況はについてでございますが、現在、既存の学校施設の活用も含め、土地の利用規制や関係法令などを調査し、総合的見地から複数の候補地について、庁内の部局を超えた横断的な組織であります学校再編推進委員会において調査研究をしております。

おおよその場所につきましては、これまでもお示ししておりますとおり、1番として、町の中央部エリア、2番として、日本福祉大学に近い西部エリア、3番として、最も人口の集中している河和地区に近い東部エリア、この3つのエリアの中から、さらに具体的な複数の候補地について調査を行っております。

それぞれのエリアのメリット、デメリットでございますが、例えば東部エリアですと、居住する児童生徒数が一番多いので、スクールバスの台数がほかのエリアと比較して少なくなります。また、西部エリアは、日本福祉大学との距離が近いので、大学との連携が取りやすいといった利点がございます。一方、山林の多い中央エリアは造成費が多額になるなど、財政面、通学の利便性、防災面なども考慮し、具体的項目ごとに比較検討を進めております。

とりわけ財政面におきましては、昨今の建設資材や人件費の高騰を踏まえ、本町の限られた財政状況の中で実現可能な資金計画を構築する必要があり、造成費など校舎等の建設費以外のコストをいかに抑えることができるかといったことなどについて検討しているところでございます。

次に、アサリの漁獲量の激減等についてでございますが、アサリの激減は全国共通の問題として、国・県等の関係機関により数年前から調査研究が行われておりますが、はっきりとした原因究明には至っておりません。

美浜町内の潮干狩りににつきましては、伊勢湾、三河湾における全会場での開催は、平成26年を最後に9年間実施できていない状況でございます。

アサリの漁獲量の減少やノリの色落ち対策につきましては、アサリの稚貝放流による補助、ノリ生育のための潮通りをよくする漁場改良事業への補助、アサリのブランド化及びノリの商品開発や販売促進など、県や漁協などと連携をし、対策を模索しつつ進めておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、壇上での答弁とさせていただきます。

[降壇]

○議長（大崎暁美君）

再質問はありますか。

○12番（野田増男君）

再質問は、2番のアサリの漁獲量から始めたいのですが、いいですか。

議長に許可を得ましたので、そちらからいきたいと思います。

いろいろとアサリやノリについての対応をお聞きしました。やはり、以前に比べ、海がきれいになり過ぎて栄養が不足し、アサリやノリに影響しているのではないかと感じております。

ある新聞では、水産研究所が貝の成長に必要な水中のリン、窒素など、減少が原因ではないかとの発表をしましたが、その件で何か対応策はありますでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

まず、愛知県のほうでは、社会実験としまして、矢作川浄化センター、あと豊川浄化センター、こちらにおきまして、下水道の放流中、窒素とリンの濃度を国の規制値上限まで緩和したということで、その結果、アサリとノリ、こちらに非常に有効であったという見解を示しているところでございます。

○12番（野田増男君）

下水道にリン、窒素を流して効果があったということは、やはり栄養不足があるということで、それに対して町の対応は何かこれからやっていくのでしょうか。

○環境課長（谷川雅啓君）

本町は、下水処理ではなく個別浄化槽で処理しておりますので、矢作川浄化センターなどで行った下水道にリンや窒素を調整して流すといったことは現実的には難しいと思いますので、よろしく願いいたします。

○12番（野田増男君）

それでは、栄養塩への取組など、何か参考になる事例などありましたらお聞かせください。

○産業課長（三枝利博君）

兵庫県の淡路市、こちらのほうでは、ため池内の腐葉土、こちらに窒素やリンなどの栄養分が多く含まれているということに目をつけまして、農業者と漁業者、こちらが連携を図りまして、栄養分を海へ届けるよう、ため池の水を放流する日を定めまして一斉に放流する、そういったことで池や河川にたまった水と腐葉土を海へ一気に流しまして、冬場の海の栄養塩減少を抑制する方法として取組を行っていると聞いております。

○12番（野田増男君）

では、美浜町にもため池等がたくさんありますので、その事例のような取組は可能でしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

やはり、同じように、区、あと工区、あと愛知用水、あと漁協、そちらと調整を図っていただきまして、皆さんの了解が得られ、ルールを決めての実施であれば、可能ではないかと考えます。

○12番（野田増男君）

アサリも、ここ9年、10年近く取れていまして、なかなか皆さんの口にも入らないと思います。ぜひとも、

また前のように復活するよう何とか漁協と協力してやっていきたいと思っておりますので、またそのときはよろしくお願いたします。

それでは、学校再編に移りたいと思っております。

美浜キャンパスでは、教育・保育、スポーツ科学の先進的な取組を進めるキャンパスとの答弁でございました。美浜ではスポーツ科学部、それは運動公園があるからだと思います。

教育・心理学部、これ何か定員割れをしているとは言っていたんですけども、美浜に残る訳、これ町長、どういうふうを考えていますか。

○町長（八谷充則君）

日本福祉大学には、社会福祉学部と、それから今言われたスポーツ科学部、それから教育・心理学部というのがあるわけで、大学がその地域に残るにはそれなりの理由が必要でございます。メリットですね。

スポーツ科学部につきましては、今、陸上競技場のほう、造っております、さらにはそこでナショナルトレーニングセンターというものを誘致していくということによって、大学の先生方もそこで、より進んだ調査・研究ができることしたことによって、有名なというか、結構いい教授が集まってくる、そしてその教授をまた目当てに生徒が集まってくるというメリットがある。

同じように、教育・心理学部につきましては、今、美浜町が進めている小中一貫校、こちらのほう、検討の中にも入っていただいておりますけれども、一緒に検討して進めていくということによって、大学としても、高校、大学だけではなく、小中高大一貫の教育というようなものに取り組む、これは全国的にもなかなか事例がないそうでございます、そうしたことに取り組む大学ということの一つの大学の特色、目玉として売り出していく、それが美浜町に教育・心理学部が残るメリットであるというふうに私どもは思っております。

そして、社会福祉、こちらのほうは残念ながら、今回、看護学部がある東海市に行ってしまったということで、こちらのことについては、やはりそこに残るメリットということにおいて、東海市との差が出たのかなというふうには考えております。

○12番（野田増男君）

先ほどの答弁で、本町と日本福祉大学が連携・協力して取り組むことにより、本町の目指すスポーツを核としたまちづくり、また他地域にない特色ある学校教育の充実となっております。まさに、そのとおりに日本福祉大学があるから、それを担って目指しているんだと思います。

これを進めていく、町長、何かいい手だてないですかね。

○町長（八谷充則君）

まさに、その手だてというものが、美浜町が進めている小中一貫校と一緒にやっていく、一緒にやっていくという言い方はあれですけども、いかに美浜町が進めていく小中一貫校教育の中に大学さんも入っていただいて、それが他地域あるいは町内の保護者の方々から見て魅力的な教育をしているというふうにとられる、あるいはそこで学ぶ教育・心理学部の生徒さんたちが、そこで学ぶ意義が出てくるというようなものをお互いにつくり上げていくということが必要ではないかと思っていて、それを今まさに進めているところでございます。

○12番（野田増男君）

この運動公園があるから、また大学があるから、小中一貫校もと私たちも思っているんですけども、運動公園、大学があるからあそこに、2017年でした、国会議員の応援に、当時自民党幹事長が美浜町にお見えになり、そこから県議と一緒にお願いし、そこから工事が一気に始まっていったんですけども、ここまで言うのもなんですけれども、運動公園があり、大学があり、心理学部があり、目の前には名鉄電車が走っており、これほどい

い条件のところはないと思います。これで、よそのところへ学校を造ったら、ほかの市町から何を、というふう
に言われるんじゃないですかね。町長、どうですか。

○町長（八谷充則君）

まさに、大学との連携を図る上では、奥田エリアということが、近ければ近いほど、やはりいいということは、
どなたもが認めることだと思います。

今、既に一度、小中一貫校の説明会のほう、させていただきました。そして、候補地については、先ほども答
弁したとおり、3か所のエリアを示して、それについて皆様方にそれぞれのメリット、デメリットをお示して、
その御意向を確認したいというふうにも説明させていただいております。

今、言われた大学との協働によるメリットということに重きを置いた判断を住民の方々、保護者の方々がされ
るということであれば、そういったことになっていくと思います。

また、学校再編、いわゆる小中一貫校の整備については、そうした大学との一体化というか、お互いに進めて
いくことによる特色ある教育ができるということも一つの判断材料かと思っておりますけれども、それ以外に、例えば
近くがいいとかいう方も当然お見えになると思いますので、そういった方々のまたお気持ちというものもあるの
かなとは。

私、個人的な思いは別として、今ここで奥田がいいですねということはちょっと答弁できないわけですが、
も、あとは、やはり建設費の関係ですね。そうしたことも、やはり大きな要因であるかと思っておりますし、先
ほど御質問のあった、近くには陸上競技場があるということで、そちらのほうの施設が使えるといったことも、
また奥田地区のメリットであるというふうには認識はしております。よろしく申し上げます。

○12番（野田増男君）

昨日、同僚議員の質問の中で、生徒の部活動の質問がありました。ここでは、大学生に、もしここへ造るなら、
グラウンドがあり、教えてもらえるということ、これは前から山本教育長もよく言っていました、あそこでやれば、
みんな一緒にやれると。今は遺言になってしまいました。僕も同年ですので、同じ、いろいろ話を聞いておりま
したが、ぜひとも、遺言ですので、何とかしてあげたいと思っています。

次に、学校再編推進委員会というのが調査研究しているとありますけれども、この学校再編推進委員会とい
うのは、どういうメンバーで、どういうふうなのか、ちょっと教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

議員、ただいま御質問ありました学校再編の推進委員会でございます。

これ、学校再編の検討委員会というのもございますが、地域の区長さんですとか保護者の皆さんが入った委員
会、大学の関係者が入った12名で構成する住民参加型の委員会が検討委員会。

今、御質問があったのは推進委員会でございます。推進委員会は、役場の中の庁内の横断的な、建設の職員で
すとか財政の職員、また企画の職員など入った職員の中で構成する委員会が推進委員会でございます。教育委員
会だけではなくて、他部局も入った庁内の職員で構成をされております。

○12番（野田増男君）

そういうのが、今、できて進んでいっているというのは、ちょっと僕もよく分からなかったですけども、い
いことだと思います。

このことについて、我々議員もその中へ入るとややこしくなるのかね。ちょっと聞きたいなということもある
ものですから、やはり地域、どうかなというのがちょっと、どうでしょう。

○町長（八谷充則君）

議員さん方に、この事業に限らず、計画をつくる場合、進める場合に、どの段階で入っていただくかということに関わってくるかと思えます。

やはり、計画段階から入るという形は、今は取っていないですね。いわゆる審議をしていただくという立場でございます、大きな方向性の中で当然方向性を示している、今もこのエリア、このエリアということでお示しをしておりますけれども、詳細にさらにここで検討しているよということなかなか言えないのは、やはり地権者の話があったりとか、今はそんなことはないんですけども、そこを値上がりそうだとということで買ったりとか、そんなようなことも心配したりするわけでございまして、特にちょっと敏感になる部分のこともありますので、今、どこら辺まで話が進んでいるんだとかいうことについては、行政報告会なりで御質問いただければ、お答えできる範囲でお答えをしていきたいと思っております。

実際には、今、説明した推進委員会というものは、ある程度のエリアを絞って、そこを造成した場合に幾らぐらいかかるだろうとか、ここには地権者が何人ぐらいいるだろうとか、あるいはこの土地に係る規制はどういった規制があるだろう、それを解除するのにどれくらい時間がかかるだろうといった、いわゆる事務的な検討をしている場でございますので、議員様方に入ってきて意見をいただくというようなことになると、むしろもう少し大きなその話の中で、例えば今はこの3エリアで検討しているけれども、もっとこのエリアもあるだろう的な話になってくると、それは議会からまた御提案いただくと、またそれを一緒に考えていくなり、こちらで考えていくというふうなことがいいのかなと思っておりますので、取りあえず再編推進委員会のほうは町の執行部にお任せいただきたいと思います。

○12番（野田増男君）

また、そのときはよろしくをお願いします。

あと、昨日、これも同僚議員が美浜町の財政についてをお聞きしておりました。何か質問がありましたが、ちょっとよく分からないところがありますし、僕もちょっとこれを聞きたいと思ひまして、だから本町の限られた財政状況の中で実現可能な資金計画を構築する必要があるとの答弁がありましたけれども、どのような資金計画なら可能と考えられますか。これ、運動公園も含めて、ちょっとできますでしょうか。

○町長（八谷充則君）

皆様方が御心配されている、今、運動公園整備事業を進めていく中で、さらに大きな事業である小中一貫校を進めていくことが財政的に大丈夫なのかということは、昨日も議員さんから御質問等あったところでございます。

まず、運動公園整備事業、総合公園整備事業につきましては、都市計画税という目的税を使って造成しておりますので、こちらのほうの事業の進捗は小中一貫校のほうの事業計画には影響は与えません。都市計画税を、今のところ都市計画決定していない小中一貫校の建設に充てることはできませんし、ほかの財源にすることもできませんので、それは独立した世界というふうに考えていただいて、影響するものではないんですけども、ただ、造った後の管理運営、これは今日も質問がありましたけれども、そちらは一般財源で行っていくということになりますので、こちらがコストがかかり過ぎると、やはり小中一貫校に限らず、ほかの全ての事業、先ほど質問のあった医療費の話ですとか、そうした一般財源を使って実施していく事業に影響はしていくということでございますので、そちらのほう、今、しっかりと検討しているところでございます。

そして、一旦その総合公園のほうの整備事業のほうを見直ししたいというふうに昨日答弁をしましたが、これはいわゆる都市計画税の中で賄っていける額というのは、毎年入ってくる都市計画税の額、それから一時的に積み立てていくことができる基金、そして入ってくる補助金、そうしたもので回していける範囲内の中でしか造れないというふうに考えておひまして、そこを超えると一般財源を投入しなきゃいけないものですから、そう

ならないように総合公園のほうの検討を少し見直すというふうに昨日答弁したところでございます。

そして、今、御質問の小中一貫校の実現可能な資金計画とは何かということですのでけれども、ずばり、やはりお金が返せるかということですね。造ることはできると思います。一時的にお金を借りて造る。例えば、100億円かかって、それで貯金が20億円あって、補助金が20億円あって、残り60億ですよ。返せるかという話になると、返せないですね。昨日も答弁しました、25年間で返していくと。3年間の据置きがありますので、実質22年でそれを返していくということになると、1年に4億円。とても払えない額ですね。

ですので、実現可能な資金計画というのは、つまりどこまで借りられるか、どこまでだったら毎年お金が返せるかということが実現可能な資金計画ということになります。

したがって、今、検討している最中ですのでけれども、造成費と、それから建築費、それから当然初年度備品とかも必要になってくると思いますし、設計管理費、こうしたものも全てひっくるめた上で幾らかかるかと、逆に言うと、昨日も質問がありました補助対象経費と見てもらえる分と補助対象として見てもらえない部分で、理論的には、今日も質問がありましたけれども、国が2分の1まで出すと言っていますけれども、総合公園、運動公園の本当に2分の1出してくれましたけれども、これは非常にまれなケースで、学校建設においてはほぼ、既にやっているところの話を知ると、大体3分の1しか見てくれないそうです。

国もお金がない。1平米当たりの建設単価も実際上がっているんですけども、上げてくれない。上げてくれ、上げてくれと地方は言っても、国はなかなか上げてくれない。ですので、恐らく建設するときには3分の1ぐらいになってくだろうということになってくると、その3分の1の補助金と今の貯金と、それから3分の1の残りの部分、これが3分の1のまた3分の1になってしまうんですけども——に対して90%お金が借りられて、そのうちの60%が交付税として返ってくる。これは、つまり後からお金を返す必要がないものですから借金から除いていいと思うんですけども、こうした額を積み上げていくと、実際に本当に町が今後、建設してから25年間で毎年幾らずつ返していかなきゃいけないかという額がおのずと出てくるわけですね。

そうすると、それが例えば年1億円だったらどうだ、1億5,000万円だったらどうだという話になってくるわけです。私が副町長のときに答弁したのは、1億5,000万円ぐらい、ちょっと今記憶があれですけども、であれば返せるかなというふうに答弁したのは、各小中学校を一つにすることによってスケールメリットが生まれますので、維持管理費、いわゆる電気代とかもコンパクトになってきますので、恐らく年間に4,000万円ぐらい浮いてくるんじゃないかということで行くと、1億円ちょっとの負担であれば、頑張れば何とかということで、当時20億円ぐらいの借金であればというふうな答弁した記憶がございましてけれども、こうしたことを考えて、今、精査をしているところです。

したがって、実現可能な資金計画というのは、今後、どれだけ返していけるかで、実際に今の財政状況でいくとこのぐらいまで返せますねというのがあるわけですのでけれども、先ほど答弁したように、来年から高校生まで医療費を無償にしましょうというのと、今ある財源が1,500万円減るわけですよ。ですから、そういうふうにごんごん積み上げていくと、将来的なお金は減っていきます。当然、賃金も毎年毎年上がっていきます。来年からは、臨時さんに対してもボーナスをもう少し出せという国のほうの話もありますので、公務員の給与のほうも人事院勧告によって上がっていくというようなこともあり、当然給料、賃金を上げていかなきゃいけないわけですので、これからはやはりお金がないのであれば、つくっていかなければいけないものですから、昨日の御質問でありましたふるさと納税、こちらのほうを一生懸命頑張って増やしていくという取組をしてみたいし、あと町内にいる企業さんに頑張ってもらって、応援させていただいて税収のほうを上げていくといった取組をし

ていくということが必要であります。

ただ、捕らぬタヌキの資金計画はできないものですから、今現在のところで考えられる資金計画というものを進めておまして、それが20から25億円ぐらいの借金でいかないと、恐らく将来的にどうしてこんなことをやったんだというようなことになっていかないように考えているというのが現状でございます。よろしくお願ひします。

○12番（野田増男君）

いろいろよく分かりましたけれども、町長としてもとか、町にしても、いざ造るとなれば、そこそこの腹づもりの、これだけで造る金額というのがあると思うのです。山を削るのか、ある程度平地に建てるのか、もう今、大体の予測で、どれぐらいのお金をかけて、どれぐらいをやるかというのは、ちょっと言いにくいだろうけれども、ちょっとありますか。

○町長（八谷充則君）

まだ担当レベルで詰めたお話ではないですが、私の頭の中で考えられる額は70億円かな。例えばね、70億円とすると、建物に60億円ぐらい、校舎で。これが建つかどうかというのは別として、例えば校舎で60億円ぐらい、最近造っている多度町とか、過去に造ったにじの丘学園なんかの単価で考えていくと、60億円ぐらいは、もっとかかるかもしれないですけども、割と質素なというか、あまり華美なものじゃなくて、木造平家建てなんていうことはちょっと無理で、ひょっとしたら鉄骨で、中が木の香るような学校かもしれないですけども、そうしたもので60億円、そして体育館を造って5億円、そして用地造成とか用地の取得で二、三億円、そして設計監理で二、三億円、70億円程度でいったと仮定した場合に、60億円のうちの3分の1が補助対象となると、20億円は国の補助金が入ってくる。残り40億円ですね。残り20億のうちの9割の6割が交付税で後々返ってくるとすると、四、五億円になると思うのですけれども、20掛ける9掛ける6、ちょっと幾つでしょうね。

ということで、あと、それまでに、今、公共施設整備基金と、それから教育施設整備基金、こちらのほうが今回の補正計上させていただいておりますけれども、これがお認めいただくと、恐らく17億円半ばになると思います。これを令和10年までに、毎年1億円ずつとか1億5,000万円、今年は2億5,000万円積み立てましたけれども、積み立てていって、何とか建てるまでに目標25億円、少なくとも20億円まで持っていきたいなと思っていくと、引き算をしていくと残りが20億円から25億円ということになっていくわけですね。これを、私が副町長時代に答弁した今の利率で計算すると、恐らく何とか返していけるだろう、逆にそれだけのスケールメリットを出しながらいけるんじゃないかというふうに試算をしている。

したがいまして、70という数字が、今、あれです。ただ、こうやって私が頭の中で70返せるかなと思っていても、実際に、先ほど答弁でありましたように、陸上競技場も17億円だったものが実際に二十何億円かかったというふうなことがあるわけで、こうして、じゃ、60億円の校舎なら造れる、返せるねという形で進めていく中で、実際にその実施設計なりをしていったときに、それが全然できないとか、もっとかかるということがあるかもしれないです。その場合は、それをどうしていくかということを変更して考えていかないと、そうなる前に当然計算もしなきゃいけないんですけども、設計するだけでも結構な、何千万、億という金がかかるものですから、そうしたことも含めながら進めていく、そしてその途中経過についても皆様方にお示ししながら、どうしましょうということ、もう少し質素にしましょうとか、もう少し延ばしましょうとか、そうしたことが必要になってくる。逆に、そうしなければ、安定的な財政運営ができない。今、受けているサービスというものを停止してまでやるのかというふうな議論になってまいりますので、そうしたことを考えているところでございます。

○12番（野田増男君）

今の説明を聞いていますと、土地の取得のお金があまり入っていないということは、やらんでもいいところへ建つということですよ。そこまでは聞きません、もう。言いにくいだろうね。いいですか。

○町長（八谷充則君）

そうですね。したがって、造成費とかにかけるお金が、実は引き算をしていくと残っていない。いわゆる実現可能な資金計画というのは、逆算すると、土地の取得、造成にかけられるお金というのは二、三億円が今の財政状況からいくとラインかなということで、これがまた全然違う、例えば中央のエリアとか、ほかのエリアも含めてですけれども、広大な6ヘクタール、8ヘクタールという土地を全て取得して、そこに埋立て、もしくは造成をして平地にしてということになると、さらに何億、10億というお金がかかってくるものですから、それでもやるんだという選択になれば、それはそれでまた考えていくことになる。そうしたことも含めて、次の説明会ではお示ししていくということになってまいります。

今、じゃ、残り二、三億円で実際に造れる場所があるのかということについては、例えば、勝手に言うのも難しいですけれども、大学さんの施設を一部共有するような形であれば可能ではないかということは検討しておりますけれども、相手のあることですので、私どもが勝手に言ってもあれですけれども、そうしたことも一つの選択肢に入ってくる、あるいは今ある学校施設を利用して造成するというのも一つの選択肢になってまいります。

ただ、今ある施設の場所を利用すると、面積的にはある程度確保できるんですけれども、今建っている施設、これをどうするかという話になってまいります。今ある施設をそのまま生かす形で小中一貫校を造っていくことであれば、可能だと思います。

ただ、今ある施設、もう40年、50年たっていますので、これ、もう一度使わずに、やはり壊して魅力ある学校を造ろうという、常滑の市役所さんを壊すのに2億三、四千万円かかったというふうに聞いておりますけれども、あれも安かったという話ですけれども、恐らく小中学校、どこかの学校を壊せば、倍以上のお金がかかってまいりますので、そうすると、お金ないねという話になってくるものですから、そこら辺のことも含めて考えているということです。

○12番（野田増男君）

なかなか言いにくいようなところですが。

次に、建設用地、今のお話みたいですけれども、これの説明会、地元説明会も、まだどこにするか、皆さん、みんな回らなければまたいけないと思うのですけれども、次の説明会をいつ頃予定しておりますか。

○町長（八谷充則君）

私、小中学校の説明会では、9月頃には開きたい、10月までというようなお話をしました。

実際に、学校再編推進委員会において、ある程度候補地のほうの試算のほうはできております。非常に厳しい、財政的にですね、ものになっておりますが、今、先ほど申しました大学さん、相手のあることなのであれですけれども、勝手にうちがというわけでもないんですけれども、一部その施設を共有するような、例えばプールを使わせていただくとかいうことによってプールを造らなくて済むとかいうような話、あるいは一部土地をお借りすることによって土地の購入費を抑えられるとか、そうしたことをすることによって、ある程度実現可能な資金計画の中で小中一貫校を造っていける候補地の一つになり得るんじゃないかということで、こちらのほうでこういう形でいけばできるんじゃないかというような形を考えてはいるんですけれども、やはり大学さんにしてみれば、自分のところの土地の話ですし、勝手に話を進めているわけではないんですけれども、やはりまだ全然調整が図られておりません。その調整が図られてからでなければ、住民の皆様にも候補地の一つとしてお示しすることもできないものですから、そちらのほうは1か月、2か月かかっちゃうのかなという心配はしております。

したがいまして、もう既に9月に入っておりますけれども、今月中は無理です。恐らく、来月もどうかなという、小中一貫校の説明会も、それから町政報告会もそうなのですけれども、広報に載せて、そして開きますよというアナウンスをしてやるものですから、どうしてもそこで時間的にタイムラグができてしまうというところがありますので、なるべく早くやりたいと思っておりますけれども、秋以降になってしまうんじゃないかな。

場所の決定については、今年中が今年度中ぐらいになっちゃうんじゃないかなとは思っておりますけれども、そうした状況についても、また皆様方にお知らせしていきたい。小中一貫校の次の場所の説明会を9月か10月と言っておきながら、ちっとも説明会を開かないじゃないかという声も当然出てくると思いますので、広報、ホームページ等で、ちょっと候補地の選定に時間かかっておりますので、もう少し先になります、ごめんなさいというふうな形の広報はしていかなければいけないというふうに考えております。

また、議員様方にも、そうした情報について御提供させていただきたいと思っておりますので、議員さんたちを通じて、また住民の方々にお知らせいただければと思います。

○12番（野田増男君）

今の町長とのやり取りで、大体のことが皆さん分かっているものだと思うのですが、なるべく早いところ、もう決めていかないと、10年に開校、これなかなか難しいことだと思います。それで、9年に運動場ですか、なかなかこれちょっとスケジュール、大変なことだと思います。町長、本当、よろしく願いいたします。遺言もありますので、ぜひとも。

これで私の再質問を終わります。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（大嵯暁美君）

以上をもって、野田増男議員の質問を終わります。野田増男議員は自席に戻ってください。

〔12番 野田増男君 降席〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大嵯暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、9月9日から9月11日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、9月9日から9月11日までの3日間を休会とすることに決定しました。

来る9月12日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時40分 散会〕

令和5年9月12日（火曜日）

第3回美浜町議会定例会会議録（第4号）

令和5年9月12日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について
日程第2 承認第4号 専決処分事項の報告承認について
日程第3 議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
日程第5 議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7 認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和4年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第8 発議第6号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	都 筑 新 悟 君	2番	茶 谷 佳 宏 君
3番	大 嵯 暁 美 君	4番	丸 田 博 雅 君
5番	橋 場 友 昭 君	6番	野 田 謙 弥 君
7番	中須賀 敬 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	廣 澤 毅 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	中 村 裕 之 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	宮 原 佳 伸 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	百 合 草 俊 晴 君
企 画 課 長	戸 田 典 博 君	防 災 課 長	富 谷 佳 成 君
税 務 課 長	小 島 康 資 君	住 民 課 長	藪 井 幹 久 君

福祉課長	三枝美代子君	健康・子育て課長	下村充功君
環境課長	谷川雅啓君	産業課長	三枝利博君
建設課長	茶谷昇司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	宮崎典人君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	山本圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	議会係主査	江本真実君
--------	-------	-------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、傍聴の方々もお越しいいただき、ありがとうございます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたことから、マスクの着用は個人の判断としておりますので、冒頭お伝えさせていただきます。

昨日、南知多町、武豊町、美浜町の3町の町長と議長、日本福祉大学学長と共に、名鉄本社へ知多新線、河和線における運行ダイヤ改正及び駅運営体制の変更に伴う要望書を出してまいりました。町長から後日報告があると思いますが、回答は大変厳しいものでした。今、乗降客を増やすなど状況を好転させないと、将来どうしたら存続できるのかを考えなければならなくなると改めて痛感してまいりました。

さて、本日の会議は議案等への質疑、委員会付託です。議員は住民から選ばれた代表者であり、代弁者であることを肝に銘じ、議案への質疑や討論、また明日からの委員会での審査を通して、十分な審議を尽くすことをお願いいたします。

会議に先立ち、お願いいたします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しております。御理解、御協力をお願いいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

秘書課長より、体調不良により本日の会議を欠席する旨連絡がありましたので、報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

ここで、荒井議員より先日の一般質問における発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

荒井議員、発言してください。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、1点発言の訂正をお願いいたします。

去る9月7日に行われました私の一般質問において、日本福祉大学との今後の関係性についての執行部への再質問の中で、河和小学校をモデルとした美浜版トワイライトスクール、このように私は申し上げましたが、御存知のとおり奥田小学校の誤りでありましたので、ここにお詫びして訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（大嵯暁美君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（大嵯暁美君）

日程第1、同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第2 承認第4号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大嵯暁美君）

日程第2、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

この承認第4号について1点質問させていただきます。

15ページにあります漁港施設災害復旧事業について、1,449万9,000円予算が計上されており、歳入では274万9,000円計上されています。こちらは県の負担金ということですが、負担割合というのはあるのでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

こちらの県の負担割合についてでございますが、こちらは2分の1以内ということでございます。

○2番（茶谷佳宏君）

2分の1以内ということですが、これ見ると19%ぐらいになっているようですけれども、それだけ低くなっている理由は何かあるのでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

こちらの事業でございますが、2つの事業が合計されておまして、1つ目が西海岸に漂着しました流木の撤去分、こちらが549万9,000円、それから東のほうの河和漁港の泊地に入り込みました流木撤去分、こちらが900万円の合計1,449万9,000円でございます。

西海岸の流木撤去分につきまして、県の災害復旧事業を予定しておまして、こちらの2分の1ということで歳入274万9,000円を計上させていただきました。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分事項の報告承認についてを採決いたします。

本案は、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第3 議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第3、議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

今回の条例改正によって水道料金が上がることになりましたけれども、仮定として、一般家庭用の口径13ミリのもので2か月で使用水量40立米の場合、知多管内の各自治体の水道料金は消費税込みの値段で幾らになるのか、それから2点目としては、今回の改正によって美浜町の水道料金、今言った一般家庭用の13ミリで2か月で40立米使用した場合ですけれども、その料金が幾らになるのか教えてください。よろしくお願いします。

○水道課長（竹内健治君）

口径13ミリの家庭で40立米使用した場合の5市5町の2か月の水道料金でございますが、順番に申しますけれども、大府市5,720円、東海市4,620円、知多市4,972円、半田市3,870円、常滑市4,708円、東浦町4,950円、阿久比町5,610円、武豊町5,060円、南知多町5,908円、美浜町に至っては5,310円でございます。

次に、条例改正した場合の美浜町の水道料金でございますが、6,864円になります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（大寄暁美君）

日程第4、議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第35号の補正予算について質問させていただきます。

1点目、6ページ、第2表継続費補正についてです。こちらが2億8,920万円増額になる理由は何か、それと令和6年度事業の内容は何か、この2点について教えてください。

それから2番目、7ページ、第3表債務負担行為補正についてであります。こちらについて、2億3,430万円増額となる理由は何か、令和5年度から令和9年度までに変更となる理由は何かを教えてください。

3点目、8ページ、第4表地方債補正についてであります。公園整備事業債が6,880万円増額となる理由は何か。

次、4点目、25ページ、4款、1項、2目予防費、こちらにおいて新型コロナウイルスワクチン接種事業について、19節予防接種健康被害救済制度給付金はいつどこでどのような被害があったのか、説明してください。

5点目、同じく25ページ、6款、3項、3目漁港管理費、漁港流木等撤去工事、こちらで161万7,000円ありますけれども、漁港ということで県の負担金、補助金はないのかどうか、教えてください。

それから6点目、27ページ、7款、1項、2目商工振興費、地域応援クーポン事業費であります。こちらについて、7,460万円のクーポン券事業の掲載がありますけれども、こちらの具体的な内容について説明をお願いします。

7点目、27ページ、8款、5項、4目公園管理費、都市公園整備事業において1億3,626万5,000円増額となる理由は何か、説明してください。

8点目、運動公園整備事業、こちらは当初計画されていたときには事業費45億円が今回幾らになるのか、一般質問では50億円と仮定されて言っていましたけれども、それが今回の補正でどうなったのか、具体的な数字をお願いします。それからまた、その金額に基づいて美浜町の負担する額は幾らから幾らになったのか、説明してください。

9点目、27ページ、10款、2項、1目学校管理費について、小学校施設整備事業について過年度返還金323万6,000円の具体的な内容と、無償譲渡した事業者に対して請求する考えはあるのかどうか、説明してください。

○都市整備課長（平野和紀君）

じゃ、私からは、まず1番の6ページ、第2表の継続費補正ですけれども、こちらは、まず継続費につきましては、運動公園のメイン事業となります陸上競技場の建設工事はやはり規模が大きいものですから、年度ごとの分割発注ができていくものですから、令和4、5の2年間で継続予算17億9,400万円を設定していただき、UR都市機構と協定を締結した中でUR都市機構から建設業者に発注し、現在工事を進めてございます。

2億8,920万円増額の理由につきましては、陸上競技場を令和6年7月までに供用開始を目指す中で令和5年度内に陸上競技場を完成させる必要があるため、今回、多くの大会に使っていただいたり、あとパラ陸上のナショナルトレーニングセンターの指定等を目指すために追加しました写真判定室の工事や、あと競技場トラック周りのウレタン舗装の増工分等、供用開始までに整備に必要な予算を計上するものでございます。うち令和6年度の事業内容につきましては、令和5年度内にできない陸上競技場の外周りや交流広場の舗装工事、供用開始時点で必要な仮設駐車場整備及び山王川に架けた人道橋の仕上げや左岸側の造成工事を予定しております。

続きまして、2番の7ページの債務負担行為の2億3,433万3,000円の増額になる理由と令和5年度から9年度までの変更する理由につきましては、こちらは7ページのまず補正前の限度額、ここに19億2,999万2,000円とあります。そのうち、既に執行した額が15億2,447万3,000円でございます。そうしますと、ちょうどこの限度額残額が現時点で4億551万9,000円となります。この残額が陸上競技場の完成から令和9年度までの残りの事業費になります。ただ、この事業費では、現行の計画が今6億4,000万円まだ残りかかるという試算をされておりますので、そうすると不足する分が6億円から4億円を引いた2億3,430万円となりますので、今回これを増額するものでございます。理由といたしましては、陸上競技場完成までの事業費が増加したことと、あと資材高騰や現時点での積算単価に見直したことによる事業費増によるものでございます。

あと、期間を令和5年度から9年度までに変更した理由でございますが、運動公園完了予定の年度がもともと令和9年完成と公表しておりますが、まだ予算が変更しておりませんものでしたから、今回、事業の増額と併せて年度の延長もするものでございますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（百合草俊晴君）

それでは、質問の3点目、8ページ、第4表地方債補正の公園整備事業債が6,880万円増額となる理由についてお答えをいたします。

今回の設計変更で国庫補助事業分が増加することによりまして、運動公園分の起債可能額が8,970万円となります。当初予算で見込んでおりました公園整備事業債1億2,770万円のうち運動公園分が2,090万円でありましたので、起債可能額8,970万円との差額分6,880万円を増額するものでございます。

○健康・子育て課長（下村充功君）

それでは、私からは茶谷議員の質問の4点目、25ページ、予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の19節、予防接種健康被害救済制度給付金はいつでもどのような被害があったのかについてお答えさせていただきます。

まず、今の予防接種健康被害救済制度について簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

予防接種健康被害救済制度給付金につきましては、予防接種法に基づく予防接種を受ける方で健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに私どもより給付金を支給する形になります。それで今回、新型コロナウイルスワクチン接種後に健康被害が生じた方で現在国

に申請されている方が3名ございます。その中のうち1名の方が7月中に認定をされまして、この救済制度の給付対象となってきましたので、今回補正予算で計上させていただいております。

それで、ご質問のいつどこでどのような被害ということなのですけれども、どこでというのはコロナウイルスワクチン接種後という形になりますので、いつどのような被害ということで、そちらを回答させていただきたいと思っております。

認定された方につきましては、4回目の接種後に病状が出まして、帯状疱疹を発症されたそうです。あと、申請中の方、残りお二方につきましては、5回目の接種後に病状が発症しまして、病状としましては目の異常という形となります。もうお一方につきましては2回目の接種後に病状が発症しまして、病状としましては接種した部位の左肩の関節の炎症ということで申請が出ております。

○建設課長（茶谷昇司君）

それでは、私から御質問の5点目、補正予算書25ページの漁港管理費、漁港流木等撤去工事の161万7,000円に対して県負担金はないのかということに対してお答えさせていただきます。

こちらの費用につきましては、東海岸にあります河和漁港の流木撤去工事のものになります。したがって、県の負担金ではなく国の災害復旧事業を予定しております、よって県の負担金はございません。

○産業課長（三枝利博君）

私からは、御質問の6点目、27ページ、7-1-7商工振興費、地域応援クーポン券事業の具体的な内容についてでございますが、物価高騰によります買い控え、あと小規模事業者の支援等、町内の消費拡大をサポートするため、愛知県のげんき商店街推進事業費補助金、この事業補助金を受けまして実施するものでございます。住民1人3,000円、これを500円掛ける6枚のクーポン券を町民全員に配布するものでございます。

○都市整備課長（平野和紀君）

続きまして、7点目の27ページ、8-5-4の公園管理費、都市公園整備事業の1億3,626万5,000円の増額の理由でございますが、こちらは、1番の継続費でも御説明申し上げましたけれども、写真判定室の追加工事や競技場トラック周りのウレタン舗装の増工によるものが主な理由となりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、8番目の運動公園整備事業の45億円が幾らになるのかという御質問ですけれども、こちら、一般質問でも町長より答弁申し上げましたとおり、事業費は45億円から50億円になると試算しております。こちらの内訳ですけれども、今回の継続費補正の補正後の20億8,320万円ですね。これと今回債務負担行為の補正後になります21億6,429万5,000円を足していただくのと、この事業、29年度からやっておりますものですから、29年度と30年度の大体の決算額が2億5,347万2,000円、それとあともう一つ、用地費がありますので、用地費が4億9,144万4,000円というのが実績でございます。この4つを足しますとちょうど49億9,200万円ほどになりますので、50億円に十分なったということになりますのでお願いたします。

町の負担額が幾らから幾らになるかという御質問ですけれども、当初は、45億円ときは、これも一般質問で答弁しましたが、19億円と見込んでおりましたので、町の負担額は26億円と試算しておりました。今回50億円になった場合ですが、まず、今回の補正予算案の増額分を含めまして、陸上競技場オープンまでの事業費の合計が43億6,000万円となるのですけれども、このうち交付金で頂ける額が約19億円となります。残りが6.4億円になるので、こちらの交付金については今からの要望になるのですけれども、交付率2分の1、ほぼ満額頂けたとしまして3億円になりますので、19億円プラス3億円で22億円ですね。ですから、50億円に対し22億円の交付金となりますので、町の実質の負担額としては28億円となる見込みをしておりますので、よろしくお願いたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは、27ページをお願いします。小学校施設整備事業でございます。

過年度返還金の具体的な内容についてでございます。

国庫補助金を受けまして整備した学校施設等財産を処分する場合には文部科学省の承認が必要となります。令和4年3月末で閉校となりました旧河和南部小学校の財産処分、これに伴う国庫補助金の返還金について国から確定額が今回示されましたので、増額補正をするものでございます。

今回の増額の主な内容としましては、令和4年度中に民間事業者は無償譲渡しました校舎に係る部分でございます。

○総務課長（百合草俊晴君）

過年度の返還金につきまして、無償譲渡した事業者に請求する考えはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありませんか。10番 荒井勝彦議員。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、補正予算に対する質疑をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料、低所得世帯支援給付金給付事業の住民税非課税世帯給付金補助金過年度返還金の155万円についてお尋ねをいたします。補正予算書の20、21ページに記載がございます。

本年8月16日の行政報告会において、2021年度の住民税非課税世帯などを対象にした1世帯当たり10万円の臨時特別給付金で、対象外だった外国籍の住民に合計155万円を誤って支給したとの報告があり、議会に対して謝罪がありました。3年度分が150万円と4年度分が5万円ということでした。本件の質疑につきまして、議場内では3回までの発言しか認められておりませんので、以下5つの質疑を一括でお尋ねいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1つ目です。支給日と誤りに気づいた日はいつだったですか。また、誤りに気づくに至った経緯をお聞かせください。

2つ目です。支給世帯について、租税条約で課税が免除されている外国籍住民は対象外であるとのただし書等を含むマニュアルのような文書はありませんでしたでしょうか。

3つ目です。今後、誤支給をした住民に対して説明し、返還を求めるとのことでしたが、技能実習生として来日し本町に在籍した外国人で、もう既に本国に帰国をしている対象者にはどのように対応するお考えでしょうか。

4つ目です。国への返還期限はいつまででしょうか。限られているのでしょうか。

5つ目です。支給におけるチェック体制はどうだったのでしょうか。

以上5点についてお答えをお願いいたします。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの荒井議員の御質問にお答えします。

まず最初にですが、補正予算の額155万円の内訳ですけれども、外国人への誤支給については1世帯当たり10万円、15世帯ということで150万円で、5万円については令和4年度の価格高騰の際の支給のときの5万円、住民の方から返還がありましたので、その分の5万円になりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、誤支給分の150万円について、まず1点目、支給日と誤りに気づいた日はいつか、あと誤りに気づ

くに至った経緯というところでは、支給日についてでございますが、令和4年2月22日に7世帯、3月2日に2世帯、3月14日に6世帯、それぞれ世帯主の口座に振込をいたしました。誤りに気づいた経緯についてでございますが、令和5年6月下旬頃、国庫補助の事業事務の確認のため支給事務について調査をしましたところ、租税条約対象者の照会をしていないことが分かりました。

2点目の支給世帯について、租税条約で課税が免除されている外国籍住民は対象外であるとのただし書等を含む文書についてでございますが、令和3年度の特別給付金支給について、国からの支給要領、あと確認書の様式への租税条約に関する記載はございませんでしたが、支給に関するQ&Aが国から令和3年12月21日発行、令和4年1月21日発行のものが届いており、租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割の額がゼロ円となった者は本給付金の対象とはなりませんとの記載がございました。

3点目です。誤支給した住民に対して説明し返還を求めるとのことでしたが、技能実習生として来日し本町に在籍した外国人で既に帰国している対象者にはどのように対応するかということですが、まず、現在も実習中の外国人の世帯の方がおりますので、その方については今回の誤支給についての説明と謝罪、また返金に向けての相談について文書を郵送しております。また雇用主様にも、外国人世帯への誤支給があったこと、謝罪と返金についての相談に向けて文書を送付したということをお知らせしております。帰国したと思われる外国人世帯への対応については、日本での実習先だったまず事業所へお問合せをして、その後、派遣された先の外国人技能実習機構など、どちらから派遣されたかということをお聞きするなど照会しながら調査を進める予定であります。

4点目の国への返還期限についてでございますが、今回の誤支給に関しての返還金は令和5年9月13日が期限となっておりますが、美浜町については、9月補正予算に計上し議会の承認を得て返還することとなりますので、国庫補助金交付要綱により返還期限の延長申請書を提出し、令和5年11月22日に期限の延長がされております。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

それでは、5点目の支給におけるチェック体制については私から答弁をさせていただきます。

対象者を抽出する作業は担当者1人で行っており、対象者から返信された確認書や支払い口座への確認、それから支払いまでの事務ですけれども、こちらは複数人で行ってまいりました。今回の誤支給の原因は、対象者を抽出する作業を1人で行っていることにより、支給対象外の条件の見落とし、それから租税条約という制度の理解不足、そして通常ではないこの事務に対して、新たな事務ですね。担当者1人に行わせていた私ども監督不足によるものと考えておまして、改めて深くお詫びを申し上げます。

誤支給をした給付金ですけれども、返還の願いは引き続き最優先に行うとともに、今後はこのような支給誤りのないように、制度の理解や対象者の審査には私どもの部課長も関与しながら複数で事務に当たること、そして他市町との情報交換もしっかり行って事務を進めていくことで、再発防止に努めてまいりたいと思います。申し訳ありませんでした。

○10番（荒井勝彦君）

2回目の発言のお許しをいただきました。

全国には1,718の市町村があるそうでございますが、その全てで租税条約を締結している外国籍の住民に誤支給をしたのであれば、それは国から示された支給方法に不備があったと言わざるを得ないでしょう。私は、本町と同じように多くの技能実習生を抱える県内のある町にお聞きしてみたところ、先ほどから出ております住民税非課税世帯を抽出し、そこから租税条約を締結している外国籍の住民を抜き取って、残りの方に調査票を送ったそうです。その業務を行ったそうです。大半の自治体が受給資格のある世帯の方にきちんと支給していたことを

思えば、単純なる事務手続のミスではありますが、先ほど冒頭、議長からお話がありました。私たち議員は住民の皆さんの代表として、代弁者としてこの席に座らせていただいておりますので、あっさり看過するわけにはまいりません。八谷町長は本町の財政に精通されていて、この美浜町の窮地を救えるのは自分自身だと、そのように訴えられて当選されました。これは、本当に職員の皆さんをはじめ私たちも十分承知をしていることだと思います。

ボランティアでまちづくり活動をされている住民の方々からは、町からの助成金を削減されて厳しい状況ではこの先活動を継続していけません、このような御意見も私のところにいただいております。そんな中で起きたこの誤支給には、町民の皆さんの血税をもって埋め合わせすることは私はいかなものかと思えます。

公務員がその業務上で起こしてしまったミスに対しては、故意または重大な過失があったときは、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有すると定められておりますが、必ず求償しなければならないということではございません。することができますよという表現にとどまっております。しかし、昨今の事例を見ますと、自治体が求償権を行使した例も見られるようになってまいりました。これは、以前にも増して住民の皆さんの監視の目が強くなったことを意味していると思われまします。さらには、自治体の最高責任者である首長が責任をお取りになるケースも増えてまいりました。

町長に御就任される前の事案ではございますが、副町長として重要なポストにおられた八谷町長は、自らを律する意味でも何らかの対応をするべきだと思いますが、いかがでしょう。

○町長（八谷充則君）

今、荒井議員、自らを律する意味で何らかのという御発言がございましたが、それが昨今あります特別職自ら報酬をカットするという意味で理解し、答弁をさせていただきます。

今回の事案につきましては、おっしゃるとおり、県内の市町村において多くの自治体がきちんと理解し、対応しているというところがございます。一方で、幾つかの自治体において私どものように誤支給をしたということが新聞報道等でなされております。

職員の処分につきましては、私、議会の冒頭にも御挨拶で申し上げましたとおり、注意処分という形を取らせていただきました。これは、同様の事案が発生した場合に他市町においてもどのような処分をされているかというようなこと、あるいは顧問弁護士とも相談をしまして、どのような処分が適当であるかということをも十分考慮し、判断したものでございます。その結果、懲戒処分に至らない注意ということにとどめさせていただきました。このことは御説明を既にさせていただいているかと思えますが、私の報酬について、私自身は何らこだわることではないわけではございますけれども、他市町の事例あるいはこれまでの事案等からいきますと、職員に対して懲戒処分を行った場合にそのいわゆる監督責任というものについて考え、特別職が報酬をカットするということになっております。近隣市町におきましても、あるいは今回事案が発生した市町におきましても同様に懲戒処分には至っておらず、特別職の報酬カットということも現時点においてはお聞きしておりません。私の処分をすることが、遡って職員の処分にも影響するというのも改めて考えなければならなくなってまいりました。

したがって、現時点におきましてはそのようなことは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

3回目となります。10番 荒井勝彦議員。

○10番（荒井勝彦君）

3度目です。最後の発言のお許しをいただきました。

八谷町長のおっしゃることも十分理解はできているつもりでございます。やはり我々住民側と行政側とは随分、

気の持ち方といますか、そういうことに乖離があるのかなと思われま。前例がない、そういったことをやれば他市町にも影響がある、それもそうでしょう。しかし、先ほど冒頭、議長がおっしゃいました、私ども議員は町民の皆さんから負託を受けてこの場に立たせていただいております。町民の皆さんには私は素直に、今、八谷町長のおっしゃった言葉をお伝えするつもりであります。今後の八谷町長のかじ取りに期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第5、議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

国民健康保険特別会計の補正予算について質問させていただきます。

53ページ、1款、1項、1目一般管理費において国保システム改修委託料、こちらの計上があります。332万2,000円増額ということで、一般会計からの繰入金を財源としてこちらのシステム改修の予算が計上されております。

以前、国なり国保中央会なりが開発したシステムに移行すると、このような法改正等でのシステム改修については自治体の負担はなくなるというようなことがあったかと思えますけれども、今回、そういうことも踏まえて、そちらへのシステムへ移行するという比較検討はされたのかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○住民課長（藪井幹久君）

それではまず、茶谷議員がおっしゃられた国もしくは国保の中央会が開発したというシステムについては、こちら、各市町村に導入について案内されているのが、市町村事務処理標準システムという名前のシステムのことかと思えますけれども、国は現在、国民健康保険を含みます基幹システム、住民基本台帳ですとか戸籍も含んだ基幹システムについては、令和7年度までにどのベンダー、電算会社のことですね。どのベンダーのシステムでも機能を同じにするという標準化を進めているという段階でございます。DXの絡みでございます。本町においては現在使用しているベンダーのシステムでの標準化を進めている段階でございます。茶谷議員がおっしゃられた、国が開発した市町村事務処理標準システムへの移行は考えてはおりません。

なお、今回このシステム改修、産前産後の減免に対応するためには、この改修における財源は一般会計繰入金とさせていただきますが、令和6年1月1日から始めるためにはシステム改修に一定期間を要することから、この9月議会で上程させてもらわないと間に合わないということ、また、今回この補正予算を計上するに当たりまして、国の財政支援について示されていなかったことから、一般会計からの繰入金を財源とさせていただきます。現時点では、国は財政支援をする意向まで示されておりますけれども、詳細はまだ示されて

いない段階でございます。財政支援の詳細が示されましたら、確実に国からの財政支援を受ける形で手続を進めさせてもらいましてシステム改修をさせていただき所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第6、議案第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで7件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第7、認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上7件を一括議題として、順次議題を進めます。

質疑の回数は、会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について1人3回までとします。

議長から事前をお願いします。

この議案は決算審査であり、令和4年度予算が適正に執行されたかどうかを審議するのが主眼ですので、一般質問にならないよう注意してください。

なお、議会会議規則第53条に、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」また、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。」と規定されています。議員各位においては、この点によく留意をして、議長から指摘や注意を受けまいよう質疑をしてください。

最初に、認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は、歳入を一括で行った後、歳出は1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの3つの区分に分けて行います。

初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の1款から4款までについて質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、歳出の1款から4款までについて質問させていただきます。

1点目、2款総務費において、マイナンバーカードの交付状況はということで、こちらについては主要施策の60ページにマイナンバーカード交付状況がありますけれども、こちらに書いてあるのは令和4年度に交付された枚数ということが先日的一般質問の中で報告されました。それから、交付率についても令和4年度末現在で72.7%ということで報告がありましたけれども、令和4年度末の交付枚数については具体的には何枚なのか、説明をお願いします。

それから2点目、決算書の109ページ、歳出の3款民生費において、社会福祉事業で美浜町社会福祉協議会事業費等補助金2,574万1,000円の算出根拠についてお伺いします。

それから3点目、主要施策の108ページ、4款衛生費において子育て支援アプリ情報配信サービス、こちらのサービスの成果はどのようなものがあつたのか、それからまた、主要施策の中で508件の登録件数があるということで記載されておりますけれども、具体的に町が登録してほしい人というのはどのぐらいいるのか、そちらについて説明をお願いします。

それから4点目、主要施策の109ページ、4款衛生費において、健康マイレージ事業について優待カードの交付者110名は徐々に増加してきていますが、どのようにPRしてきているのか、これをやはりもっと広く住民に普及していく必要があるかと思しますので、どのようにPRしているのか説明をお願いします。

それから5点目、決算書の145ページ、こちらに浄化槽整備事業があります。こちらで予算残が222万2,000円ありますけれども、申請件数が少なかったのか、申請件数は予算どおりだったのか、もし少なかったとするとその理由は何か、それから汚水処理人口普及率60.76%とありますけれども、この汚水処理人口普及率の目標普及率と目標年次はいつなのか、そちらの説明をお願いします。

○住民課長（藪井幹久君）

それでは、私からは1点目のマイナンバーカードの令和4年度末の交付枚数はということでお答えをいたします。

令和5年3月31日現在の本町のマイナンバーカードの交付枚数は1万5,540枚でございます。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、決算書109ページの18節にあります美浜町社会福祉協議会事業費等補助金についての算出根拠と使い道についてでございますが、主な補助金の内容は人件費で2,086万2,352円になります。法人運営に係る人件費として事務局長はじめ4名分の人件費でございます。人件費については町を基準に算出をしております。人件費を除いた額487万9,642円については、法人運営事業のボランティアセンター運営事業に73万1,675円を、福祉推進事業の母子福祉推進事業、戦没者追悼式事業などに61万8,280円を、福祉団体育成事業として老人クラブ、子供会、遺族会、身体障害者福祉協議会などの団体への助成金として352万9,687円を支払っております。

○健康・子育て課長（下村充功君）

私からは、質問3点目、子育て支援アプリ情報配信サービスの成果及び登録してほしい人の何割ほどが登録されているのかについてお答えさせていただきます。

こちらの子育て支援アプリにつきましては平成30年4月より開始したサービスでございます。こちらのサービスについて、妊産婦に配付する母子手帳の一部の情報を電子データ化することで、紙の母子健康手帳の活用を補完するためにサービスを開始したものです。最近は皆様スマホでありますので、そちらで見られるような形になっています。そのサービスの内容ですけれども、妊娠中、子育て中の記録の管理、数が多い予防接種のスケジュールの管理、あとまた子供の発育データを入力することによりまして、発育曲線など母子手帳の一部を電子デー

タ化して利用していただけるというものになります。

こちら、子どもとしてはターゲットを就学前のお子様を持つ保護者と考えておりました、サービス開始しましてから母子手帳の交付時に登録をお願いしております、登録してほしい方というのは、母子手帳交付時にお願ひしておるものですからほぼ登録いただいているという状況にあります。

また、サービスにつきましては、子どもからこちらのアプリにつきましては子育てのお知らせ、情報発信などが可能でして、子育て支援センターあるいは生涯学習における子育て講座等情報発信をさせていただきまして、そちらは好評いただいているという状況でございます。

御質問の4点目、健康マイレージ事業においてどのようなPRをしてきたかということですが、PRにつきましては、昨年度につきましてはチラシを見直しさせていただいております。また、チラシの配布なのですが、特定健診対象者の方への健診の案内文書に同封させていただきまして、あとまた、そのチラシを介護保険事業の筋力アップ教室、老人会の総会、サロンにおいて配布させていただいております。また、町の図書館、体育館、あと日本福祉大学へもチラシを設置させていただきまして、周知させていただきました。また、PRではないのですが、昨年度より健康マイレージ事業につきましては優待カード、抽せん会もあります。抽せん会の景品につきましては、町内の事業所の6店舗の方から協賛いただきまして景品を提供いただきまして、抽せん会の景品も増やさせていただいております。

○環境課長（谷川雅啓君）

御質問の5点目になります。浄化槽整備事業の令和2年度の実績が40件、令和3年度が42件、令和4年度が22件と、合併処理浄化槽設置補助金の申請件数が少なくなっております。その理由といたしましては、トイレの改修時に合併浄化槽に転換するケースがあります。令和4年度につきましては、世界的にシャワートイレで使う半導体が不足していたため、改修したくてもできなかったケースがありました。その影響で申請件数が少なかったと考えられます。

あと、汚水処理人口普及率の目標年度と目標普及率でございますが、美浜町生活排水処理基本計画がございます。こちらでは令和14年度までに汚水処理普及率70%を目標としておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。以上で、1款から4款までの質疑を終ります。

次に、歳出の5款から8款まで質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。以上で、5款から8款までの質疑を終わります。

次に、歳出の9款から14款まで質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、質問の6点目になります。

決算書の197ページ、10款教育費について質問します。義務教育振興事業、こちらにあります町校長会補助金、それから町教頭会補助金、こちらの使い道は何か。

それから7点目、主要施策の171ページ、10款教育費についてですけれども、こちらの学校生活適応指導推進

事業、こちらにおいて令和4年度では5人の方ということで書いてありますけれども、こちら、適応指導教室に通われた方ではないかと思うのですけれども、そのうち学校生活に戻られた方というのは何人いるのか説明をしてください。

それから8点目、主要施策187ページ、10款教育費において図書館運営事業とあります。こちらの表の中で年間個人貸出人数、冊数が前年度より減少していますが、その理由は何か説明してください。それから、こちらで個人と団体貸出しというのがありますけれども、団体貸出しとはどのようなものか、説明をお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは、茶谷議員の御質問の6点目でございます。決算書の197ページでございました。負担金の中で校長会、教頭会の補助金というのがございますが、こちらの使い道についてはという御質問でございました。

校長会の補助金、それから教頭会の補助金、こちらの主な支出の内容としましては、国・県などへの負担金、また各種研修会参加費や研修図書購読料でございます。

続きまして、御質問の7点目でございます。これは主要施策の171ページでございます。適応指導教室、ホープみはまの通室児童の推移の表がございます。こちら、令和4年度、昨年度は小学校2名、中学校3名で合計5名であります。その5名のうち学校生活に戻れた人数はという御質問でございました。

昨年度、学校生活に戻れた児童生徒はおりませんでした。曜日とか教科によっては時々登校できたということは何っております。

○生涯学習課長（山本圭介君）

では、御質問の8点目、図書館の年間個人貸出人数と冊数が前年より減少していますけれども、その理由はと、団体貸出しとはどのようなことですかという御質問でございますけれども、新型コロナウイルスの感染が国内で確認されてから数年がたちました。令和3年頃は、緊急事態宣言が発出されるなどで人々がなるべく外出など控えておりました。まだまだコロナ禍、終息しておりませんが、4年度は少しずつ収まってきて、人々が少しずつ外に出る機会が多くなってきたのかなということで、本を読むこと、読む時間が減少したことが冊数、人数が減ったことではないかと考えております。

それから、団体貸出しとはどのようなことですかということですが、団体貸出しは町内の学校や保育所、また福祉施設や、あと読み聞かせなどのボランティアグループの方々はその団体で図書カードを作っていただきまして、その方々が本を借りることとなっております。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和4年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 都筑新悟議員。

○1番（都筑新悟君）

それでは、認定第7号、水道事業会計決算書の内容について質疑させていただきます。

まず、決算書の22ページ、2、工事（1）建設改良工事の概況の施行内容の中のDCIPダクタイル铸铁管、この管の種類はどういった管種で施工を行ったのでしょうか。

あと、耐震管になっていると思うのですが、その耐震強度の許容範囲はどれほどでしょうか。

次に、31ページ、（2）管種・口径別管理延長の管種の中のDCIPダクタイル铸铁管、これ、ダクタイル铸铁管にはいろいろな種類があると思うのですが、耐震管と耐震管でない区別を教えてください、お願いします。

○水道課長（竹内健治君）

それでは、初めに決算書の22ページ、（1）の建設改良工事の概況の施行内容、ダクタイル铸铁管の種類でございますが、こちらにつきましてはGX型と言われる耐震管を布設しております。

耐震管の震度の許容範囲でございますが、基準としては、震度という定義はございませんが、レベル2地震動において管路の破損や継ぎ手の離脱等、被害が軽微な管とされております。

次に、31ページ、管種・口径別管理延長の管種、ダクタイル铸铁管配水管の耐震管と耐震管でない区別はということですが、美浜町において耐震管としては、先ほど言ったGX型、あとNS型、あとS型と言われるダクタイル铸铁管を耐震管としておりまして、それ以外は非耐震管としています。総延長の7万2,539.9メートルのうち、耐震管としては8,741.5メートルでございます。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

以上7件の認定議案につきましては、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

日程第8 発議第6号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める
意見書について

○議長（大嵯暁美君）

日程第8、発議第6号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。9番、廣澤毅議員、説明をお願いいたします。

〔9番 廣澤毅君 登壇〕

○9番（廣澤 毅君）

それでは、発議第6号について提案理由を説明させていただきます。

発議第6号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和5年9月12日提出、代表提出者、美浜町議会議員、廣澤毅。提出者、美浜町議会議員、森川元晴、同じく橋場友昭、野田増男。

提案理由。

この案を提出するのは、国において定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する必要があるからであります。

詳しくは、次のページに意見書案が載っておりますので、よろしく願いいたします。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

なお、本案は議会運営委員会として提案するものであり、議員の皆様の御賛同をいただきますようよろしく願いいたします。

〔降 壇〕

○議長（大嵯暁美君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第6号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（大嵯暁美君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、9月13日から9月19日までの7日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

ご異議なしと認めます。よって、9月13日から9月19日までの7日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る9月20日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時20分 散会〕

令和5年9月20日（水曜日）

第3回美浜町議会定例会会議録（第5号）

令和5年9月20日（水曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第4 認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第5 認定第2号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第6 認定第5号 令和4年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第6までの各事件
追加日程第1 議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具物品売買契約の締結について
日程第7から日程第8までの各事件

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	都 筑 新 悟 君	2番	茶 谷 佳 宏 君
3番	大 寄 暁 美 君	4番	丸 田 博 雅 君
5番	橋 場 友 昭 君	6番	野 田 謙 弥 君
7番	中須賀 敬 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	廣 澤 毅 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	中村裕之君
厚生部長	高橋ふじ美君	産業建設部長	宮原佳伸君
教育部長	夏目勉君	総務課長	百合草俊晴君
秘書課長	大松知彰君	企画課長	戸田典博君
防災課長	富谷佳成君	税務課長	小島康資君
住民課長	藪井幹久君	福祉課長	三枝美代子君
健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	谷川雅啓君
産業課長	三枝利博君	建設課長	茶谷昇司君
都市整備課長	平野和紀君	水道課長	竹内健治君
会計管理者	宮崎典人君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	山本圭介君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	議会係主査	江本真実君
--------	-------	-------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（大寄暁美君）

皆様、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

去る13日、14日に行われました各常任委員会では、議員、執行部の皆様の御協力により、慎重なる審査が行われたこと、併せてお礼申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたことから、マスクの着用は個人の判断としておりますので、冒頭お伝えさせていただきます。

先日、若松孝司先生の講演「一から学べるLGBTQ+」に参加しました。性は男性と女性のどちらしかないと考えられていましたが、実際は簡単に分けることができず、多様であるということ学びました。ここで疑問が出てくると思います。男女と簡単に分けられないのなら、男女共同参画とはいかに時代遅れかという疑問です。実際そう聞かれたこともあります。しかし、男女共同参画が掲げるジェンダー平等は、性別によるらしさにとらわれず、一人一人の多様性を認めるという考えですので、男女共同参画はLGBTQの方々が抱える生きづらさや困難に対しても重要で有効な施策となります。改めて、幅広く多様な人たちを尊重し認め合う社会、誰もが自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現を熱く強く思う講演会となりました。

それでは、会議に先立ち、お願いいたします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう、併せてお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

ここで、健康・子育て課長より議場内における発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

健康・子育て課長、発言してください。

○健康・子育て課長（下村充功君）

9月12日に行われました認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定において、茶谷議員からの子育て支援アプリ情報配信サービスについての質疑に係る答弁において、子育て支援アプリは平成31年4月より開始したサービスと発言いたしましたが、正しくは平成30年4月より開始したサービスでしたので、発言の訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（大嵯暁美君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第1、議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る9月13日午前9時より、役場3階大会議室において、委員会委員全員の出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開催し、慎重に審査しましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてにつきまして、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありました。

経営戦略では、急激な住民の負担増にならないよう2段階で引き上げる旨が記載されているが、その中で、初めに大きく20%、後で小さく7%とした理由はどの質疑がありました。水道事業運営委員会へ諮ったところ、2回を半々にすると2回目の引上げでそれ以上の引上げ幅になる可能性があり、先に大きい比率を設定することで2回目の負担を軽くする設定としたとの答弁がありました。

また、討論においては、水道料金の値上げ幅、物価高騰の今の時期及び県水道料金の値上げが不明な状況の中で、住民の立場から判断すれば、水道料金の値上げには反対とする反対の立場からの討論が1件ありました。

大規模災害、地震対策や安定した供給を維持するためにも、今、劣化した水道管の整備は将来を見据え、先送りできない大切なインフラ整備であり、長期の時間と財源が必要。今後、住民への丁寧で分かりやすい説明をお願いし、賛成とする賛成の立場からの討論が2件ありました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論は反対討論からです。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

1、電気料金、食料品等の物価高騰をはじめ、ガソリン代も1リットル180円を超える価格になってきており、住民の生活は大変厳しくなっています。

2、知多管内の水道料金を一般家庭の標準的な家庭の使用水量と比較した場合、現在でも美浜町は高いほうから4番目であり、改正後は高いと言われている南知多町をはるかに上回り、最も高くなります。改正後の料金については、改正前5,310円から6,864円と1,554円高くなり、値上げ率も約29%と、町政報告会で説明された20%を大きく上回るものです。使用水量が少なくなればさらに値上げ率は大きくなります。

3、県水の値上げも発表されていますが、具体的な値上げ幅は示されていません。そのため、令和8年度に第2弾の美浜町の水道料金の値上げ幅が7%と想定されていますが、県水の値上げで美浜町の水道料金が幾らまで高くなるのか不安の声が高まっています。

水道料金は、電気料金とともに欠かせない生活費です。自治体は物価高騰で住民の生活を支援する立場でありながら、今、水道料金を値上げすることには反対です。水道料金の値上げ幅、物価高騰の今の時期及び県水の値上げが不明な状況の中、住民の立場から判断すれば、水道料金の値上げには反対せざるを得ません。水道事業経営戦略では町民の急激な負担増加にならないように2段階で改正するとありますが、今回の提案が急激な負担増加ではないでしょうか。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第34号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（大寄暁美君）

日程第2、議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

地域応援クーポン券事業委託料について、クーポン券の配布時期等詳細はとの質疑があり、11月1日から2月10日までの使用期間で、500円券を6枚、1人当たり3,000円分のクーポン券を10月1日時点で住民登録のある全町民に配布する予定。買物代金1,000円ごとに1枚使用でき、半額補助となる。使用対象は美浜町商工会加盟で登録された店舗となるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る9月14日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開催し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の予防接種健康被害救済制度給付金について、本町における事例発生の時期及び制度の概要はとの質疑があり、今回補正に上げているのは3名の申請分で、うち現時点で認定されているのは1名となる。この1名は、昨年9月に申請し本年7月に認定された。残りの2名は令和5年3月と7月に申請している。この制度は、予防接種法に基づき、接種が原因で健康被害を受けた方を対象に国が認定して給付金を出す制度で、新型コロナワクチンの接種が始まったことに併せてできた制度ではない。また、申請期限は新型コロナワクチン接種においてはありません。新型コロナウイルスワクチン接種時に副反応があると言われてるので、体調に異変が生じ、診察した医師の判断で申請するケースが多いとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論します。

1、3款、1項、1目社会福祉総務費において、住民税非課税世帯給付金補助金過年度返還金で誤支給した者から返還を受ける歳入が予算化されていないこと。

2、10款、2項、1目学校管理費において、学校施設環境改善交付金過年度返還金で河和南部小学校の校舎を学校施設から異なる目的で使用することになったための返還金であるにもかかわらず、無償譲渡した事業者に対し請求する考えはないこと。

3、継続費補正、8款、5項都市計画費において、都市公園整備事業を令和6年度まで延長し、陸上競技場の供用開始直前まで工事が延長されること。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大嵯暁美君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第35号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から
議案第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで2件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第3、議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案

第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大嵯暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第36号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第37号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大寄暁美君）

日程第4、認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳出、2款総務費において、スポーツまちづくり支援業務委託料について、スポーツ合宿、大会誘致支援事業により、どのような成果があったかとの質疑があり、サッカー日本代表専属西シェフによる旅館業向けのセミナーや、筑波大学の小井土監督によるセミナーを行った。県の説明会で運動公園のPRを行うことで多くの団体に関心を持ち、施設の見学につながった。小中学校等の大会を計画している団体から、立地的に駅前ということは大変魅力的という意見もあった。観光協会、旅館組合と協力し、おもてなしの強化という点で調査研究し、再度美浜に来てもらえるような体制づくりを進めているとの答弁がありました。

6款農林水産業費においては、農業次世代人材力投資事業補助金は全額国の補助とのことだが、10名に1,350万円払っている。担い手不足や農作放棄地などの対策だが、実績報告を受けて公開しているのかとの質疑があり、年2回7月と1月に収支状況報告を受けているとの答弁がありました。

7款商工費においては、県観光協会負担金の41万円の算出根拠はとの質疑があり、普通会员は16万円、観光キャンペーン推進事業会費が25万円、合わせて41万円、人口割、観光客の入り込み客数、宿泊収容人数等の統計に基づいた金額であるとの答弁がありました。

8款建設費においては、規制市街地道路整備事業について、道路後退用地を購入する基準はあるかとの質疑があり、道路後退とは幅4メートルに満たない狭隘道路に建物を建築する際に、下がらなければいけないという法律に従って後退した部分について購入するもの。町が購入する基準は、市街化区域内にある道路であることと地権者からの申請があることであるとの答弁がありました。

続きまして、9款消費費においては、常備消防事業について、知多南部消防組合分担金が随分減っている。不用額を見ると広域消防指令センターの負担金が下がったためとあるが、昨年度減っただけか、全体に減ったのかとの質疑があり、中央指令センターのシステム機器の更新で不用額が生じたためと聞いており、今回だけの減額と思われるとの答弁がありました。

また、歳入においては、令和3年度と比較してふるさと納税決算額が2,000万円ほど少なくなっているが、その理由は。また、美浜町の住民がほかの自治体にふるさと納税した額はどれぐらいかとの質疑がありました。減額の理由は、ふるさと納税制度が始まり、認知度が高まってきたことから、選択肢が増え、他の自治体へ納税先の移り変わりが考えられる。物価高騰の影響により、人気の返礼品が一時取扱中止となったことも理由の一つ。また、美浜町の住民がほかの自治体へ寄附した額は、ふるさと納税したことにより令和4年度の町民税寄附控除額が確認でき、4,559万3,000円であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（大寄暁美君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳出、3款民生費において、臨時特別給付金事業における家計急変世帯とはどのような世帯かとの質疑があり、支給期間に物価、賃金、生活総合対策として電気・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増の影響が大きい低所得世帯となる。具体的に価格高騰緊急支援給付金では、令和4年1月から12月までの間で家計が急変し、申請があった場合に、非課税世帯と同等と認められる世帯等に審査の上、支給を決定し、5万円を給付した世帯で4世帯あったとの答弁がありました。

4款衛生費においては、地域保健医療事業における病院群輪番制病院運営費負担金とはどのような質疑があり、夜間及び休日医療のための負担金で、知多半島内8つの病院の持ち回りで実施しているとの答弁がありました。

また、10款教育費においては、特別支援学級アシスタント配置事業について、アシスタント配置の考え方はどのような質疑があり、特別支援学級は児童生徒数の状態によってクラス分けされており、対象となる人数、学級数等にに応じて配置しているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（大寄暁美君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

1、2款、1項、7目企画費において、スポーツまちづくり支援業務委託料で合宿事業者向けセミナー等を実施されましたが、陸上競技場オープンまで1年を切る現在も、具体的な合宿誘致、大会の開催予定もありません。陸上競技場の利活用を具体的にしていけないと、供用を開始しても使う人がいないという状態になりかねません。

2、2款、1項、9目交通安全対策費において、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金で40万円予算化されたものの、実績では14万円と5割にも満たない状況でした。愛知県の自転車乗車時のヘルメット着用率は、

全国平均13.5%に比べて7.8%と低い状況にあります。ヘルメット着用の安全教育と併せて通勤、通学で駅に自転車を置く場合のヘルメットの保管等の問題を解決しないと普及率向上は難しいと考えます。安全教育と普及率向上にさらなる努力をする必要があると考えます。

3、2款、2項、1目税務総務費において、知多地域地方税滞納整理機構負担金で出納整理期間内に戻入れがあったにもかかわらず令和5年度に受入れをしています。滞納整理機構の成果である職員の技術向上につながっているとは思えません。滞納整理機構の在り方自体を検討する時期に来ていると思います。

4、6款、1項、3目農業振興費において、地域ブランド化推進事業でうんねを使った商品を開発し、食と健康の館等で販売してきたと説明がありましたが、なかなか広く普及するには至っていません。

5、決算書と主要施策の成果並びに実績報告書の記載で、不納欠損の状況、空き家対策事業等に誤解を招く箇所が見受けられます。今後は記載内容の変更が必要と考えます。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。野田増男議員。

○12番（野田増男君）

認定第1号 令和4年度一般会計歳入歳出決算認定に当たり、チャレンジMIHAMAを代表し、賛成の立場から討論させていただきます。

決算認定については、年度当初の施政方針に基づき、予算執行における町政運営の成果、総括を行うこととなるものであります。

令和4年度は、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の拡大が確認されてから3年目を迎え、新しい生活様式を取り入れたウィズコロナの時代へと移行しました。この中で、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した様々な支援対策事業が行われました。

まず、感染症拡大防止対策として、保健センター、公民館、小中学校、保育所など公共施設への空調設備の整備を行い、そして令和4年度は特に、原油価格の高騰に伴いエネルギー価格の物価高騰の対策として、非課税世帯や子育て世帯への給付金の給付をはじめ、指定ごみ袋の配布、水道基本料金の減免、保育所、小中学校の給食費補助、農林水産業や中小企業への各種補助金の交付など、多方面にわたり支援を行っております。

各分野においては、持続可能で安心・安全なまちづくりを目指し、様々な事業を行いました。

河和南部地区の消防団詰所を統合し、新たに耐震性を備えた詰所を整備することにより、防火強化を図り、また環境分野では、知多南部衛生組合や広域環境組合により、新たな火葬場や可燃ごみの処理の供用を開始し、住環境の改善が進められました。

令和4年4月からは、学校再編の第一歩として河和南部小学校と河和小学校が統合され、子供たちは多くの新たな仲間と共に勉学、運動に励んでおります。

また、運動公園整備事業では、陸上競技場スタンドの工事が完了し、供用開始に向け順調に事業が進んでおります。

厳しい財政状況が続く中ではありますが、産業振興、子育て、福祉、健康など、その他の分野も含め、地域安全なまちづくり、持続可能なまちづくりを行うための施策や計画策定など、本町が目指すまちづくりが着実に実行されており、これを大いに評価し、この認定第1号の認定を賛成するものでございます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。森川元晴議員。

○8番（森川元晴君）

認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、新風みはまを代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

長かった新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、徐々に平常な日常生活を取り戻し、経済の動向も正常化の兆しが見えてくるかと誰もが期待し、踏ん張り、前向きに頑張ってきた住民、事業者は、ここ美浜町にも多くみえると思います。ところが現実には、長引くロシアのウクライナへの侵攻、紛争の影響は、世界的に燃料・資源価格が高騰し、さらに円安に伴うインフレ傾向はまだまだしばらく続くと考えられます。止まらない物価上昇は家計、事業への影響は先の見えない深刻な状況であり、このような情勢の中、美浜町行政は住民、事業者等に対しどのような対応、対策をしなければならなかったのか、また現実にしてきたのか、他の市町と比較されるのも町民の判断であり、どのように美浜町を評価しているのか、それが本当の決算認定であると思っています。

さて、令和4年度一般会計の決算としては、前年度（令和3年度）と比較すると歳入歳出ともに増額となりましたが、決算収支についての単年度収支は赤字であり、形式収支、実質単年度収支はともに黒字となりましたが、あくまで令和4年度の決算でありまして、地方交付税等の増減の影響も大きいと思われます。主な歳入歳出については議案説明会等で説明を受けていますので省かせていただきますが、財政健全化判断における実質公債費比率は前年度と変わりはないものの、一番懸念する将来負担比率は上昇しています。

今後も、地価の下落による固定資産税、都市計画税の減収、また物価高騰による経済、事業への影響や人口減少、特に生産人口の減は、税収等に大きな影響が出てきます。正直、今後も大きな事業、先送りできない整備は山積していますが、財政は大変厳しい状況であると感じています。

夢や理想を語ることも大切ですが、現実的に今、美浜町に住み、住んでよかったと実感できる美浜町でなければ、本来の姿ではありません。あくまで住民が主役であり、人が人を呼ぶと信じています。

今後も、住民、事業者等が不安になるような放漫的な経営の進め方は決してしない、健全で身の丈に合う行財政運営に努めていただくことをお願いし、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5 認定第2号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第4号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで3件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第5、認定第2号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4

号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第2号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3議案につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定しました。

なお、3議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大嵯暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第2号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第3号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第4号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第5号 令和4年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで3件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第6、認定第5号 令和4年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第5号 令和4年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの3議案につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

認定第5号において、土地取得費について、補正により1,000万円減額をしているが、その理由はどの質疑があり、令和4年度は該当する案件がなかったため減額補正したとの答弁がありました。

また、認定第7号においては、修繕工事におけるその他工事11件の内容はどの質疑があり、主なものとしては、上野間橋水管橋の塗装工事で約600万円、上野間布土線で県道路工事に伴う水道管移設に約300万円、その他189

万円は漏水調査のため試掘掘りし、ほかに古い施設管を新たに使用するためにサドル詰まりを再穿孔した費用などが含まれるとの答弁がありました。

認定第6号においては、質疑はありませんでした。

なお、3件とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大嵯暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第5号 令和4年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第6号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第7号 令和4年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決及び認定であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。議会運営委員会は正副議長室で開催します。

なお、委員外議員並びに執行部職員の皆様はそのまま待機をお願いいたします。

〔午前9時59分 休憩〕

〔午前10時08分 再開〕

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具物品売買契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具物品売買契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具物品売買契約の締結について

○議長（大嵯暁美君）

追加日程第1、議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具物品売買契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日、追加上程いたしますのは、議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具、これ用具及び器具ということだそうでございます、用具及び器具ということで用器具ということをお願いいたします。物品売買契約の締結についてでございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具物品売買契約の締結についてでございますが、契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、議案第38号の詳細につきましては担当部長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

[降壇]

○産業建設部長（宮原佳伸君）

議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具物品売買契約の締結について御説明いたします。

去る9月13日に指名業者7者によりまず指名競争入札を施行いたしました。その結果、お手元資料1のとおり、株式会社エヌ・エフ・ユーが1億3,550万円で落札し、9月14日付で仮契約を締結いたしました。

消費税及び地方消費税1,355万円を加えた1億4,905万円で本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

現在建設中の陸上競技場で競技に必要な用器具を購入するものでございます。

なお、納期につきましては、令和6年2月29日を予定しております。

議案第38号の説明は以上でございます。

○議長（大嵯暁美君）

議案第38号の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開時間は追って放送でお知らせします。

休憩中に全員協議会を開きますので、議員の皆様は直ちに議員控室にお集まりください。

[午前10時12分 休憩]

[午前10時45分 再開]

○議長（大嵯暁美君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具物品売買契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。大岩靖議員。

○11番（大岩 靖君）

議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具物品売買契約の締結についてに質疑させていただきます。

この陸上競技場用器具物品とは、具体的な器具内容、もしできれば器具の個数というカリストですが、もし示すことができれば、後日で結構です。また我々に表示していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

今回このような用器具を購入したいきさつといたしましては、来年度、オープンします陸上競技場を本当に使っていただけるため、あと日本陸連の公認を取得するために今回購入したものでございますが、まず、具体的なものですけれども、器具といたしましては、今現在写真判定室を造っておりますが、写真判定室の中に入れる写真判定装置ですね、器具としては、これが大きなものでございます。

あと、トラックで使うハードルだとか、あと風を測ったりする風速計、あと走り高跳びのマットだとか棒高跳びのマットが主な器具になります。

用具につきましては、例えば距離を測ったりする巻き尺だとか、あとスターターが持つピストルだとか、手に持つようなものですね。あと砲丸とかハンマー、やりが用具になります。

リストにつきましてはまた後日お渡ししますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第38号 美浜町運動公園陸上競技場用器具物品売買契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件について

○議長（大嵯暁美君）

日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について別紙としてお手元に配付しました。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第8 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大嵯暁美君）

日程第8、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和5年第3回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げた報告第5号 専決処分事項の報告についてをはじめとする全案、慎重審議の上、御承認いただいたことに対し、まずもってお礼を申し上げます。

さて、9月も過ぎ、秋の彼岸を迎えていますと担当者が書いてくれております。始まる前に、彼岸とはいつだったのかということ話をしたら、今日から26日までだそうです。この頃を境として秋の気配が感じられる、確かに朝晩涼しくなってきましたが、まだまだ日中は暑い日が続いております。議員の皆様方におかれましても御自愛いただきたいと思っております。

また、収穫の喜びの感じられる実りの秋と書いてあります。おっしゃるとおりで、実りの秋を迎えるにはやはり種をまかなければならない。1年で実のなるものもあれば、時間をかけて実のなる果樹のようなものもあります。まだまだ実がなっていないで、今まだ水を与えている段階、あるいは肥料を与えている段階のものもあります。私たちの先人が植えた種を今一生懸命水をまいているものもありますし、なかなか実がつかない、もうそろそろ新しい木に変えた方がいいんじゃないかというものもあります。非常に厳しい財政状況の中であっても、やはり次の世代に向けて種をまいていかなければいけない、そうした事業もあります。将来的な不安に向けて危険の芽を摘み取らなければいけないようなこともあります。そうしたことも今議会においていろいろと皆様に御審議いただきました。

今後、次の世代に向けて、あるいは現役世代の私たちの少し上の敬老会等もあったのですけれども、そうした今を生きる世代として、次を担う世代、いろいろな世代に向けて、種をまき、そして育て、実を収穫していきたい、こう思っております。

ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

ありがとうございました。

これにて令和5年第3回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時53分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月20日

美浜町議会

議長 大 寄 暁 美

議員 丸 田 博 雅

議員 荒 井 勝 彦